

地方公営企業の現状と課題

平成29年10月30日

総務省 自治財政局 公営企業課長

藤井 雅文

【目次】

1. 地方公営企業の現状	・・・p 2
2. 政府と総務省の対応	・・・p 13
3. 経営戦略の策定の推進	・・・p 19
4－1. 抜本的な改革の検討の推進	・・・p 30
4－2. 広域化等の推進	・・・p 36
4－3. 民間的経営手法等の活用	・・・p 60
5. 見える化の推進	・・・p 69

1. 地方公営企業の現状

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

事業全体に占める地方公営企業の割合

(平成27年度地方公営企業決算の概況より)

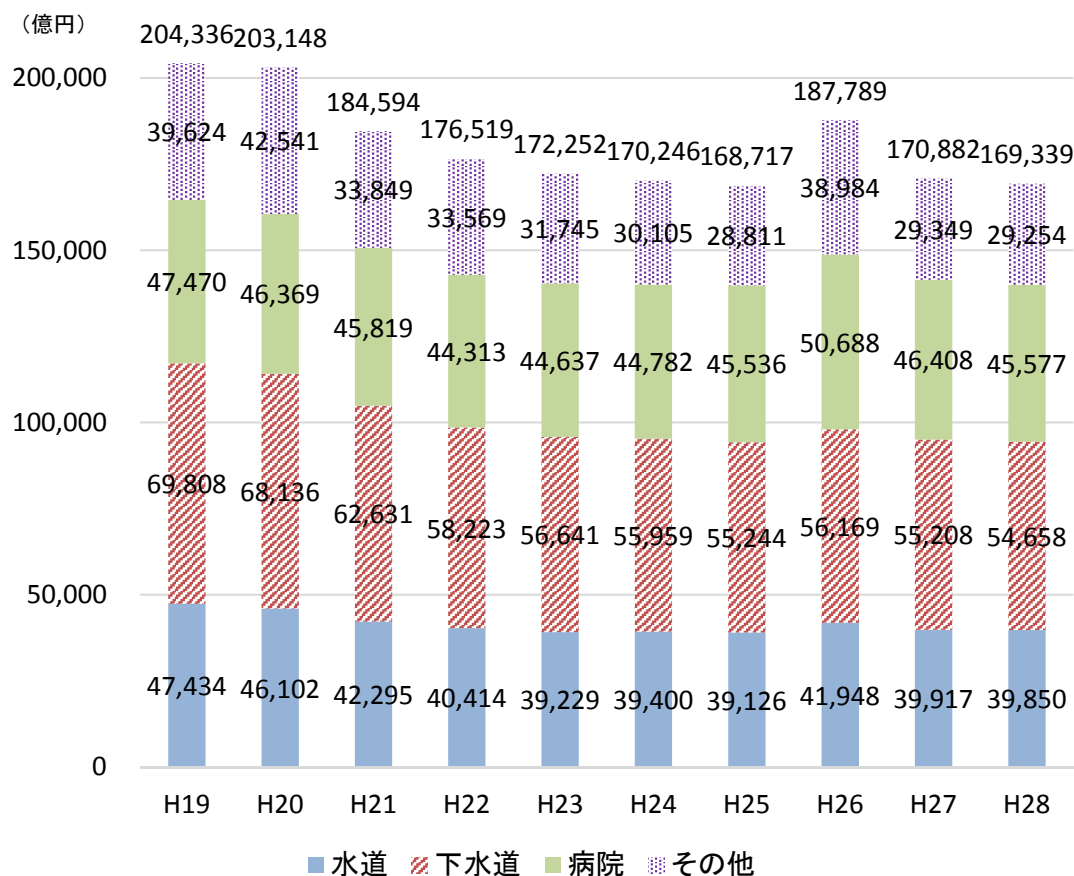
事業		指標		全事業	左記にしめる 地方公営企業の割合	地方公営企業の 事業数 (総数8,614)
水道	現在給水人口			1億2,504万人	99.5%	2,081
工業用水道	年間総配水量			43億37百万m ³	99.9%	154
鉄道	年間輸送人員			243億人	13.6%	9
自動車運送	年間輸送人員			46億人	20.6%	26
電気	年間発電電力量			7,713億34百万kWh	1.2%	92
ガス	年間ガス販売量			1兆5,262億98百万MJ	2.2%	26
病院	病床数			1,566千床	11.8%	636
下水道	汚水処理人口			1億1,474万人	90.3%	3,639

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。(1,951事業)

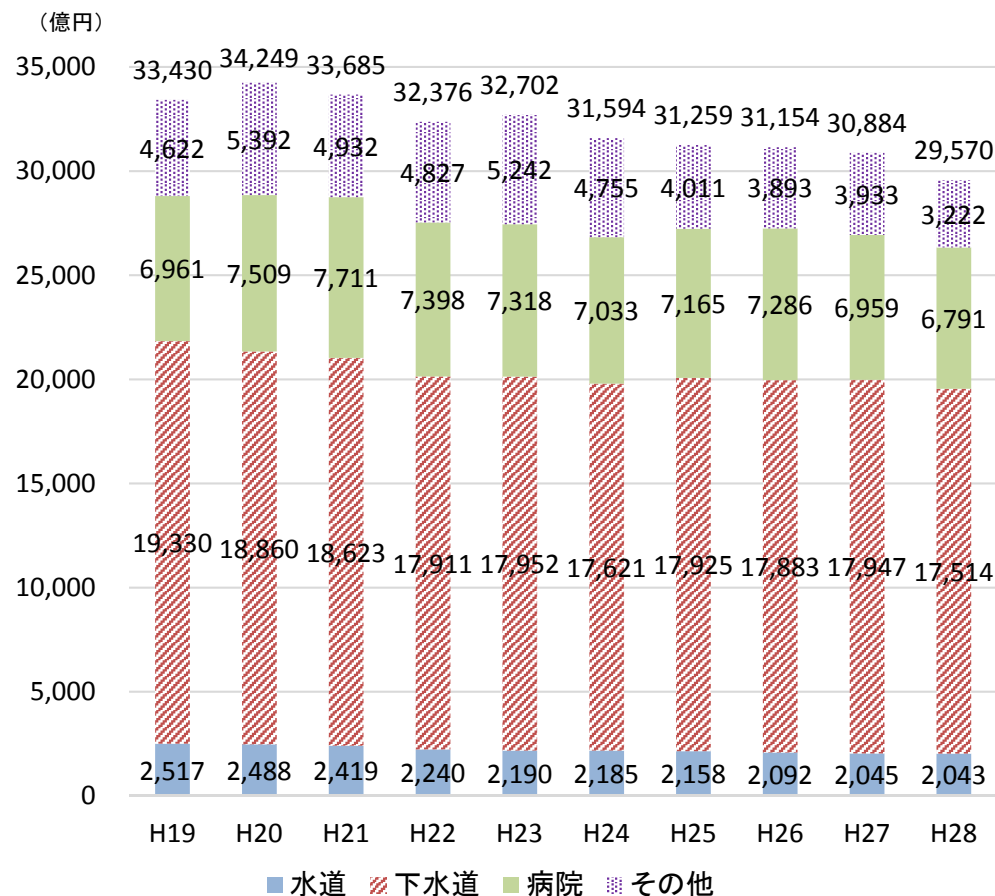
地方公営企業の現状

- 決算規模は、平成28年度決算で16兆9,339億円（対前年度△1,543億円、0.9%減少）であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。
（平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大）
- 他会計繰入金は、平成28年度決算で2兆9,570億円（対前年度△1,314億円、4.3%減少）。
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向だったものがここ数年は横ばいの傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移



地方公営企業の他会計繰入金の推移

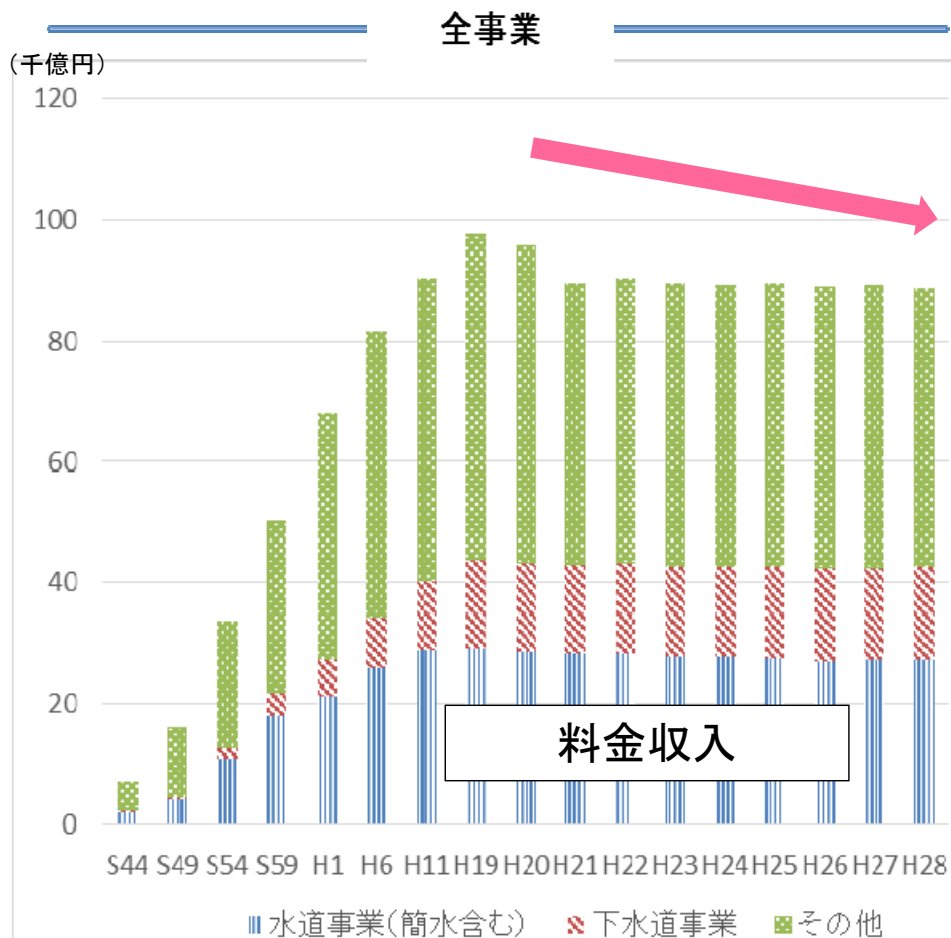


地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

①地方公営企業の料金収入の推移

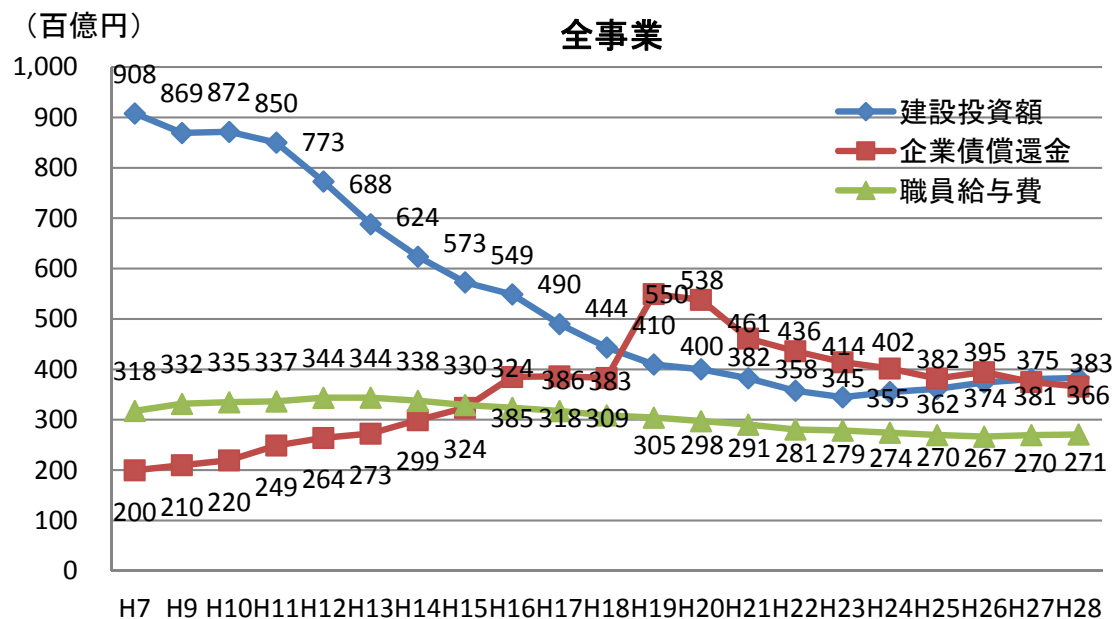
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。
普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



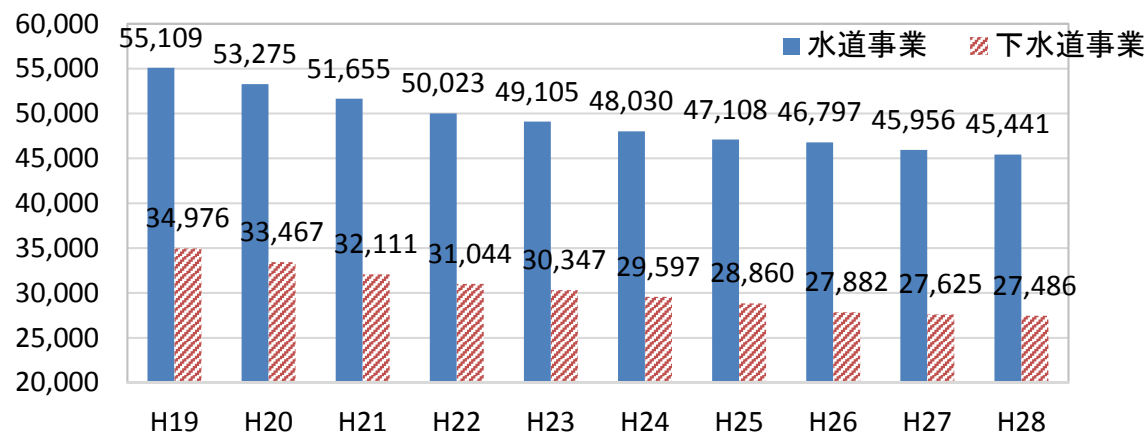
②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から5年連続で増加傾向。



③水道事業・下水道事業の職員数の推移

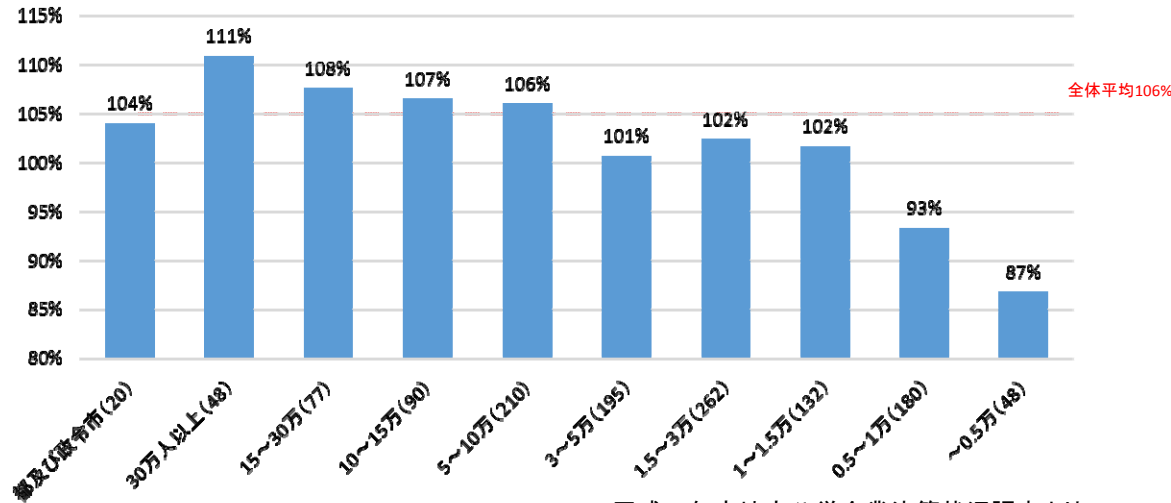
・民間委託など民間活用の推進等により、上下水道事業の職員数は減少傾向。



水道事業の現状と課題

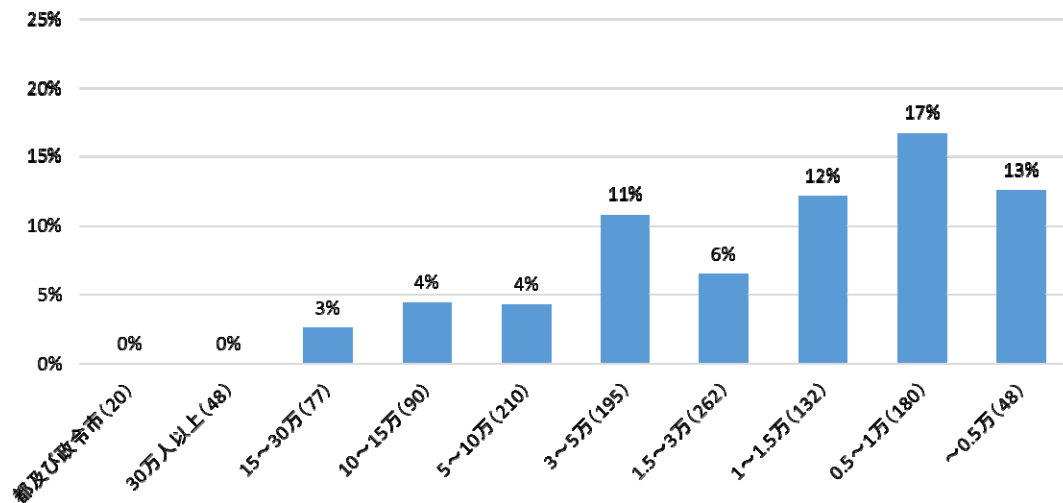
- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

上水道事業における給水人口別の料金回収率



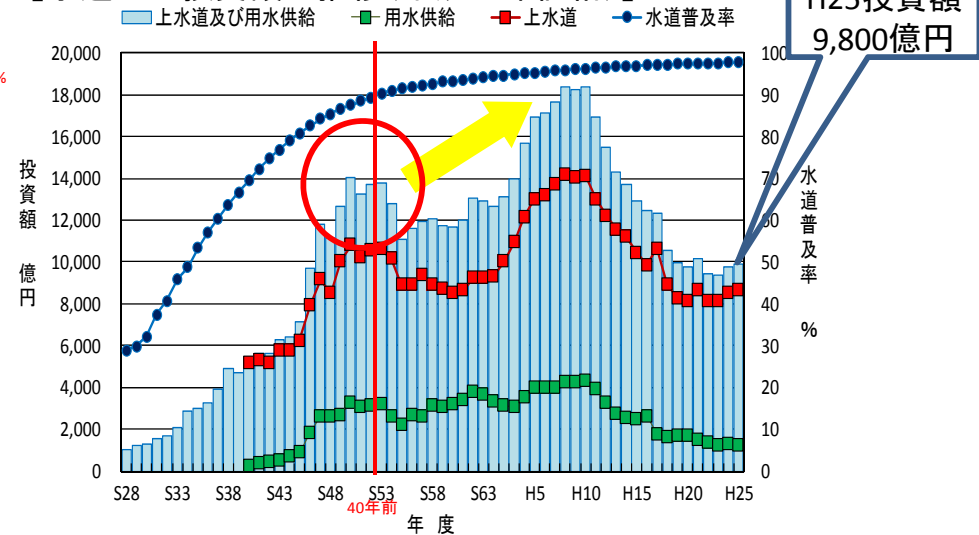
平成28年度地方公営企業決算状況調査より。

上水道事業における給水人口別団体に占める赤字団体の割合

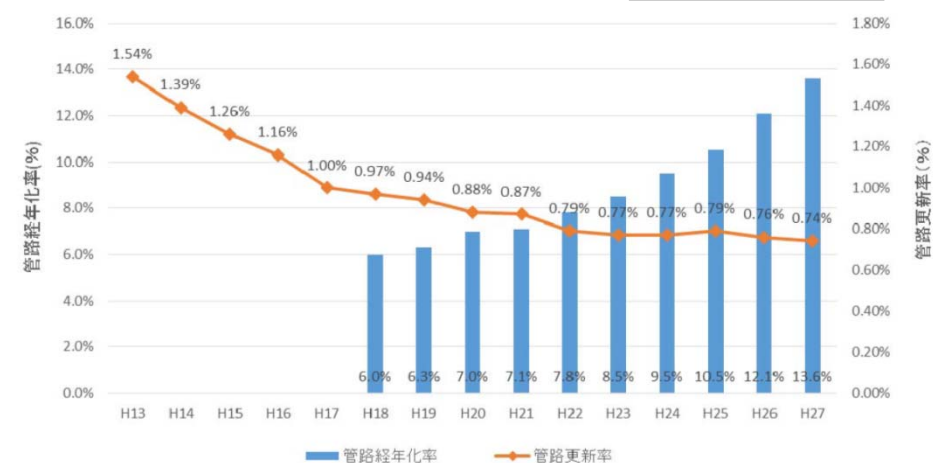


平成28年度地方公営企業決算状況調査より。

【水道への投資額の推移(平成25年価格)】



【管路経年化率及び管路更新率の現状】



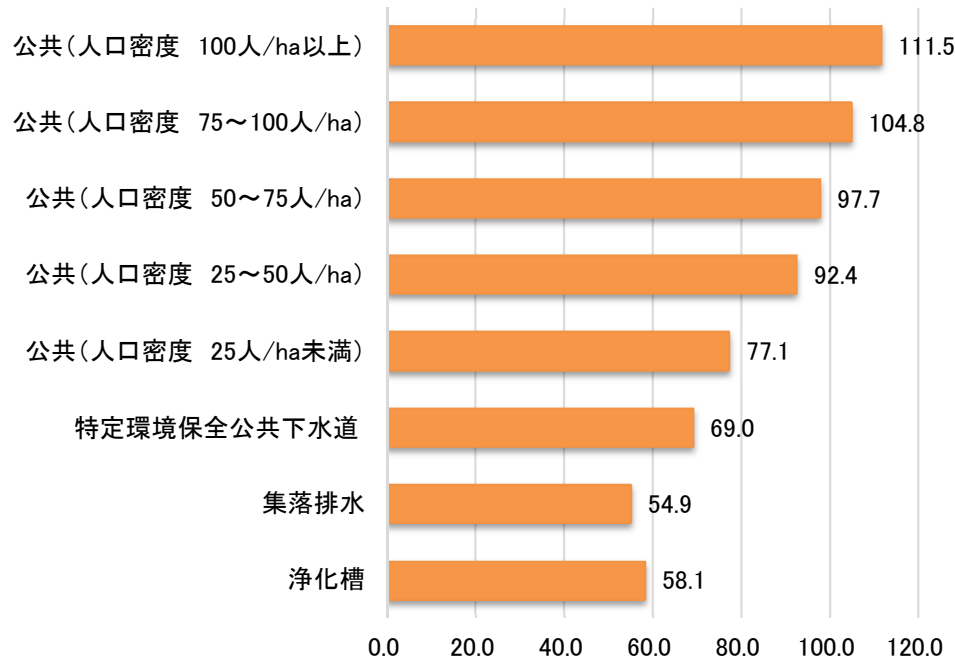
※管路経年化率のH17以前の統計数値なし。

厚生労働省資料を一部加工

下水道事業の現状と課題

- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 小規模な団体で公営企業会計適用の取組が進んでいない。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (H28年度)

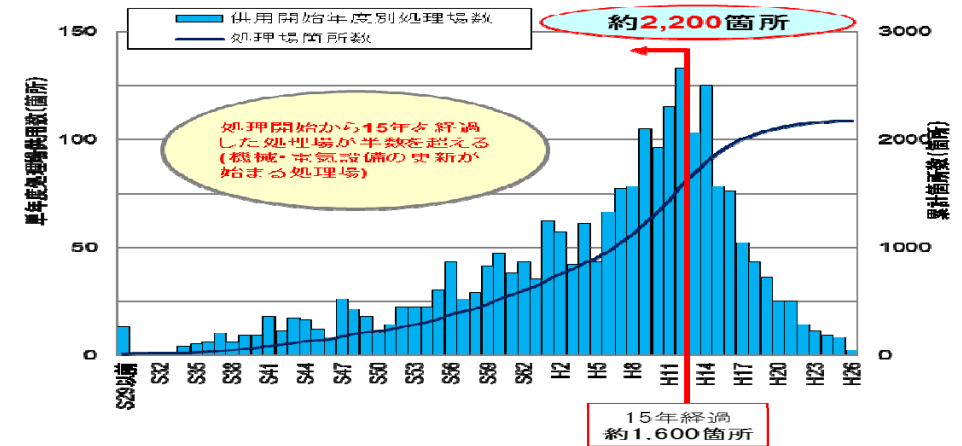


注)
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

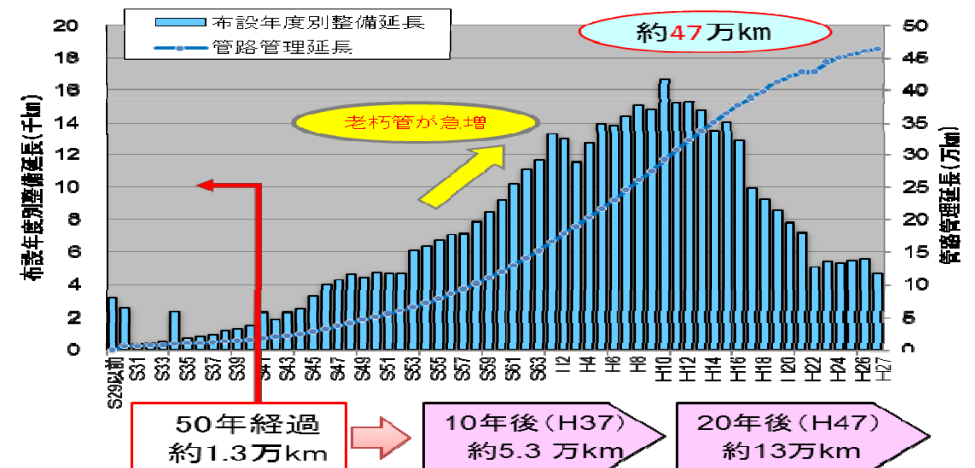
公営企業会計の適用状況(下水道事業)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○人口3万人以上団体 (H29.4.1) | ○人口3万人未満団体 (H29.4.1) |
| ・適用済 40.0% | ・適用済 8.1% |
| ・適用に取組中 58.8% | ・適用に取組中 16.7% |

■ 処理場の年度別供用箇所数(H26年度)



■ 管路施設の年度別管理延長(H27年度)



出典: 国土交通省資料

管路の老朽化等起因した障害の発生事例

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壌に管路が埋設されていることなどが原因。

A水道事業

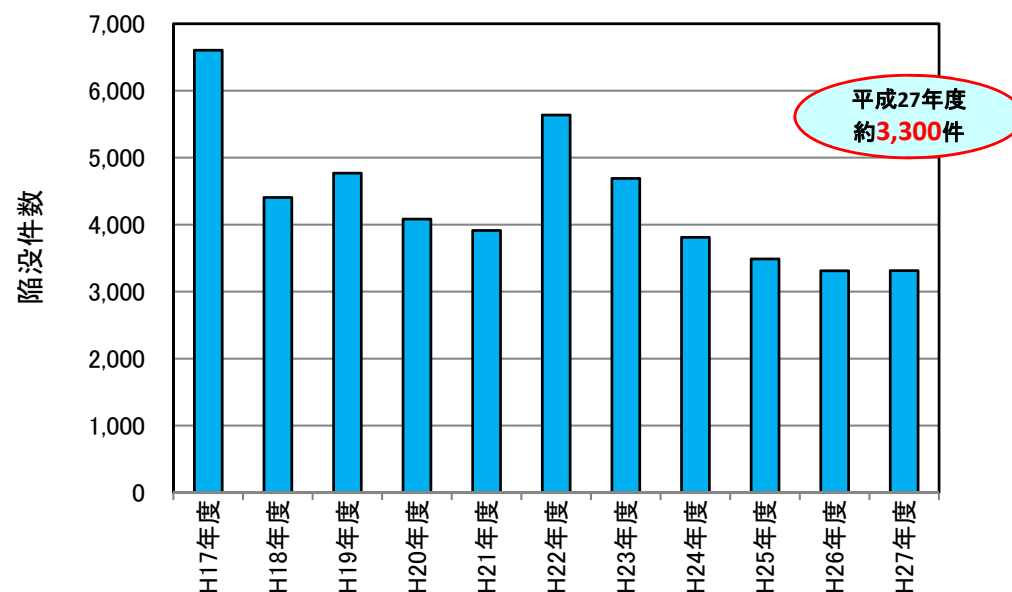
ゴム可とう管の破断
による配水管からの
漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生（毎時150～200トン）
- 市の約半数である約10,000戸（約30,000人）で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施（基幹病院にはピストン輸送）



※写真はイメージ

■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



震災対策に取り組む団体の事例

1 水管橋の地震・津波対策

- ・耐震性のない水管橋の横過トンネル化



2 管路の耐震化・老朽化対策

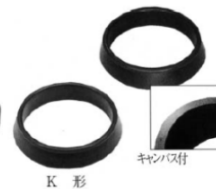
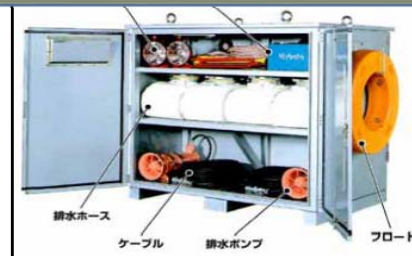
- ・老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- ・老朽管路の総合評価と優先度の決定
- ・耐蝕、被覆による管路の長寿命化



3 工業用水給水のバックアップ対策

- ・給水ルートが2重化とループ化
- ・他管理者の管路との接続給水
- ・緊急給水設備の整備

- ・災害時支援協定の締結
- ・工業用水被災時の復旧訓練
- ・工業用水管路の復旧資材の備蓄

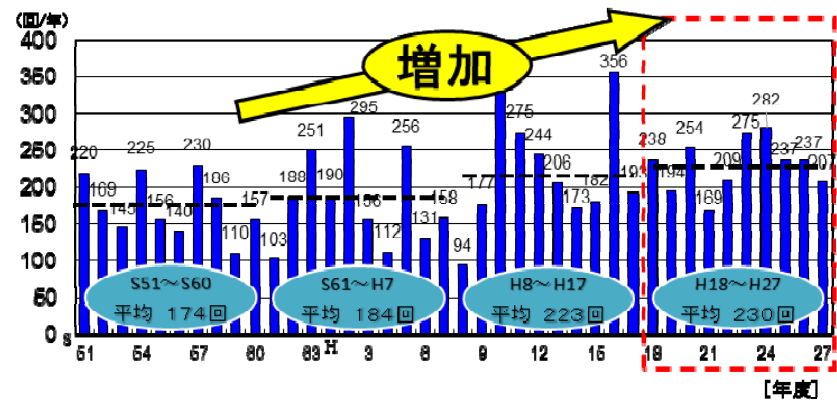


下水道による浸水対策

- 都市化の進展、計画規模を上回る集中豪雨の多発、地下鉄・地下街といった土地利用の高度化などにより、都市部における内水氾濫の被害リスクが増大。
- 被害の重大性、対策の緊急性を踏まえ、選択・集中の考え方の下、計画的な取組を推進。

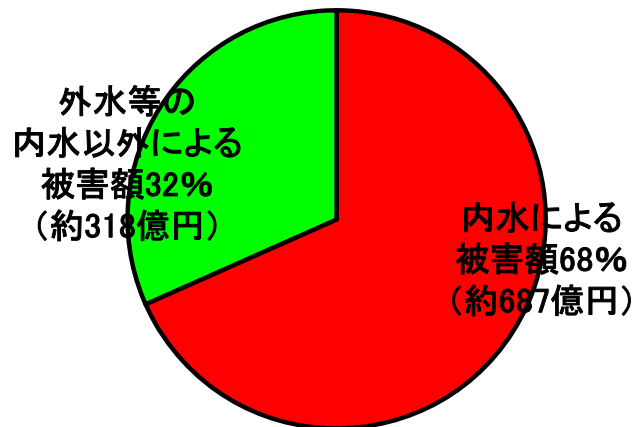
■近年の降雨及び被害状況

近年、1時間降水量50mm以上の降水の発生回数が増加



1時間降水量50mm以上の年間発生回数(気象庁資料より)
(全国のアメダス地点より集計した1,000地点あたりの回数)

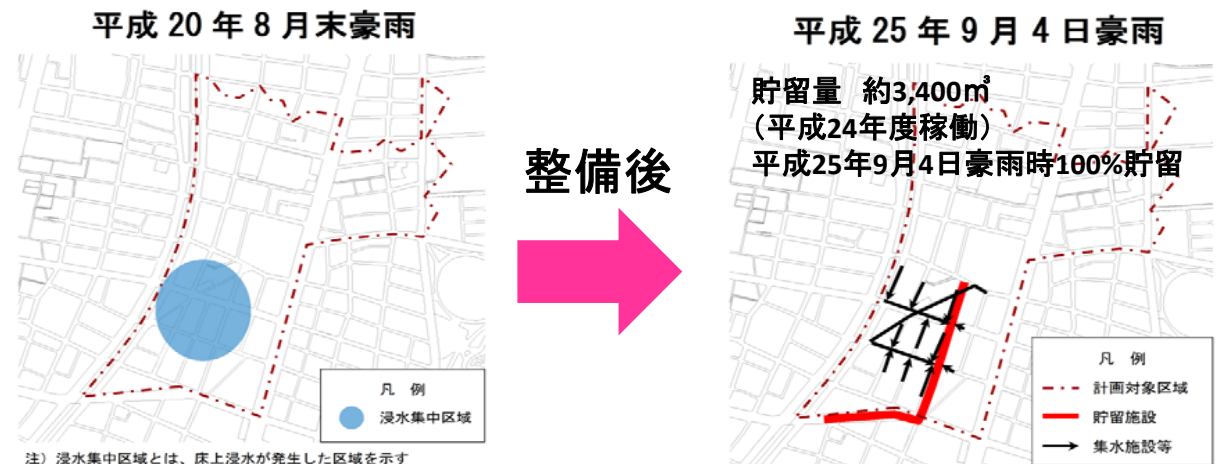
■水災害による被害額の例(東京都)



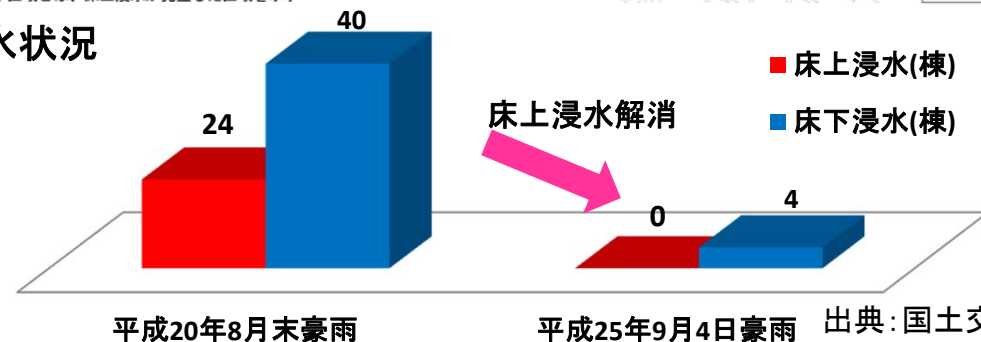
平成17~26年度の10年間の合計(出典:水害統計)

浸水対策の事例について(名古屋市)

- 千種区大和地域では、平成20年8月末豪雨(1時間当たり最大で95.5mm)により甚大な浸水被害が発生。
- これを受けて、原則1時間60ミリの降雨に対応した施設整備を実施。
- 平成25年9月に発生した豪雨では、平成20年8月末豪雨と同程度の降雨量(1時間当たり最大で94mm)を記録したものの、同地区における床上浸水の被害なし。



○浸水状況



出典:国土交通省資料 10

全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で11%、病床数で約14%。
- へき地における医療や、救急・災害・周産期などの不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている。

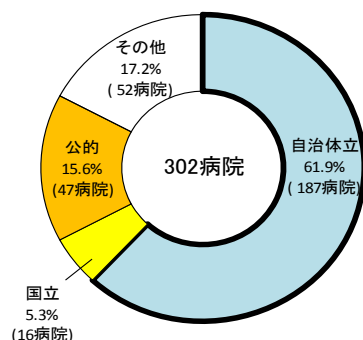
○全国の病院に占める
公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,447	1,561,500
公 立	930 (11.0%)	224,315 (14.4%)
国 立	327 (3.9%)	129,294 (8.3%)
公 的	282 (3.3%)	93,100 (6.0%)
そ の 他	6,908 (81.8%)	1,114,791 (71.4%)

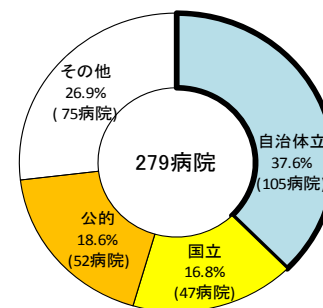
厚生労働省 医療施設動態調査(平成28年6月末)

○自治体病院の役割

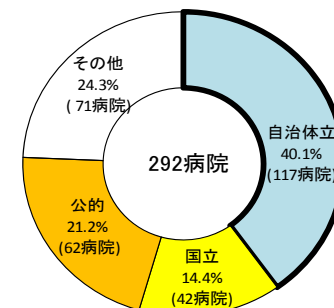
へき地医療拠点病院



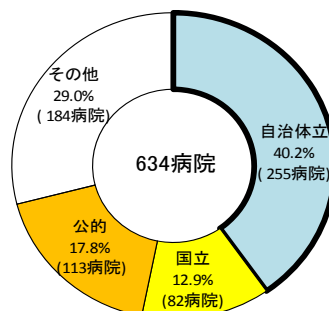
救命救急センター



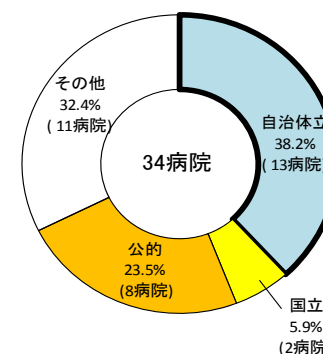
地域周産期母子医療センター



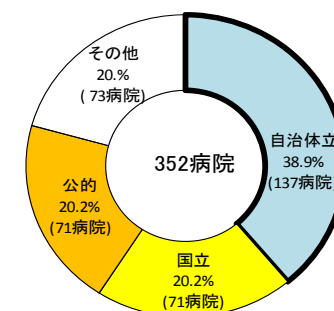
災害拠点病院



小児救急医療拠点病院



地域がん診療連携拠点病院

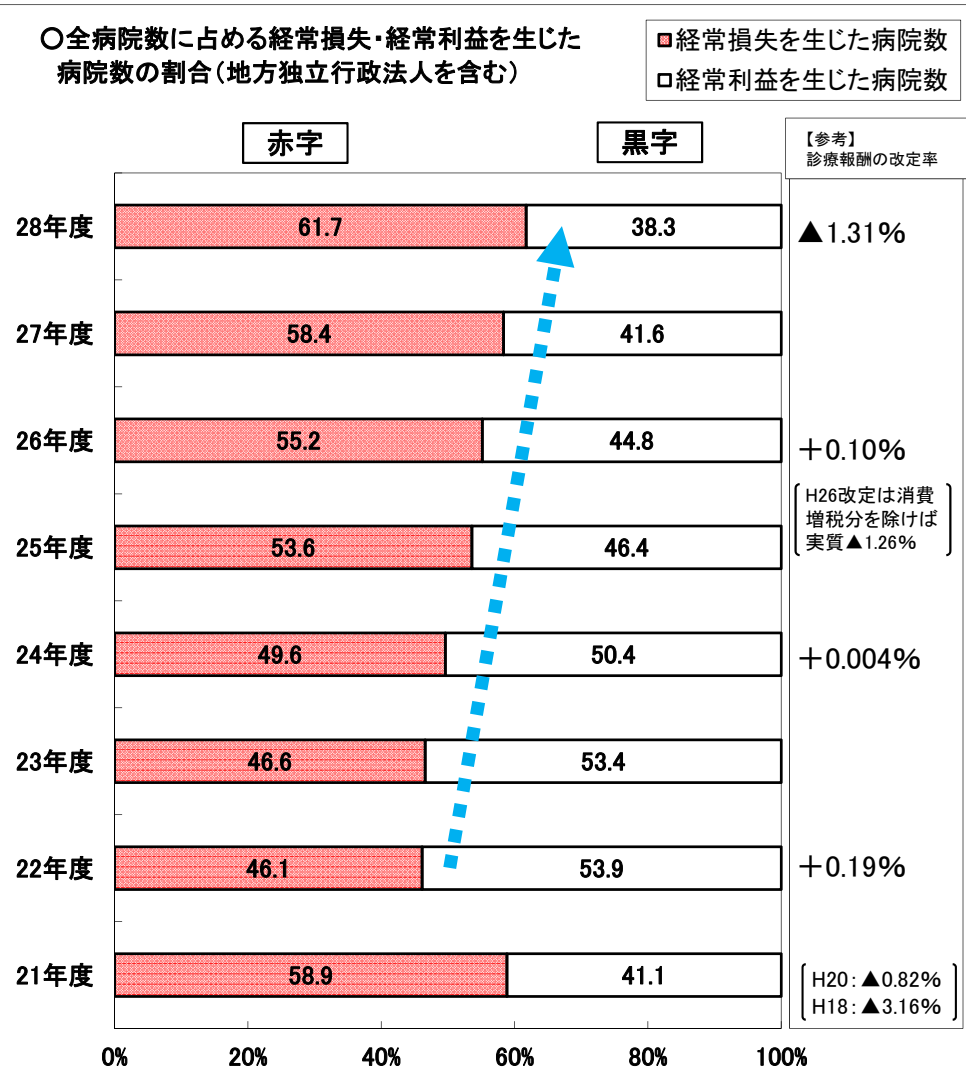


※表の公立病院は、地方公営企業の病院、公立大学附属病院、地方独立行政法人病院を含む
 ※表の公的病院は、日本赤十字社、済生会、厚生連等が設置・運営する病院
 (出典: 平成28年度全国自治体病院協議会資料より作成)

病院事業の現状と課題

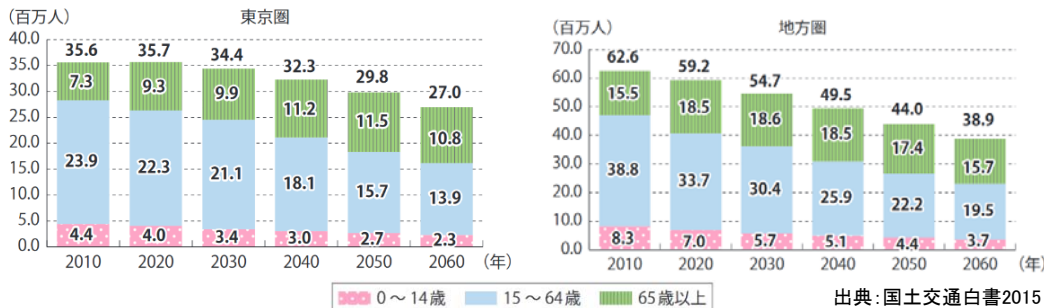
○これまでの取組により一定の成果が見られるが、依然として半数を超える公立病院が経常収支赤字の状況。
○また、人口や病床数が少ない病院の経営状況がより厳しいという実態にあり、今後の人口動向に留意する必要がある。

経常収支が赤字である病院の割合



人口及び規模別の公立病院の状況

○地域ごとの将来推計人口の動向

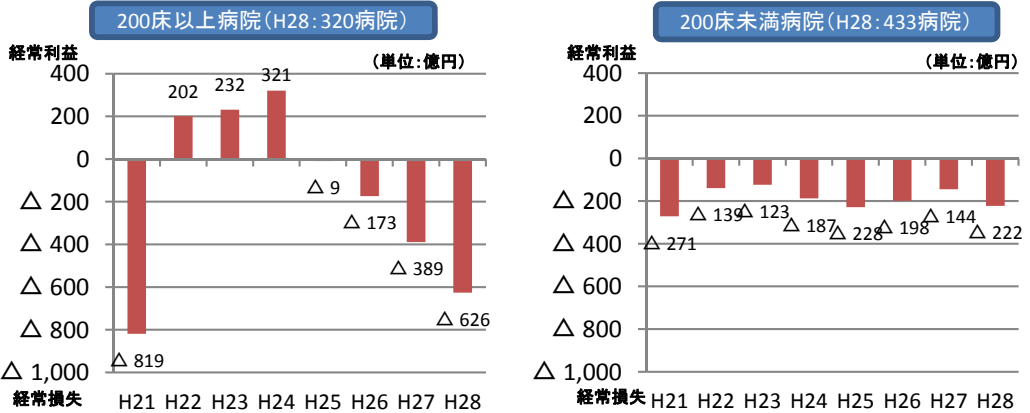


○人口区分別の公立病院数

所在市区町村の人口	合計	23区及び指定都市	30万人以上	10万人～30万人	5万人～10万人	3万人～5万人	3万人未満
病院数(H28)	753	41	51	136	166	106	253

※ 病院数は精神・結核等除いた一般病院のみ

○経常損益



2. 政府と総務省の対応

公営企業の改革に向けた取組

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

経営状況の把握・経営管理

地方公営企業会計の制度等の見直し

□ 資本制度の見直し

（平成24年4月から）

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

□ 地方公営企業会計基準の見直し

（平成26年度予算・決算から）

→損益、資産等の正確な把握。

経営改革

□ 公営企業の抜本改革

（平成21年度～25年度）

→事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知）

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少（平成20年度：61会計→平成25年度：18会計）

(前ページ詳細) 平成25年度までの公営企業・第三セクター改革の成果

公営企業の抜本改革(平成21年度～25年度)

《抜本改革期間の実績》

○ 経営健全化基準以上の公営企業会計(※1)

平成20年度:61会計 → 平成25年度:18会計
(▲70.5%)

(※1) 事業規模に占める資金不足額の割合が健全化法で定める基準(20%)以上である会計

(H26.4.1現在)

事業廃止	240事業	民営化・民間譲渡	118事業
PFI	15事業	指定管理者制度	172事業
包括的民間委託(※2)	87事業	公営企業型地方独立行政法人	32事業

(※2) 包括的民間委託については、H24・25年度の実績

公立病院改革ガイドライン(平成19年12月)に基づくこれまでの公立病院改革

《再編・ネットワーク化》

- ・ 統合・再編等に取り組んでいる病院 162病院
- ・ 再編等の結果、公立病院数は減少 H20:943 ⇒ H25:892 (▲51病院)

《経営形態の見直し(H21～H25)》

(予定含む数)

- ・ 地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
- ・ 指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
- ・ 民間譲渡・診療所化 50病院

第三セクター等の抜本的改革(平成21年度～25年度)

《抜本的改革期間の実績》

○ 地方公共団体が行う損失補償・債務保証

7.5兆円 ⇒ 4.0兆円
(▲45.5%)

(単位:億円、H26.4.1現在)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	-38.6%
法人数	8,685	7,634	-12.1%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(地方独立行政法人等の特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

平成21年度からの公営企業・第三セクター等の抜本改革では、**相当の成果**をあげたところ。
平成26年度以降においても、引き続き経営健全化の推進のため、**不断の改革**に取り組んでいる。

公営企業における更なる経営改革の推進（平成26年度以降）

公営企業の現状及びこれからの課題

- 事業全体の約1割(10.5%)が赤字事業(平成28年度決算)
- 施設等に係る更新投資が十分でなく、老朽化施設の割合が多い事業が存在
- 人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

各公営企業に求められる対応

- 担い手や事業規模など現在の経営形態そのものの見直し
- 更なる効率化・経営健全化
- 民間の技術・ノウハウの活用
- 投資規模と財源確保の中長期的な試算
- 経営指標(データ)に基づくマネジメント
- 投資コスト比較や原価計算のよりの確な実施
- こうした現状、課題や危機意識の地域での共有 等

更なる経営改革の推進

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、以下の方向性について検討

事業廃止、
民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

経営戦略の策定・公表・実行

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、よりの確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（抄）

（平成29年6月9日閣議決定）

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

（3）地方行財政

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合等を踏まえ、「人口減少等特別対策事業費」における「取組の成果」に応じた算定へのシフト、「地域の元気創造事業費」における「地域経済活性化分」の算定へのシフト等を進める。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。社会保障や社会資本整備分野を含め、歳出効率化に資する様々な取組の先進・優良事例の拡大に向け、事例の普及状況に応じ、取組の促進に向けた効果的な方策について、幅広く検討する。

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

私立大学の公立化に際しては、経営見通し等を「見える化」する。先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握するとともに、中間評価に向けて、地方公共団体の改革意欲を損ねないことを前提に、トップランナー方式の影響額について、その活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いを明確化する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

経済財政運営と改革の基本方針、経済・財政再生アクション・プログラム

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて今年度できるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。下水道事業について、処理場の統廃合や広域的維持管理体制の整備など事業の広域化・共同化に取り組むこととし、今年度においては、関係省庁が連携して、都道府県構想において広域的維持管理体制の整備等について位置づけるなどの取組を促す。

経済・財政再生アクション・プログラム(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

2. 主要分野ごとの改革の取組

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

(1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、水道事業においては各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請した。下水道事業においては、全事業に求めている経営戦略の策定(2020年度まで)を通じて、最適化・広域化・共同化の検討を行うよう要請した(汚水処理に係る都道府県構想の見直し状況については、2015年度末において9都府県で構想の見直しが完了)。病院事業においては、公立病院を設置する地方団体に対して、地域医療構想の策定を踏まえた新公立病院改革プランの策定を通じて、再編・ネットワーク化の検討を行うよう要請した。

(今後の取組)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、新たにKPIを設定して進捗の検証を行うこととし、独立した改革工程を明記して取り組む(例えば、下水道事業の都道府県構想、新公立病院改革プラン、経営戦略など地方団体の策定する各種計画での具体化を促す。)

(注)「広域化等」は、事業統合はじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

3. 経営戦略の策定の推進

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。

(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)

(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP／PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(ICT活用等)

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

反映

**収支
均衡**

財源試算の検討

- 料金の見直し
 - 内部留保額の見直し
- 等

資産管理

アセットマネジメント
ストックマネジメント

**収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る**

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)

- ・策定の定義を明確化
 - ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
 - ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加
- 主な改訂点

- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**

- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)

- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
 - ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
 - ・水道広域化の調査・検討に要する経費
- 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

経営戦略の策定状況の「見える化」

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 経営戦略について、**平成32年度までに策定するよう要請したところ**（平成28年1月）であり、平成29年3月31日時点での策定状況調査を実施。
- **平成32年度までに策定予定の事業の割合は80.7%（策定済含む）**となっている一方で、**策定予定年度未定の事業の割合は19.3%**であり、平成32年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況（平成29年3月31日現在）（単位：事業）

	策定済 事業数（構成比）	H29年度に 策定予定 事業数（構成比）	H30～32年度に 策定予定 事業数（構成比）	策定予定年度 未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
水道	622（33.1%）	354（18.9%）	662（35.3%）	239（12.7%）	1,877（100.0%）
工業用水道	41（27.7%）	19（12.8%）	58（39.2%）	30（20.3%）	148（100.0%）
交通	12（14.6%）	7（8.5%）	39（47.6%）	24（29.3%）	82（100.0%）
電気	21（23.6%）	3（3.4%）	21（23.6%）	44（49.4%）	89（100.0%）
ガス	9（37.5%）	4（16.7%）	8（33.3%）	3（12.5%）	24（100.0%）
下水道	2,172（61.1%）	216（6.1%）	829（23.3%）	338（9.5%）	3,555（100.0%）
その他	34（3.5%）	29（3.0%）	292（29.7%）	628（63.9%）	983（100.0%）
合計	2,911（43.1%）	632（9.4%）	1,909（28.2%）	1,306（19.3%）	6,758（100.0%）

「その他」は港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場整備

策定状況の「見える化」

- 平成29年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（平成29年8月）。
- 今後、**毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進**することとしている。

公表例（埼玉県内の公営企業を抜粋）

団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況								
			①策定済	②取組中	③未着手	（②又は③の場合）策定予定年度					④その他
						H29	H30	H31	H32	未定	
埼玉県	工業用水道事業	工業用水道	○								
埼玉県	水道事業	上水道（用水供給）	○								
埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○								
埼玉県	下水道事業	流域下水道	○								
さいたま市	水道事業	上水道（末端給水）	○								
さいたま市	下水道事業	公共下水道	○								
さいたま市	市場事業	市場		○						○	
さいたま市	と畜場事業	と畜場		○						○	
さいたま市	宅地造成事業	その他造成			○				○		
川越市	水道事業	上水道（末端給水）		○						○	
川越市	駐車場整備事業	駐車場整備			○					○	
川越市	下水道事業	公共下水道		○						○	

※「④その他」は廃止予定事業等。

経営戦略の策定推進（策定予定年度未定事業への対応）

- （1）策定に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、既に策定推進施策として講じている**策定ガイドライン、策定に要する経費に対する地方交付税措置及び人材ネット事業（外部アドバイザー制度）の活用を促す**。
- （2）必要な知見・ノウハウ不足を未定の理由としている事業については、施設の更新投資等の将来予測方法例を示すなど**策定ガイドラインの更なる充実を行った**（平成29年3月）。
- （3）統廃合、広域化等の経営形態見直し検討後、公営企業会計へ移行後、他の計画（既存の経営計画等）の終了・見直しに併せて策定予定であることを未定の理由としている事業については、ヒアリングや助言（講習会、会議等の機会を活用）により**平成32年度までの進捗を管理**する。

経営戦略策定ガイドラインの概要①

ガイドラインの狙い（位置付け）

- 「経営戦略」策定に着手、検討している公営企業から寄せられた実務上の課題を解決し、公営企業全体として、より実効性のある「経営戦略」を策定するため、本ガイドラインを策定。

（課題の例）

- ・「投資・財政計画」の作成に当たって、料金収入や施設の老朽化対策・更新投資などの将来予測方法が分からない
- ・赤字（収支ギャップ）を解消するための効果的な取組やそれに要する期間、費用が分からない
- ・策定に要する知見、ノウハウが不足している

- 「経営戦略」の策定に当たっての実務上の指針として、

- ① 「経営戦略」に関する基本的考え方

- ② 「投資試算」及び「財源試算」の策定に必要な更新投資、料金などの将来予測方法

～人口変動及びそれに伴う更新投資や料金収入変動の見込みの方法などについて紹介

- ③ 経営健全化及び財源確保の具体的方策「先進的取組事例集」

～赤字（収支ギャップ）解消や更なる経営基盤の強化等に係る取組について、考え方や先進的な取組を紹介

（先進的取組事例集の例）

歳入面（資産活用、料金改定、その他収入増に関するもの） など

歳出面（民間委託、施設等の統合・廃止、長寿命化対策等の投資の平準化、性能の合理化、広域化・共同化・最適化、PPP/PFI） など

の項目ごとに、取組内容・効果額や検討過程、今後の課題・考慮すべき点を事例集として取りまとめ

- ④ 各事業別「経営戦略ひな形様式」

～各事業の特性を踏まえて「経営戦略」に盛り込むべきと考えられる事項例を整理して提示

等を取りまとめ。

経営戦略策定ガイドラインの概要②

ガイドライン（基本的考え方）

1. 計画期間

○10年以上の合理的な期間を基本として設定

- ・事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要。
やむを得ず10年未満の計画期間とする場合には、その理由について住民・議会にわかりやすく説明することが必要。

2. 収支均衡

○純損益（法適用）と実質収支（法非適用）の黒字

- ・事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ上での黒字であり、また安定的に維持できることが望ましい。

▶赤字（「収支ギャップ」）解消に向けた取組を記載

- ・「収支ギャップ」が生じる場合においては、料金水準の適正化及び投資の合理化等により解消することが基本。
- ・料金水準の大幅な引き上げを行わなければ「収支均衡」しない場合等、必要な意思決定をするまでに長期間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できない事態も考えられるが、そのような場合であったとしても、安易に繰入金を増やすことで収支を均衡させることは適当ではない。
- ・全ての事業において、早期に「経営戦略」を策定し、経営健全化に向けた取組が求められていることを踏まえれば、収支について厳密に「合理的な計画期間内で「収支均衡」していない」場合でも、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した「経営戦略」を策定し、収支改善を図っていくことが必要。
- ・「収支ギャップ」の解消に向けた取組は、期待される効果等を極力定量的に記載することが望まれるが、定量的な記載ができない場合であっても、できる限り具体的に取組内容を記載することが必要。
- ・「収支ギャップ」の解消の方向性等について、住民・議会に対して説明できなければならない。

○策定上の留意事項

- ・料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、累積欠損金の解消、資金不足比率の改善等について、特に、留意することが重要。
- ・広域的な連携や民間活用も含めた抜本的な改革を積極的に検討。

3. 公開

○議論の契機とするために「公開」することが必要

- ・「経営戦略」については、まずは、経営健全化に向けた議論の契機とするためにも、広く住民・議会に対して、その意義・内容等を「公開」することが必要。

4. 「経営戦略」の事後検証、更新等

○計画の策定で終わりではなく、PDCAサイクルを働かせることが必要

- ・「経営戦略」は、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行いPDCAサイクルを働かせることが必要。
- ・「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取組等についても検証し、必要な見直しを行うことが重要。

水道事業の資産マネジメントの定義

資産マネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

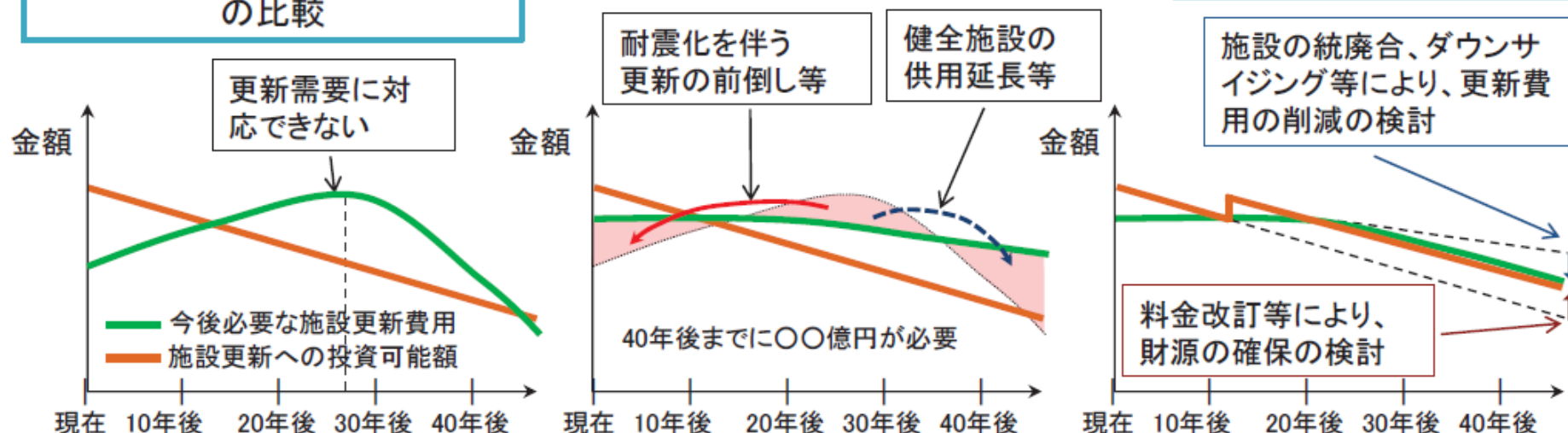
【資産マネジメントの構成要素】

- ①施設データの整備(台帳整備)
- ②日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ④施設整備計画・財政計画等の作成

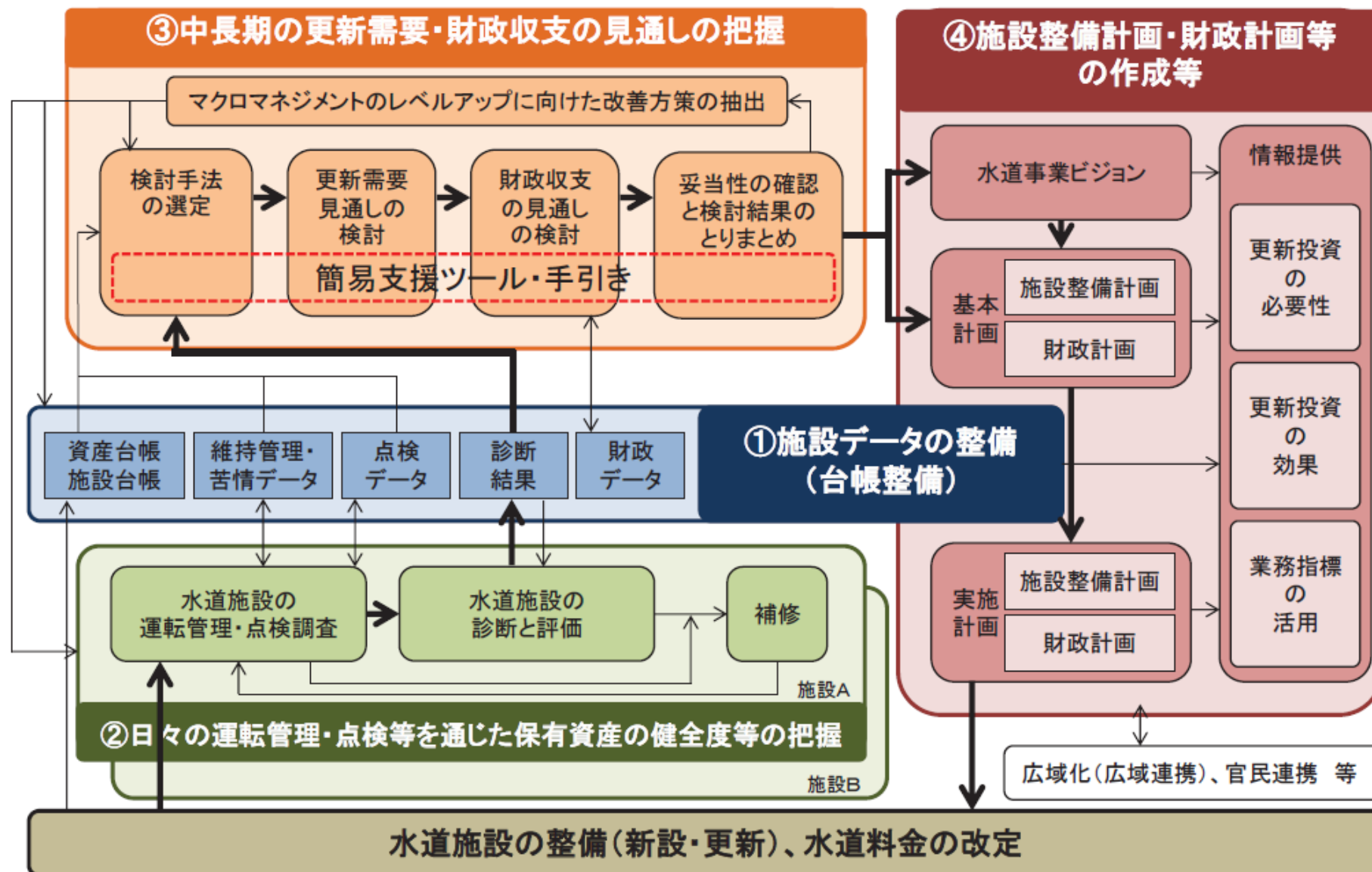
「更新需要(今後必要な施設更新費用)」と「財政収支の見通し(施設更新への投資可能額)」の比較

更新需要の平準化

持続可能な事業運営に向けた施設整備計画・財政計画等の作成



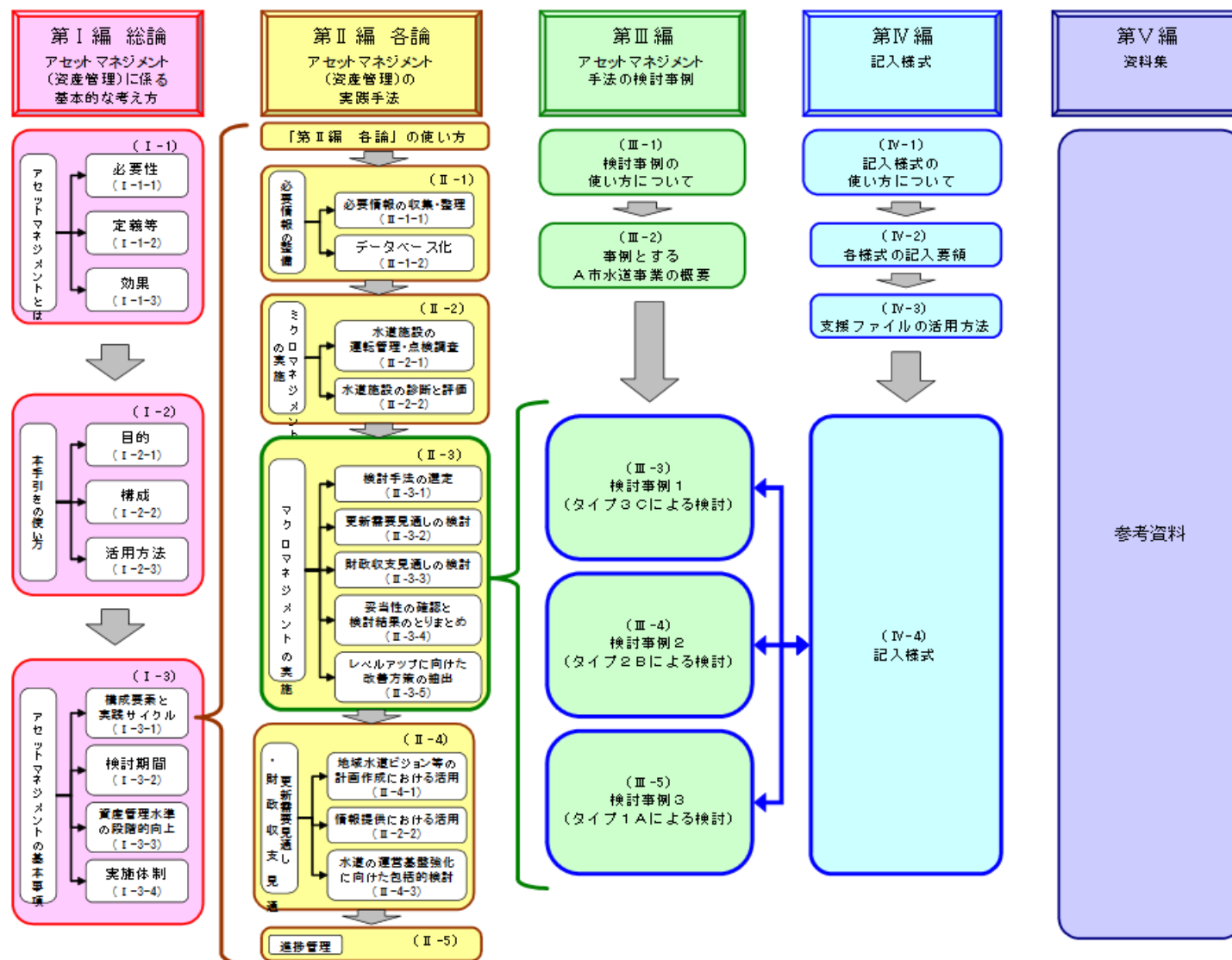
(参考)アセットマネジメントの構成要素及び実施サイクル



(参考) 厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」

○ アセットマネジメント(資産管理)の実践により、全ての水道事業者等において、以下のことが達成されることを期待して作成したもの。

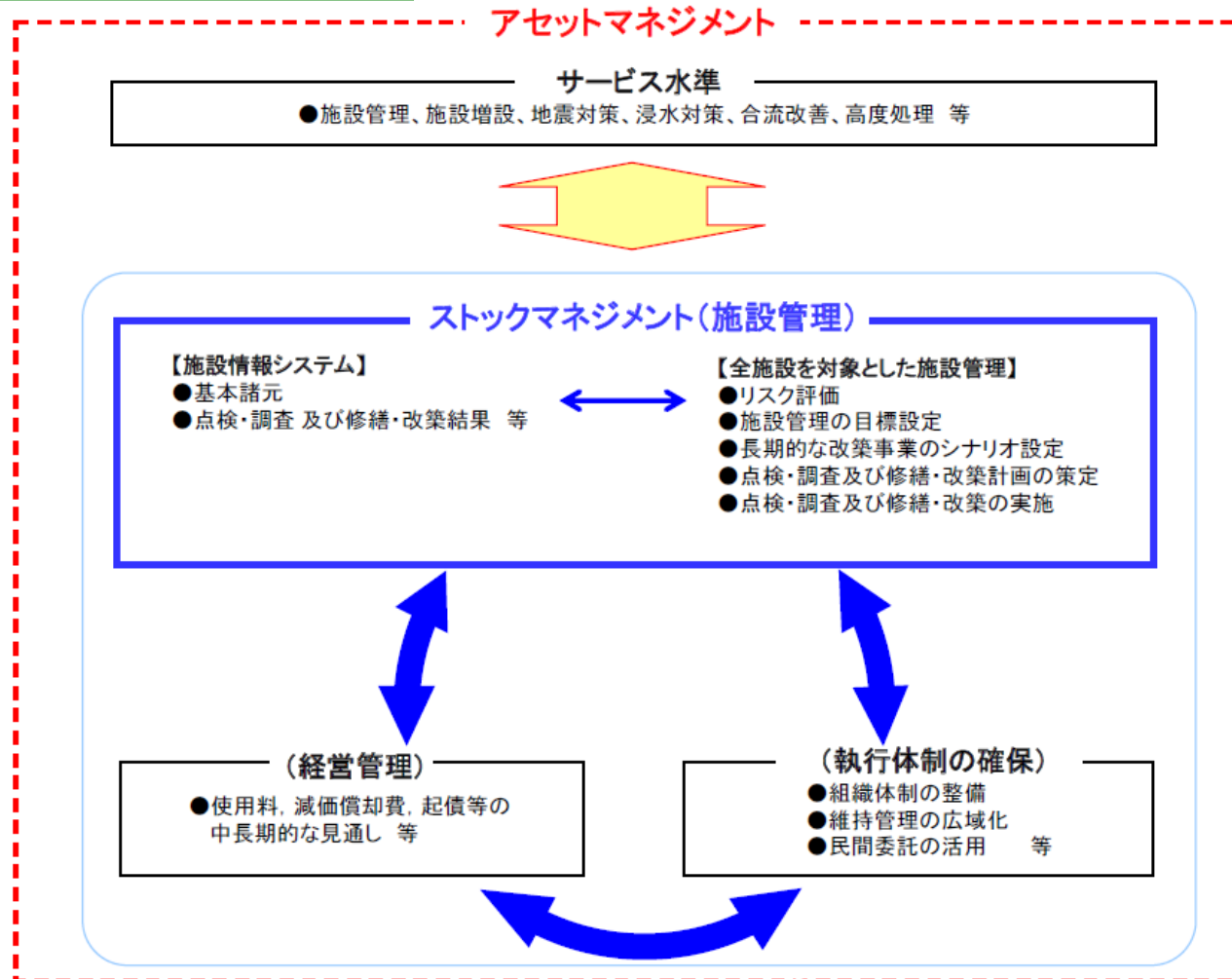
- ① 中長期的な視点を持った水道資産の管理運営が実践されること。
- ② アセットマネジメントの実践を通じて、維持管理、計画及び財務等の各担当が、更新投資の必要性や財源確保について共通認識を持つこと。
- ③ まずできることからアセットマネジメントを実践し、その実践により明らかとなった課題を解決することにより、資産管理水準の継続的な向上につながること。
- ④ 財源の裏付けを持った更新需要見通しを作成することで、水道施設への更新投資が着実に実施されること。



下水道事業のストックマネジメント①

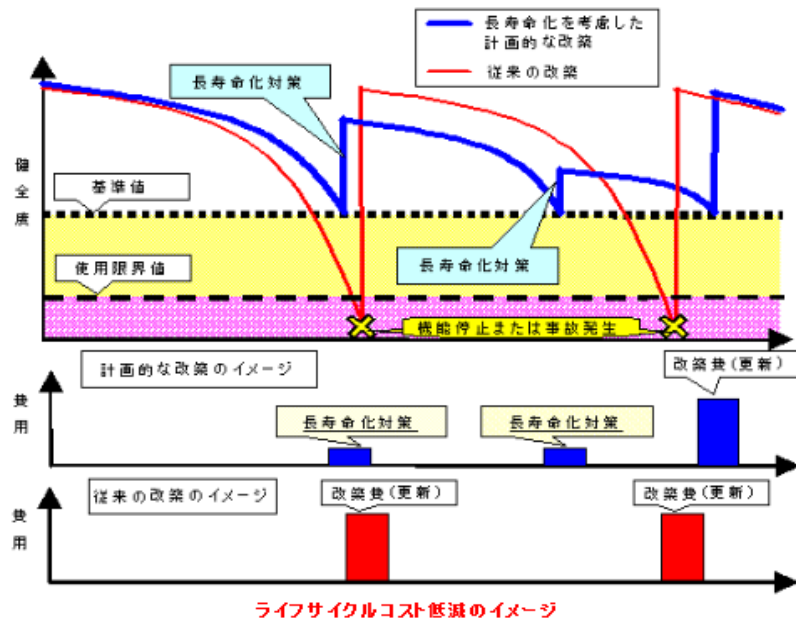
- スtockマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的。

下水道事業におけるストックマネジメントのイメージ



下水道事業のストックマネジメント②

計画的な改築の推進

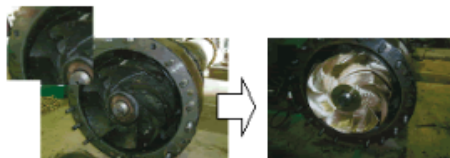


更生工法の採用



プラスチック材により既存管きょの内面を被覆

部分取替技術の採用



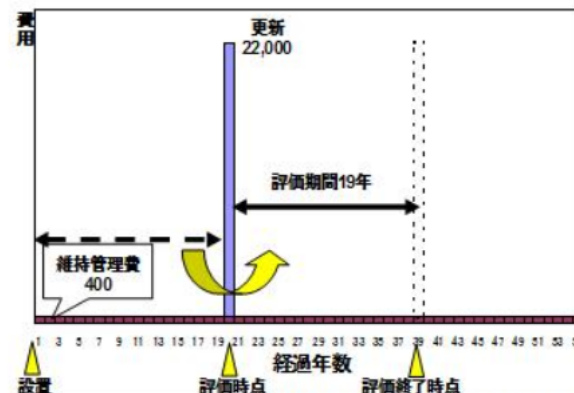
ポンプの構成部分の一部(羽根車)を取替え、利用可能な部分を引き続き使用

更生工法の採用・部分取替技術の採用

施策の効果

○ケース1:更新シナリオ

・機能障害が生じた時点で設備単位で更新



		使用年数 (年)	累積費用 (千円)	年平均費用 (千円)
ばっ気 攪拌機	ケース1	19	29,600	1,560
	ケース2	32	42,800	1,340
	LCC改善額			1,560-1,340=220千円/年

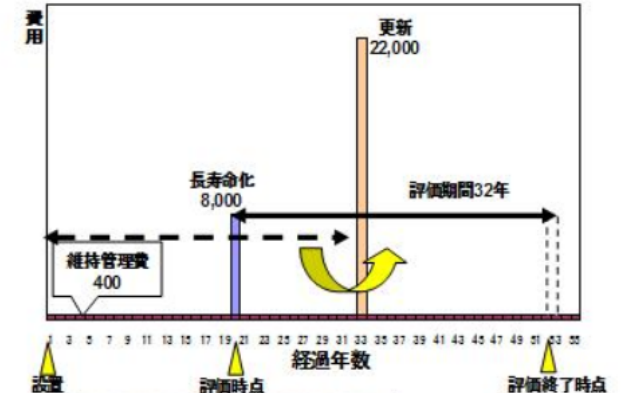
社会的割引率4%で割り戻したLCC(ライフサイクル)改善額

$$220 + 220/(1.04)^1 + \dots + 220/(1.04)^{32-1} \approx 4,000 \text{千円}$$

ばっ気攪拌機の長寿命化

○ケース2:長寿命化シナリオ

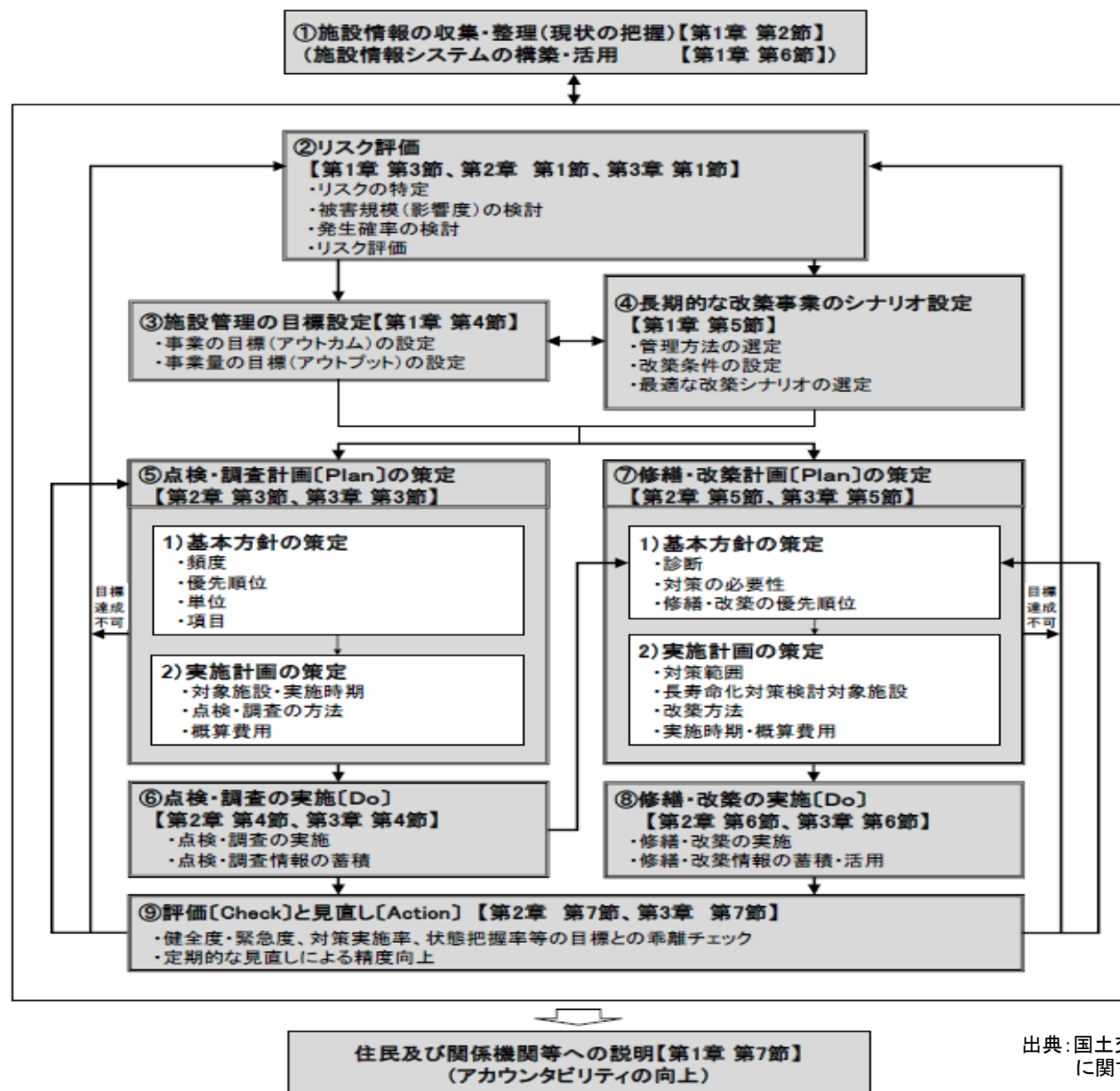
・機能障害が生じる前に部品交換を行って健全度を回復させ、設備単位の更新が必要な状態になるまで長寿命化する



出典:国土交通省HP

(参考) 国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」

- スtockマネジメントの手法を定め、各下水道管理者が維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することを支援するもの。



4－1. 抜本的な改革の検討の推進

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成28年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
 ○平成28年度中において、事業廃止で133事業、広域化等で45事業など、のべ280事業で抜本的な改革等が実施されている。
 ○事業廃止は宅地造成事業・介護サービス事業、広域化等は水道事業・病院事業・下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

(※)調査概要は別紙参照。また、取組を行った事業体の内訳は別添一覧参照。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
133事業		12事業		6事業		45事業		17事業		56事業		11事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
6事業	127事業	2事業	10事業	2事業	4事業	2事業	43事業	4事業	13事業	3事業	53事業	5事業	6事業
水道	0	水道	0	水道	0	水道	16	水道	0	水道	22	水道	5
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気事業	2	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院(※3)	2	病院	2	病院	6	病院	7	病院	2	病院	1	病院	0
下水道	2	下水道	0			下水道	18	下水道	1	下水道	30	下水道	6
簡易水道(※3)	93	簡易水道	0			簡易水道	2	簡易水道	0	簡易水道	2	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	1	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	13	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	4	駐車場	1	駐車場	0
観光・その他	7	観光・その他	0			観光・その他	0	観光・その他	1	観光・その他	0	観光・その他	0
介護サービス	8	介護サービス	8			介護サービス	2	介護サービス	6	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1)公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2)広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な污水处理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3)病院事業の事業廃止(2事業)は、診療所への移行であり、簡易水道事業の事業廃止(93事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものである。

合計

280事業

31

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) 総論

公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性和担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の**広域化等**(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の**民間活用**を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な污水处理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) 各論①

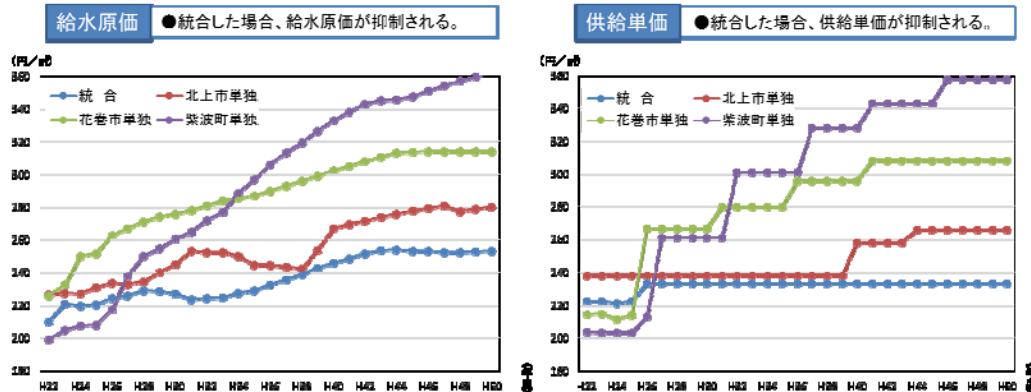
水道・下水道事業

人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用を検討

水道事業における広域化等の類型及び留意点

- 水道事業の広域化等については、水平統合(企業団の設立)や垂直統合(用水供給と末端給水との統合)といった事業統合、浄水場などの施設の共同設置、保守点検業務など施設管理の共同化、水質検査や情報システムなど管理の一体化など、多様な類型がある。
- これらの類型から、地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- 初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、多様な類型の中から、「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- 都道府県は、各市町村における広域化等の推進に当たり、各市町村を包括する広域団体として積極的に関与する役割が期待される。
- 客観的な指標等による分析や将来予測に基づく検討が重要。
特に、都道府県ごとに設置した広域化等の検討の場においては、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、都道府県は、主導的な役割を果たすべき。

【単独で事業運営を続けた場合と広域化等を行った場合のシミュレーションの事例】
(用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う岩手県内2市1町の水道事業が統合するケース)



下水道事業における広域化等の類型及び留意点

- 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型が基本である。
- 市町村内において、公共下水道や集落排水施設、浄化槽などの各種汚水処理施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- 都道府県構想の見直しの機会等を通じて、都道府県は、各市町村等が現状や将来見通しの分析を行うとともに、市町村間での情報共有が進められるよう、主導的な役割を果たすことが重要。
特に、広域化等の検討の場を設け、その効果や将来推計について、個別の地域ごとのシミュレーションを行い、広域化等を行わない場合と行った場合の比較分析について、事業者間で共有し検討のきっかけとすることが重要。
- 未普及地域においては、様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化について、一層の検討を行うことが重要。

水道・下水道事業における民間活用の類型及び留意点

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- 中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながるなど、広域化等とあわせた民間活用も有効。
- 都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要)各論②

交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きく、民間代替性の高い事業の代表例であるバス・電気・休養宿泊施設・駐車場整備の4事業について、平成29年度から新たに作成・公表する「経営比較分析表」(※3)を活用し、以下の点に留意しつつ事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討。

- 交通事業(バス): 地域における公共交通網の持続可能性確保の観点から、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 電気事業: 電力システム改革の動向、長期基本契約やFITの調達期間の終了時期を踏まえつつ、発電形式ごとの特性・経営状況に応じた改革を検討。
- 観光施設事業(休養宿泊施設): 施設の必要性及び公営企業で運営することの適否や公民の役割分担を十分検討し、事業廃止、民営化・民間譲渡を検討。
- 駐車場整備事業: 駐車場整備計画の策定や駐車場実態調査による需給分析を実施し、構造(地下式、立体式等)や立地の特性を踏まえた改革を検討。

(※3) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、順次、作成・公表対象事業が拡大される予定。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

「経営比較分析表」の作成に当たって、民間事業者の視点も念頭にいた経営指標を新たに設定。

◇共通事項 ・経常収支比率 ・有形固定資産減価償却率 など

◇交通事業(バス)

- ・営業収支比率
- ・利用者1回当たり運行経費
- ・走行キロ当たりの運送原価
- ・乗車効率

など

◇観光施設事業(休養宿泊施設)

- ・EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・施設の資産価値
- ・設備投資見込額(10年間)
- ・定員稼働率(1日当たり利用率) など

◇電気事業

- ・営業収支比率
- ・設備利用率
- ・修繕費比率
- ・FIT収入割合

など

◇駐車場整備事業

- ・EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・敷地の地価
- ・設備投資見込額(10年間)
- ・稼働率(1日当たり利用率) など

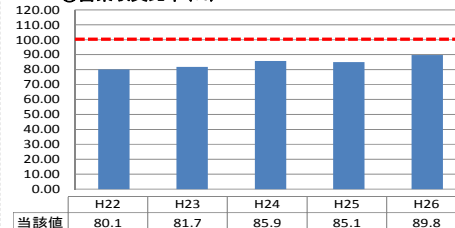
○バス事業の「経営比較分析表」＜イメージ＞

業務名	業務名	事業名	資金不足比率(%)
法適用	交通事業	自動車運送事業	0
営業路線(km)	年間走行キロ(千km)	在籍車両数	職員数
75.60	1,498.20	52.00	83
民間事業者の有無	地域公共交通網形成計画策定の有無		
有	無		

※民間事業者の有無とは、行政区域内で他の事業者が運行しているかどうかを指す。

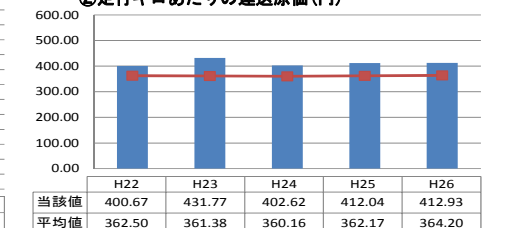
1. 経営の健全性

②営業収支比率(%)



2. 経営の効率性

②走行キロあたりの運送原価(円)



その他の事業

事業ごとの特性に応じ、以下の方向性を基本として抜本的な改革を検討(地域振興施策など一般行政施策との連携にも留意)。

- 工業用水道事業: 民間活用や資産の有効活用(水道事業との施設共有等)を推進。施設・設備の規模の適正化等を考慮しつつ、更なる経営の効率化を推進。
- 交通事業(地下鉄): 当面は民間活用を進めつつ、経営の効率化を推進し、収益の改善を図る。
- 交通事業(路面電車): 民間活用等を進めつつ、経営の効率化を推進。受け皿となる民間事業者がいる場合は、将来的に民営化・民間譲渡についても検討。
- 交通事業(船舶): 地域の実情に留意しつつ、運航エリアにおける他の交通手段の有無に応じ、民間譲渡や、航路の見直し、民間活用等による経営効率化を検討。
- ガス事業: 今後、ガスシステム改革の影響を踏まえた検討が必要となるが、現時点では、代替する民間事業者の有無に応じて、民間譲渡や、施設・設備の規模等の適正化、民間活用による経営効率化を検討。
- 港湾整備事業: 建設投資が過大とならないよう留意しつつ、港湾機能施設の種類ごとに利用状況などを見極め、一部機能の事業廃止、民営化・民間譲渡を検討。
- 市場事業: 広域化、民営化・民間譲渡による再編・統廃合を検討。これらが難しい場合は、民間活用を推進し経営の効率化を検討。
- と畜場事業: 複合施設化を含め、広域化、民営化・民間譲渡、施設統合による再編整備を検討。これらが難しい場合、民間活用を推進し経営の効率化を検討。
- 宅地造成事業: 施行地区ごとに、未売却用地をはじめとする資産等の実態を踏まえ、用地売却の見込みが立たないと判断できる場合は、先送りすることなく、事業廃止を検討。用地売却が難しい場合には、民間活用を推進し、売却促進やコスト削減を図る。

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集について

- 研究会報告書では、各公営企業の特性に応じた抜本的な改革に関しての基本的な考え方や留意点等について整理。
- 先進・優良事例集では、全国の公営企業において取り組まれた実際の改革事例の中から、各公営企業の担当者が改革の検討を行う際に参照できるよう、検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等について具体的に記載。
- 各地方公営企業において報告書及び当該事例集を一体として活用してもらうことで、抜本的な改革の検討の更なる推進を図るもの。

事例集の内容

- 事業ごとの特性に応じた、「事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用」という、抜本的な改革の4つの基本的な類型に基づき取組事例を採録。
- 経営改革の内容、検討のきっかけや取組の具体的なプロセス、合意形成に至った経過、経営改革の効果額等についても詳しく記載。
- 下記のとおり、全160事例を採録し、事業ごと、取組ごとに掲載。

水道(59事例)、下水道(42事例)、交通(14事例)、電気(6事例)、ガス(1事例)、港湾整備(2事例)、観光施設(4事例)、駐車場整備(5事例)、市場(3事例)、と畜場(3事例)、宅地造成(1事例)、病院(20事例)

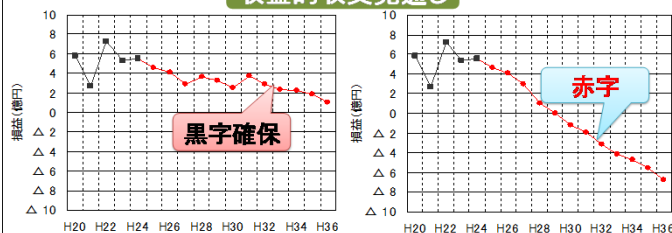
掲載事例(抜粋)

水道事業

〔広域化等〕群馬県東部3市5町の水道事業の広域化
(群馬県東部水道企業団)

■財政シミュレーション

収益的収支見通し



広域化ケース

単独ケース(東部合算値)

⇒ 広域企業団経営により、平成36年度まで黒字経営維持

【ポイント】

- 財政シミュレーションで、広域化によりサービス水準を向上させた上で、黒字の期間を維持できることが判明
- ① 10年間で浄水場22施設を14施設まで統廃合を行う予定
→ 約16.9億円削減見込み
- ② 統合団体の中で実績のある包括業務委託等を導入
→ サービスの一定水準までの引き上げ、平準化が期待
H28～H36年度の9年間で約25億円の費用削減見込み

下水道事業

〔広域化等〕県北地区広域汚泥資源化事業(秋田県)

＜検討を開始した契機・導入過程＞

H16年 8月	県と県北15市町村(合併により現在8市町村)で勉強会開催 現状と課題等について整理し、広域共同処理の可能性を検討
H19年 3月	県北地域での広域共同処理に関する基礎調査実施 有効利用状況の整理、集約処理基地候補の選定、コスト試算等
H21年10月	県内市町村を対象に広域共同処理に関するアンケート調査実施
H22年 4月	「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」設置
H24年10月	「秋田循環のみず推進計画」策定 生活排水処理施設の統合、汚泥の広域共同処理を位置づけ
H25年 7月	汚泥の広域共同処理に関する意向調査(事業化前の最終調査)
H26年10月	「県北地区広域汚泥処理事業連絡協議会」設置 県と市町村等で汚泥資源化事業に関する協定締結

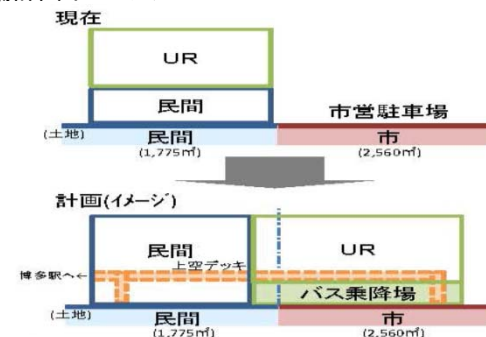
【ポイント】

- 県が主導的役割を担い県下市町村と連携し様々な広域化等を検討・実施(当該事例はその1例)
 - ・ 流域下水道の終末処理場を活用し、県北地区のし尿を集約
 - ・ 流域下水道の終末処理場整備をDBO方式で実施
 - ・ 県北地区の焼却施設更新費用の削減、職員の事務負担軽減などの効果が見込まれる

駐車場整備事業

〔事業廃止〕事業廃止及び跡地の有効活用(福岡市)

＜整備計画イメージ＞



【ポイント】

- 事業廃止が住民にとっての利便性の維持・向上につながる事例
- 周辺の駐車場需給状況を調査し、事業廃止が問題ないことを確認
- 駅近の土地として高度利用の期待あり
- (独)都市再生機構が事業者となり、1階にバスターミナル、2階以上に賃貸住宅やオフィスビルを建設・供用予定

4－2. 広域化等の推進

公営企業における広域化等の推進について

○ 公営企業をめぐる経営環境の変化

人口減少による料金収入減 少子高齢化による医療需要の変化 保有する資産老朽化による大量更新期の到来等

→ 経営健全性の維持、住民サービスの安定的な提供のため、あり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが不可欠

⇒ このため、「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定」を両輪に経営改革の取組を推進

【抜本的な改革の検討】

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、抜本的な改革を検討

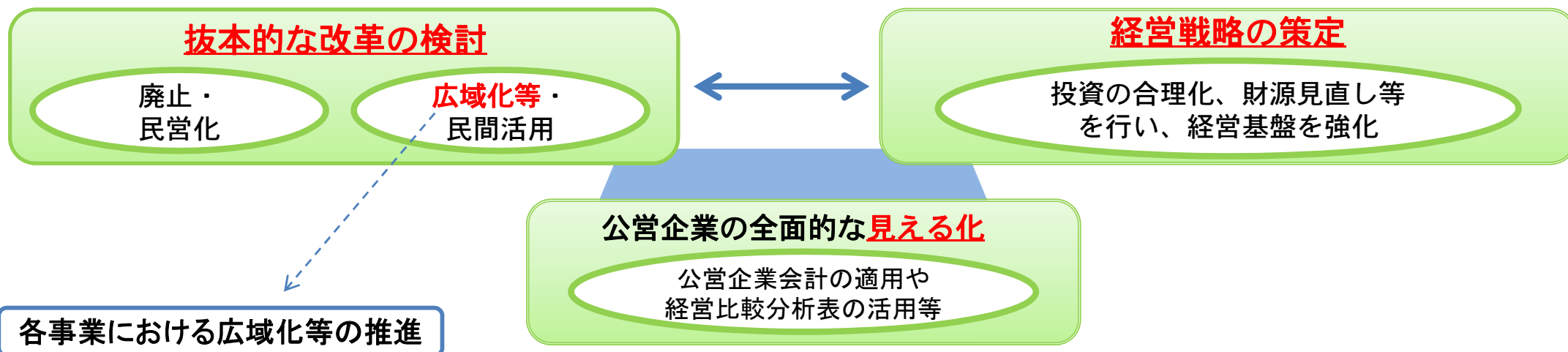
⇒ 抜本的な改革の方向性の一つとして広域化等を推進（ほかに事業廃止、民営化及び民間活用）

【経営戦略の策定】

- ・ 10年以上の中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定

⇒ 経営戦略の策定を推進するとともに、策定に当たっては、広域化等を含む効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することを求めている

- 併せて、これらの取組を支えるため、公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等を推進（公営企業の全面的な見える化）



「経済・財政再生計画 改革工程表」(抜粋)(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

・個別事業における広域化等の推進

各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院)

水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

水道事業

【事業の状況】

- 単独の市町村営による水道事業が基本
- 地域によって、都道府県営による末端給水事業・用水供給事業、一部事務組合（企業団）による末端給水事業・用水供給事業などの事業主体が存在

【広域化等の方向性】

- 各事業者が地域の実情に応じて、様々な手法について幅広く検討を行い、適切な広域化等の形を選択の上、経営の基盤強化を推進

【推進のための取組】

- 総務省の要請（平成28年2月）を受け、東京都を除く46道府県が水道事業における都道府県単位の広域化等の検討体制を設置済み

下水道事業

【事業の状況】

- 下水道には、市町村が運営する公共下水道・集落排水処理施設・浄化槽など多様な施設が存在（未整備地域では整備も推進中）
- 複数市町村をまたがる流域をカバーする流域下水道も普及

【広域化等の方向性】

- 国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省庁が「都道府県構想」の見直し推進（平成30年度末を目標）
 - ・未整備地域における各種汚水処理施設による整備区域の見直し
 - ・既整備区域の効率的な改築・更新及び運営管理を計画的に実施⇒複数の汚水処理施設の役割分担の最適化を図る
- 法定協議会制度（平成27年度の下水道法改正により創設）の活用を支援。⇒複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場

【推進のための取組】

- 総務省としても、広域化等の検討を踏まえた経営戦略の策定を各地方公共団体に要請

病院事業

【事業の状況】

- 公立病院は、地域において民間・公的病院などと役割分担をしつつ、医療サービスを提供
- 特にへき地等における医療や小児・周産期・救急などの不採算・特殊医療を提供

【広域化等の方向性】

- 地域全体で必要な医療サービスを提供できるよう、公立病院の経営改革においては、広域化等の取組として再編・ネットワーク化を図ることが、有効な手段の一つ（国の医療提供体制の改革においても同様の位置づけ）

【推進のための取組】

- 地域医療構想を踏まえ策定された「新公立病院改革プラン」に基づく取組を通じて経営の効率化や再編・ネットワーク化等が図られることから、総務省としては、その策定及び取組状況に係るフォローアップを進める。

改正の趣旨

水道法の一部を改正する法律案の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

※ 水道法の一部を改正する法律案は、3月7日に第193回国会(常会)へ提出されたが審議に至らず、衆議院において継続審議

水道事業における広域化の類型等

水道事業の広域化等については、多様な類型があるが、各類型に即して、さらに詳細な分類と最近の事例、主な効果を例示する。

① 事業統合

類型		最近の事例	主な効果
事業統合	水平統合	- 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立。（検討期間H21.4～H28.3） - 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。（検討期間H20.12～H30.3） - 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。（H13.11から検討中）	経費削減・更新投資削減、水源の一元管理や管理体制強化による水の安定供給、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。
	既存の一部事務組合等を活用した水平統合	埼玉県1市4町が「ちちぶ定住自立圏形成協定」を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始。（検討期間H21.9～H28.3）	
	区域外給水をきっかけとした水平統合	北九州市が、行政区域外への給水（分水）をきっかけとして、水巻町と事業統合。	
事業統合	垂直統合	- 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。（検討期間H14.2～H26.3） - 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。（検討期間H20.12～H30.3）（再掲） - 奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討。 - 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。	用水供給では給水収益が増加、末端給水では不要な水源管理費等の削減、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。

② 施設の共同設置

類型		最近の事例	主な効果
施設の共同設置	浄水場等の共同設置	- 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 - 北奥羽地区水道事業協議会（青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村）で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討。	維持管理費の削減、施設の統廃合や共同設置を同時に行う場合には建設・更新投資の削減。

③ 施設管理の共同化

類型		最近の事例	主な効果
施設管理の共同化	事務の代替執行	北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。	人員体制の強化、施設管理のノウハウの継承。
	維持管理の受け皿組織	広島県と民間企業が共同出資して「（株）水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。	- 受け皿組織に公が加わることで、これまでの経験を生かして維持管理等の業務を委託することができる。 - 受け皿組織に民間が参入している場合には、民間ノウハウを活用することができる - 一定規模の受け皿組織であれば、維持管理等の事務についてスケールメリットが働くため、業務委託を受けやすくなる。
	保守点検業務の共同化	北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。	- 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 - 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。

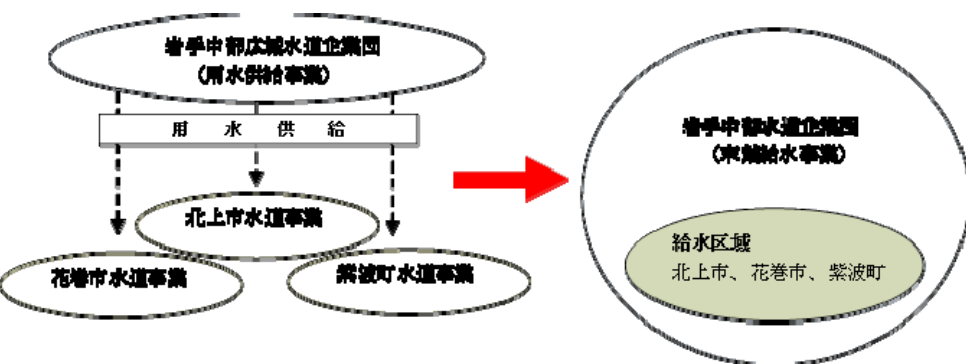
④ 管理の一体化

類型		最近の事例	主な効果
管理の一体化	事務の代替執行	- 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。（再掲） - 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。	人員体制の強化、事務のノウハウの継承。
	システムの共同化	- 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 - 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。	- 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 - 同じシステムを使っているため、他の団体とデータ・知識・ノウハウの共有が容易になる。
	シェアードサービス	茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。	- 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 - 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。
	水質データ検査・管理	- 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 - 奈良広域水質検査センター組合（一部事務組合）で水質検査基準項目等の検査を実施。	- 共同化により、個別事業者が専門的な検査機器を保有する必要がなくなる。 - データ検査・管理の一元化により、個別事業者ではできなかった詳細な検査や的確な分析等を実施することができる。

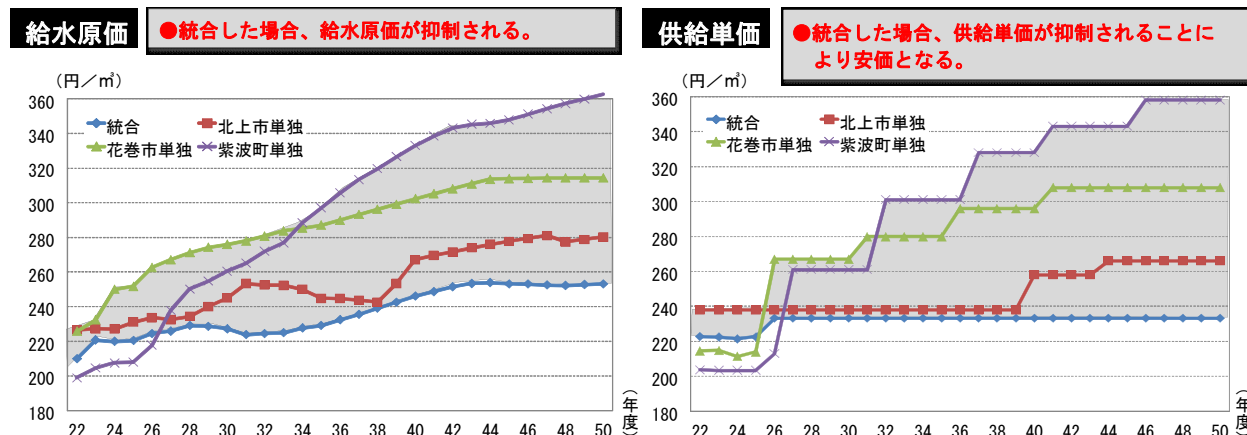
用水供給と末端給水の垂直統合(岩手中部水道企業団)

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。
- 単独で事業運営した場合のシミュレーション（ダウンサイジング無し）と広域化した場合のシミュレーション（ダウンサイジング有り、料金統一）とを比較した結果、広域化すれば原価、料金共に最低ラインとなることから、広域化を進めた。



2 当該手法の特徴・効果



ヒト	➢ 技術の継承 ➢ 専門職員の配置	・ 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対応が可能 ・ プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	➢ 水道施設の統廃合 ➢ 更新投資の抑制	・ 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 ・ ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	➢ 優先事業への集中投資 ➢ 資金の一括管理・運用	・ 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 ・ ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

施設の共同設置・DBO方式の活用(福岡県大牟田市・熊本県荒尾市)

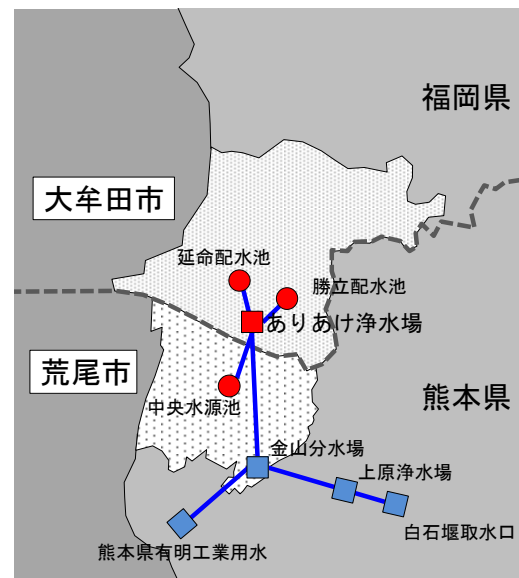
1 概要

(施設の共同設置)

大牟田市、荒尾市は共に炭鉱の町として発展し、市水に先駆け炭鉱専用水道が普及していた経緯があり、市水との水道一元化という共通の課題を抱えていた。また以前から生活圏が同じであったことに加え、水源環境等の地理的条件等も背景に、スケールメリットを最大限生み出すことを目的に、共同浄水場を建設することとなった。

(DBO方式の活用)

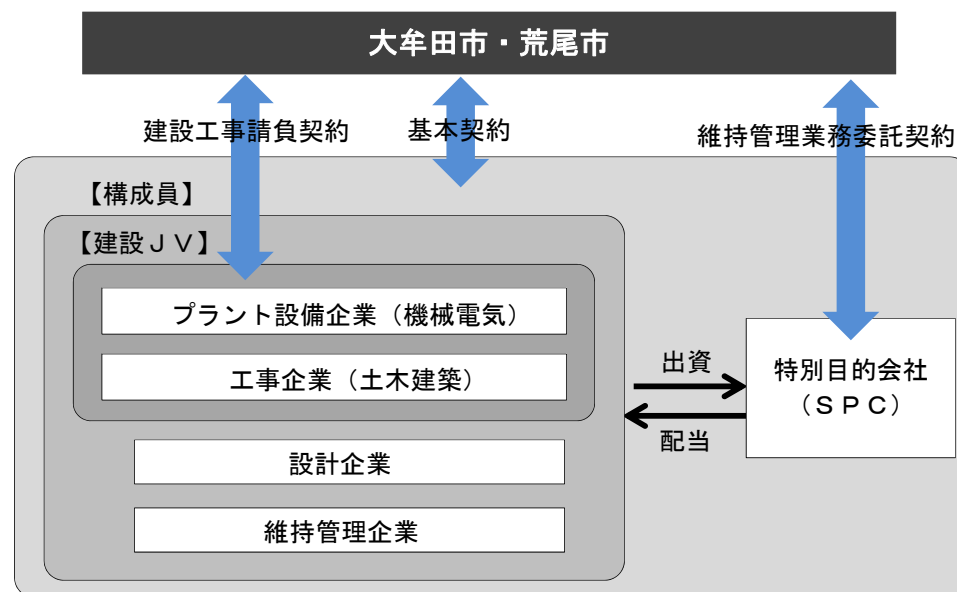
また、両市は将来の水道一元化を見据え浄水場を所有してきておらず、浄水場の建設及び維持管理を経験した技術者もいないことから、民間のノウハウを活用できるPPP（官民連携パートナーシップ）を進めることとなった。



2 当該手法の特徴・効果

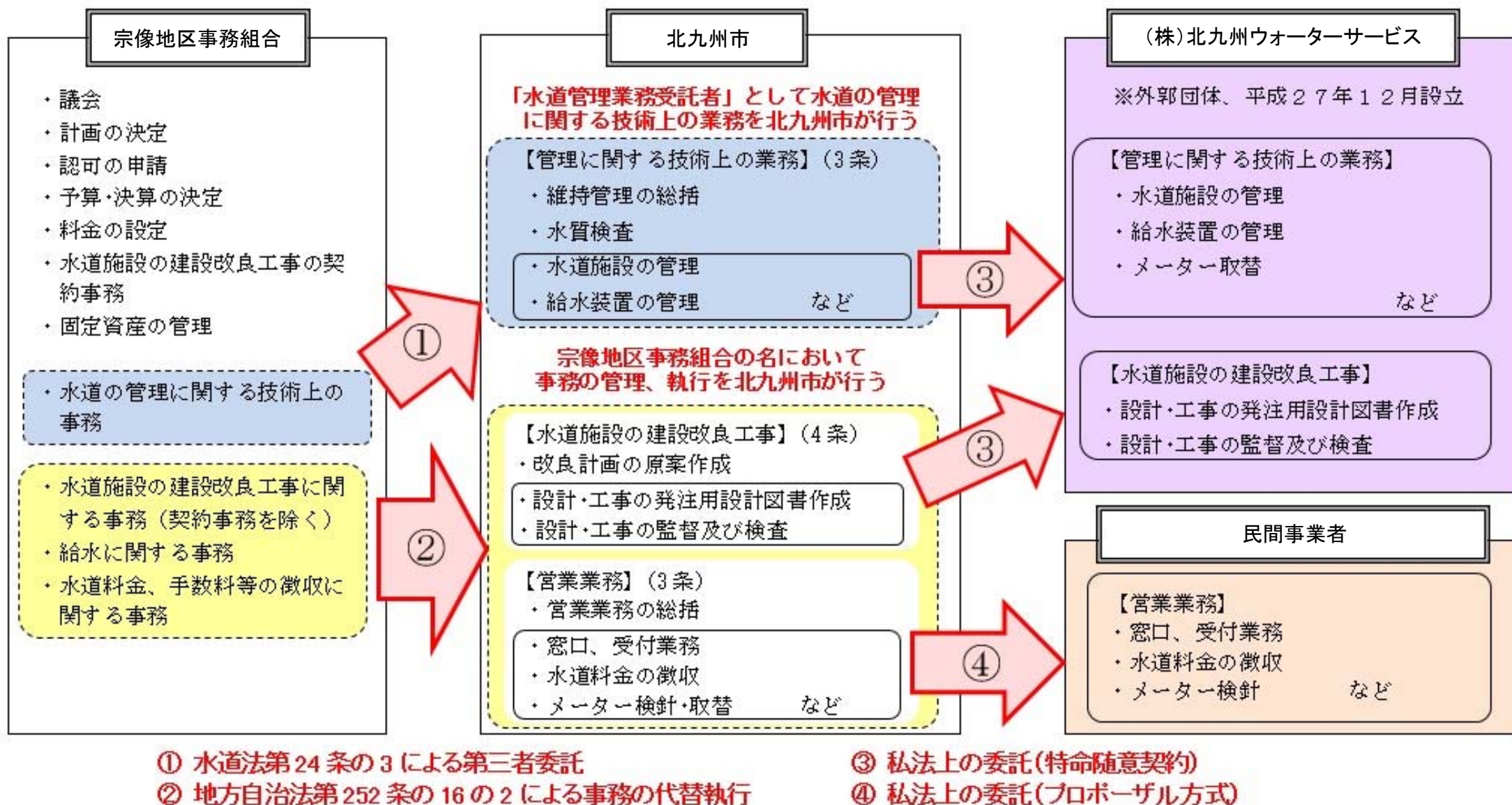
落札者決定後の公的財政負担の削減率は20.48%となった。これは、競争が働いた結果、想定していた削減率よりも高い削減率となったものである。また、浄水場以外の施設（ポンプ場、配水池等）の維持管理も含め、同一事業者にて委託しており、設備にトラブルがあった場合の対応については、想定していた以上の効果が出ている。

手 法	DBO方式による浄水場の共同設置
事業内容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理(大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等)
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事業期間	設計・建設期間:平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間:平成24年4月～平成39年3月



北九州市上下水道局(水道事業)の取組事例～包括事務の受託～

宗像地区事務組合水道事業の包括受託（平成28年4月開始）

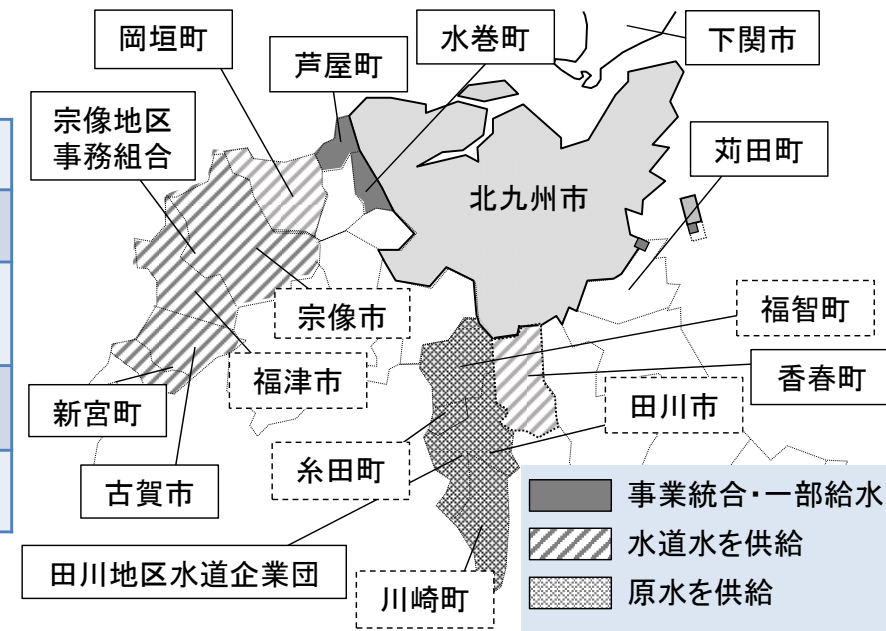


北九州市による行政区域外への給水を通じた連携(5市9町との連携)

1 概要

北九州市では、水道水の供給を軸に5市9町と以下のとおり連携。

事業統合	芦屋町 (H19. 10), 水巻町 (H24. 10)
一部給水	苅田町 (H20. 3)
用水供給	宗像地区事務組合[宗像市]・新宮町 (H23. 4), 岡垣町 (H27. 4) 宗像地区事務組合[福津市]・古賀市 (H28. 4), 香春町 (H29. 4)
原水供給	田川地区水道企業団[田川市, 川崎町, 糸田町, 福智町] (H13. 3)
緊急用連絡管	香春町 (H17. 5), 下関市 (H18. 3), 福岡都市圏 (H23. 4)



2 連携による効果

(1) 事業統合（水巻町）

導入目的	・ 水巻町は一日最大給水量（9,000m³）の約9割を北九州市から購入 ・ 北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金 ・ 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望
効 果	・ 水巻町の水道料金が45%（3,797円→2,100円）低下 ・ 北九州市における収入の増加、経営基盤の強化（給水原価の改善など）

(2) 用水供給（宗像市、福津市、古賀市、新宮町）

導入目的	・ 危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急連絡管の機能維持のためには、常時、維持用水を流しておくが必要であったことに加え、沿線の３市１町は水源等の問題で水源転換等を検討していたことから、緊急連絡管の維持用水を水源の転換等にあてることになったもの
効 果	・ 宗像市や福津市では浄水施設の更新が不要、古賀市では新規水源を確保 ・ 新宮町では浄水施設の更新が不要かつ新規水源を確保 ・ 北九州市では新たな収入の確保かつ施設稼働率の向上

3 事務の共同化 宗像地区事務組合より業務を包括的に受託（H28.4 事務の代替執行）

都道府県における水道事業の広域化等に係る検討の推進について①

○ 既に取り組を進めている団体において、以下表のと通りの具体的な検討を行っているため、これを参考に進めて頂きたい。

道府県名	既に取り組を進めている団体の主な取組内容	※ 検討状況について資料提供頂けた団体の資料を基に作成。
北海道	- 市町村に対して「広域連携・官民連携」、「施設の更新・耐震性の確保」及び「危機管理」についての課題や現時点での取組状況、将来的に取り組みたい事項について<u>アンケート調査を実施</u>し、地域別会議で提示し、意見交換を実施。 - 併せて、市町村別の事業の実績、水源の種別、施設の状況（経過年数・更新予定年度・耐震化の状況・老朽管の割合等）、官民連携の実施状況、各種システムの導入状況といった<u>基礎資料を一覧表にまとめ</u>、地域別会議で提示。 - さらに、地域別会議において、<u>官民連携・広域化について23民間事業者が提案を実施</u>。	
兵庫県	- 県が、健康福祉部生活衛生課・企業庁水道課・企画県民部市町振興課・水エネルギー課の4課横断で兵庫県の水道事業あり方懇話会を設置し、有識者・市町長・水道事業管理者等を巻き込み、議論の場を設置。 - 本懇話会が、水道事業体に対するアンケート及び統計データから、「人口減少等に伴う水需要の減少」「施設の老朽化等による更新需要の増大」「専門職員の確保・育成」について、「都市部」「都市近郊」「中山間部」別に<u>課題を類型化</u>。 - その上で、地域課題に即して事業を推進する上で各市町が講ずべき広域連携施策を「経営の合理化」「施設の合理化」「緊急時における水の安定供給」等の<u>テーマごとに整理し提言</u>。 - 今後、平成29年度において、「広域連携の検討・実施」について、<u>地域別協議会を立ち上げ</u>、地域課題に即した個別・具体的な対応方策を各地域で検討するとともに、「専門職員の確保・育成」については、支援ニーズを調査のうえ、支援の仕組みを検討する予定。	
奈良県	- 水道について、「奈良モデル」(※)の一つに選定。年1～2回程度定期的に<u>進捗状況を「奈良県・市町村長サミット」で報告</u>するとともに、<u>圏域別で首長レベルの懇話会を開催</u>。事務的にも部課長級・担当者級で作業部会を開催。 (※)「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢社会を見据え、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」 - 圏域別の背景・課題から、対応策を提言（県営水道を軸とした垂直連携や五條市・吉野3町の水平連携等を提言）するとともに、施設のあり方については、<u>ブロック別検討会で具体策を提示し実施</u>（磯城郡3町においては、市町村浄水場を廃止し、県営水道に転換した上で、県営水道と市町村水道の管を直結配水し、市町村配水池を共同化。簡易水道エリアにおいては、維持管理に苦慮する村に対して、水質管理方法の改善や施設管理のマニュアル作成などの技術支援を県で実施）。 - 施設状況・経営状況・職員の状況から各市町村の<u>現状分析を県で実施</u>するとともに、将来人口推計・更新実績から水需要・更新投資費用も算出した上で<u>30年先までの財政見通しを予測</u>し、ブロック別検討会で提示（水需要の減少に応じた浄水場等の更新・管路の管径等のダウンサイジング、県営水道への転換も折り込み）。 - 県がリーダーシップを発揮し広域連携を進めるため、<u>県庁内に県域水道広域連携推進チームを設置</u>するとともに、<u>県で上水道エリアの一元化を図る場合の広域化効果額の算定を行う予定</u>。	

都道府県における水道事業の広域化等に係る検討の推進について②

道府県名

既に取り組を進めている団体の主な取組内容

※ 検討状況について資料提供頂けた団体の資料を基に作成。

岡山県	- 進め方として、<u>既存の定住自立圏や連携中枢都市圏の取組を活用</u>するとともに、できる部分については随時連携を進めていくため、取組内容に応じて「<u>短期目標</u>」「<u>長期目標</u>」を設定。 - 各市町村へ「水道事業体の課題」「更新予定の水道施設」「業務委託」「広域連携の取組状況」等についての<u>アンケートを整理・分析</u>したもの及び業務委託の状況を全市町村及び企業団が参加する広域連携推進検討会で提示し共有。 - 県全体及び地域別の収支試算を基に広域化等の取組の必要性を説明した上で、アンケート結果や経営指標分析表を元にした現状分析を踏まえ、広域連携の取組案を「災害時の連携」「水質保全の連携」「施設等の管理での連携」「委託関係での連携」「物資調達での連携」「施設・設備の設置関係での連携」「人的連携」といった課題ごとに地域別に整理し提示。
広島県	「事業統合」「施設統合」「共同発注」等について、<u>隣接市町間、流域間で協議し課題を共有</u>。 - 上記を踏まえ、全市町・県関係部局が参加する水道事業推進会議の中に広域連携WGを設置し、その中で「施設の共同化」(廿日市市－広島市、北広島町－安芸高田市、企業局－呉市－江田島市)、「ソフトの共有化」(仕様書・マニュアル等ソフト面の共有、共同発注、水質検査業務、官民連携)、「災害時相互応援」、「県内水道事業と水道用水供給事業の広域連携」(垂直統合、事業統合)と<u>具体的に研究・意見交換するテーマを設定</u>。
愛媛県	- 市町村等の業務委託の状況、特に浄水場運転管理業務の状況について、<u>各団体の「現状」(委託内容・委託先・契約の種類・委託額)と民間委託の将来の意向を整理</u>するとともに、全市町村が参加する検討会で情報を共有。 - 市町村等に対して行ったアンケートの回答を踏まえ、「事業統合」「経営の一体化」「管理の一体化」「施設の共同化」「連携中枢都市圏や定住自立圏の圏域内での連携」「東中南予の地域内での連携」といった<u>手法・枠組別に連携案を整理</u>。
熊本県	- 人口減少影響による経営リスクを可視化するため、県内水道事業者の<u>2060年までの収入及び支出の状況について県が試算</u>するとともに、仮に収支バランスを水道料金の値上げのみで健全化させようとした場合の<u>シミュレーションを実施</u>。 - 経営データにみる経営リスクを可視化するため、上水道事業体の「<u>経常収支比率</u>」「<u>企業債残高対給水収益比率</u>」「<u>料金回収率</u>」「<u>給水原価</u>」「<u>施設利用率</u>」「<u>有収率</u>」「<u>有形固定資産減価償却率</u>」について、<u>経営比較分析表の活用により偏差値化し、県内事業体間等で比較・分析</u>。 ※ アンケート結果の分析から、経営会議の開催回数が多いところほど、人口減少による影響分析を行っていたり、計画的な管路更新を実施している割合が高いことから、ガバナンスの重要性も示唆。

<参考> 水道法の一部を改正する法律案(抄) ※平成29年3月7日第193回通常国会提出

第2条の2 都道府県は、その区域の自然的社会的条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の須藤事業や又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

第5条の4 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業や等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会(以下この上において「協議会」という。)を組織することができる。

下水道事業における広域化等の現状

1. 流域下水道

(1) 概要

- 流域下水道事業は、二以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有している事業で、主に都道府県が事業を実施。

- ・それぞれの市町村が終末処理場を設置するよりも下流域で設置が可能であるため、水域の環境保全が可能
- ・都道府県が設置する終末処理場で集約的に処理するため、それぞれの市町村が終末処理場を設置するよりも投資・維持管理両面で効率的

(2) 実施主体等

- 昭和41年に大阪府が供用を開始(制度化はS45年)、順次整備が進み、現在、42都道府県で実施。(処理区域内人口は4,157万人(全事業の28.6%を占める))

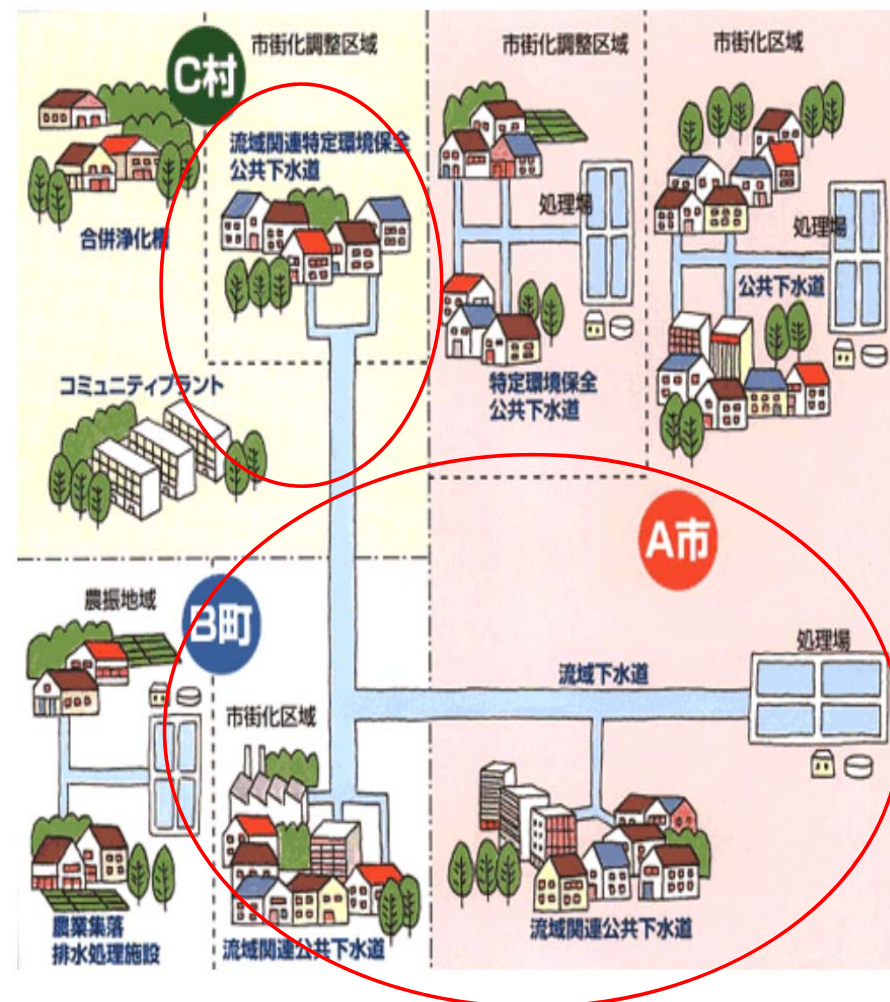
(3) 流域下水道との接続(過去3年間実績)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体名	滝沢市(岩手県) 所沢市(埼玉県)	—	弘前市(青森県) 合志市(熊本県)

2. 一部事務組合等

- 22団体が26事業を実施。
- 業務の範囲は、一部事務組合によって様々であり、下水道の整備・管理・運営を実施している場合、整備後の下水道の管理のみを実施している場合、汚泥の処理のみを行っている場合が存在。

＜流域下水道イメージ＞



広域化等に関する主な最新の動き①

都道府県構想策定マニュアルに基づく都道府県構想の見直し

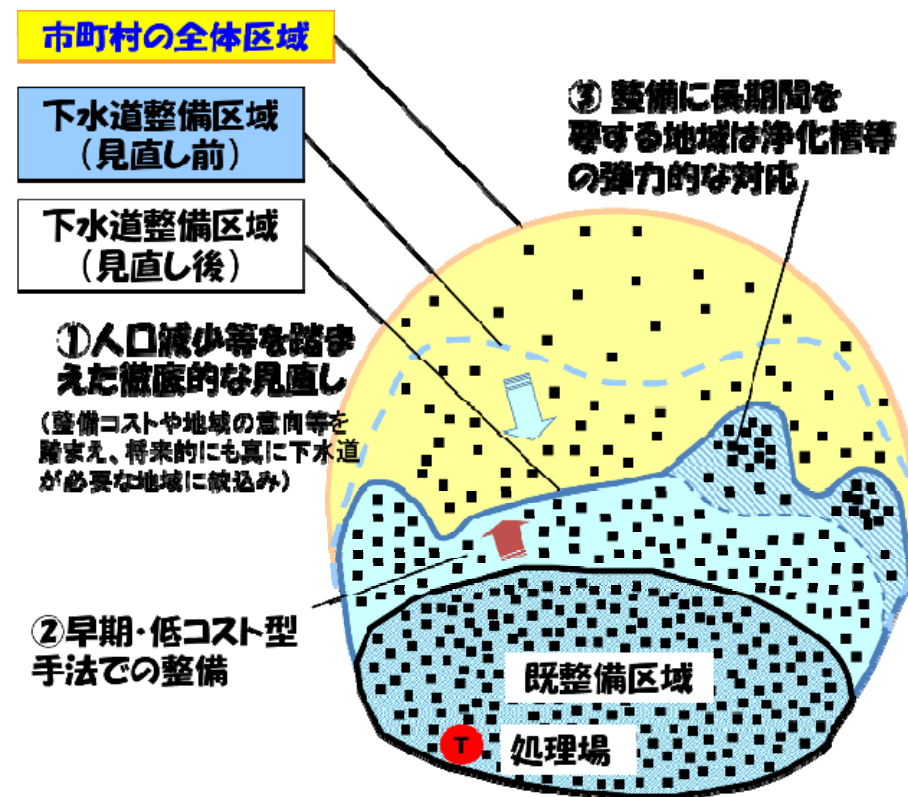
- 各都道府県は、平成26年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき見直しを行っているところ。
- 構想の見直しにあたっては、施設の改築・更新の予定、将来人口の減少等の状況を踏まえ、污水处理施設の統合などの広域化・共同化や効率的な運営管理手法の選定などの最適化を検討。

都道府県構想見直しの検討内容

- ① 污水处理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、
 - 概ね今後10年を目標に污水处理施設整備の概成(時間軸)
 - 人口減少等の社会情勢の変化も勘案
- ② 長期的(20～30年)な観点から污水处理施設の統合や効率的な運営管理手法を検討

※H28年度末までに29都府県が見直し済み
(H30年度末までに全都道府県で完了予定)

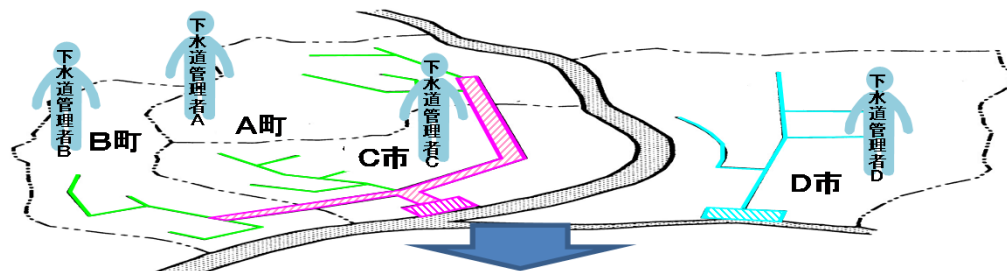
計画区域の見直しイメージ



広域化等に関する主な最新の動き②

広域的な連携による管理等の効率化に向けた協議会制度の創設

- 改正下水道法(第31条の4)においては、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設(国、公社、日本下水道事業団等の参画も可能)。
- 平成28年8月5日に、大阪府内の富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村の4市町村の下水道管理者によって、管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討するため、全国初の改正下水道法に基づく法定協議会が設置。
- 平成28年11月25日には、埼玉県、県内56市町村、一部事務組合、埼玉県下水道公社が協議会を設置し、経営管理、災害対応への取組み、下水汚泥の共同処理を検討。
- 平成29年3月17日には、長崎県、県内16市町が協議会を設置し、下水汚泥の共同処理を検討。



【法定協議会】

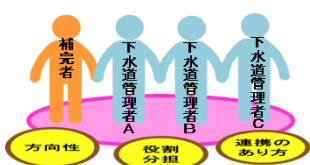
下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために

- ・下水道管理者同士、
- ・下水道管理者と補完者等の具体的な連携のあり方や役割分担について協議し、方向性を決定。



【広域連携】

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、広域連携を推進。



大阪府内の4市町村※が、全国初の協議会を設置
(平成28年8月5日)

※大阪府内の4市町村: 富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村

- 4市町村では、人口減少による使用料収入の減少、老朽化施設の急増による維持管理費用の増加、ベテラン職員の退職による技術力の低下等が課題
- 各課題に各市町村が単独で対応していくには限界があるため、事務の広域化を検討。そのための協議の場として、協議会を設置。



8月5日に開催された協議会の出席者 ※国交省資料より 49

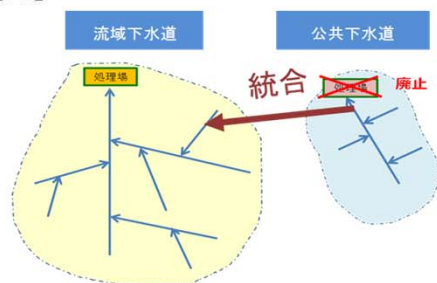
下水道事業における広域化の類型等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が基本である。
この4類型に即して、さらに最近の事例、主な効果を右に例示する。

① 污水处理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。

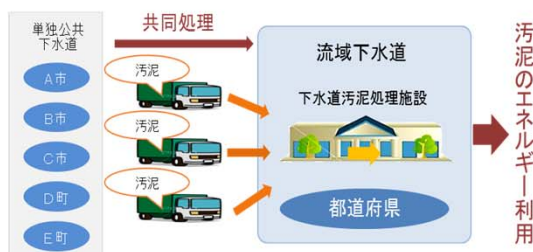
【例】



② 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。

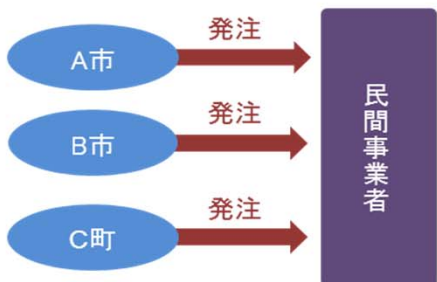
【例】



③ 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。

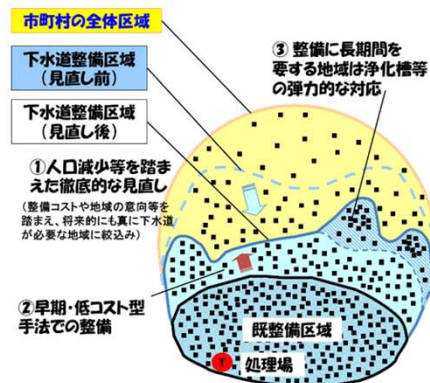
【例】



④ 最適化

公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種污水处理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。なお、見直しによって、見直し前と比べて処理区や処理場等の施設が統合整理される場合がある。

【例】



(1) 秋田県 類型①「污水处理施設の統廃合」②「汚泥処理の共同化」の例

概要	・県がリーダーシップをとり、市町村と課題等を共有・連携することによって、「污水处理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施。
取組内容	・県人口の減少による使用料収入減少、更新事業の増加による支出増及び余剰施設の発生による効率性低下を原因とする経営状況の悪化や、下水道担当職員の減少による運営体制の脆弱化が課題。 ・連絡協議会を県主導で設置し、県及び市町村が効率的に各種污水处理を実施するための連携に関する施策や、汚泥の広域処理及び利活用推進に関する施策などを検討。 ・複数の市町村を事業範囲としており、広域化等を進めやすく、合理化・効率化をより期待できる流域下水道処理施設を核とすることを確認。 ・まず、流域下水道処理施設への接続による単独公共下水道、農業集落排水、し尿処理場との統合を推進。 ・次に、県北地域の汚泥の広域共同処理に着手。県及び関係市町等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で集約処理及び資源化を図る（新設する施設はDBO方式により実施）。
効果	・単独公共下水道と流域下水道の統合により、改築更新投資及び維持管理費を削減。 ・農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続することにより、改築更新投資及び維持管理費を削減。 ・し尿処理施設を流域関連公共下水道に接続することにより、改築更新投資及び維持管理費を削減。

(2) 山形県新庄市 類型③「維持管理・事務の共同化」の例

概要	・新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場の集中管理等を実施。
取組内容	・先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討開始。 ・地方自治法に基づく法定協議会を7市町村で設置。 ・新庄市の処理場を中核施設とし、管内の処理場の遠方からの集中管理・監視、定期巡回による保守点検と水質試験の一括実施を行う。
効果	・処理場の無人化や監視設備等の一体整備によるスケールメリットによりコストを削減。

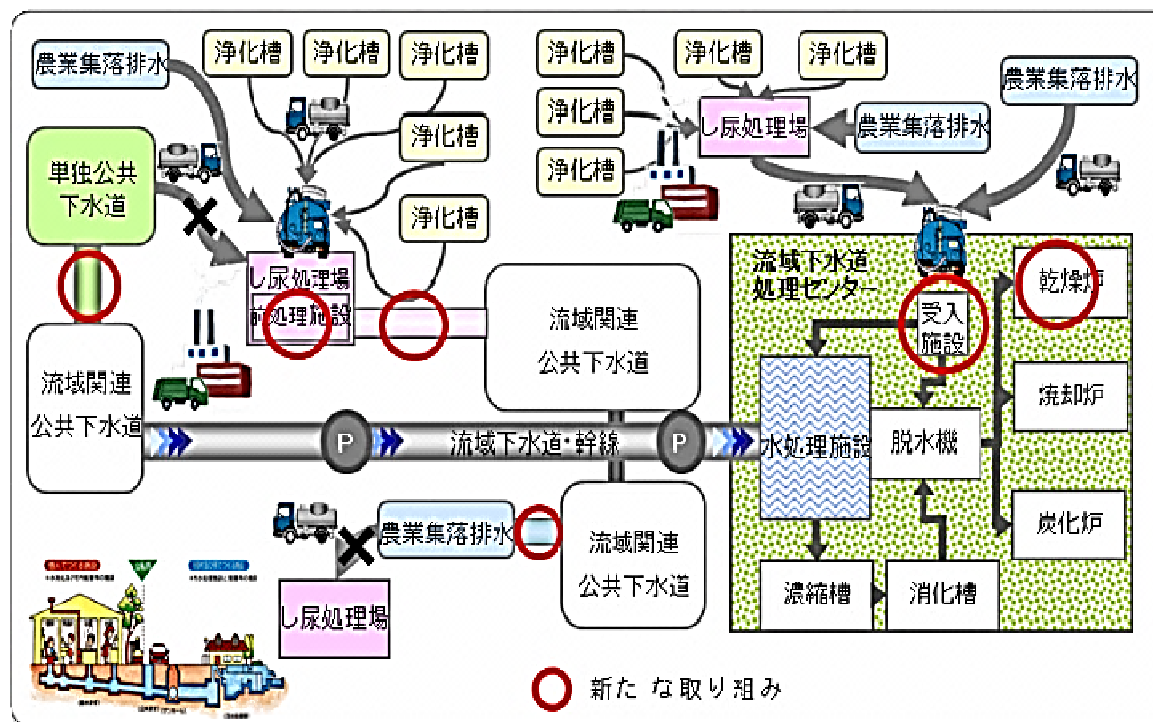
(3) 佐賀県 類型④「最適な污水处理施設の選択（最適化）」の例

概要	・「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づく都道府県構想の見直しを実施。 ・各事業の特性や市町の実情などを考慮し、その地域に適した整備手法を選定し、生活排水処理施設ごとの区域を全体像として示した。
取組内容	・未整備地区における污水处理施設の整備の推進については、事業着手までに期間を要する集合処理区域を個別処理方式へ変更し、個別処理の割合を増やすとともに、浄化槽区域の普及率について、短・中期的な指標を定め、施設整備の促進を図る。 ・既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理については、集合処理区域における持続可能な生活排水処理の管理・運営を行うため、接続率を指標として定め、経営の安定化を図る。 ・例えば、佐賀市では公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減。また、公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽により汚水を処理する区域に転換。
効果	・集合処理区域から個別処理方式への変更による効果。 ・施設の統廃合が推進され、処理区の統廃合数が増加。

■流域下水道処理施設を核とした広域化・共同化のイメージ

生活排水処理の広域共同化を進めるため、県管理の**流域下水道処理施設を核**とすることを、生活排水処理事業連絡協議会設立準備会議(H22.1)で提案

この提案により
広域化・共同化
は**具体の事業に**



■あきた循環のみず推進計画 (H24.10策定)

生活排水処理サービスの継続的な提供のため、県と市町村が共有する施策の行動計画

【共有施策】

(広域共同化関係)

- ・単独公共下水道の流域関連公共下水道への接続
- ・農業集落排水の流域関連公共下水道への接続
- ・流域下水道処理施設とし尿処理場との共同処理
- ・県北地区での汚泥広域共同処理

■下水道と農業集落排水・し尿処理場との統合

◇農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続(秋田市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町の2市3町)

〔コスト効果〕

- ・改築費6割減
- ・維持管理費7割減

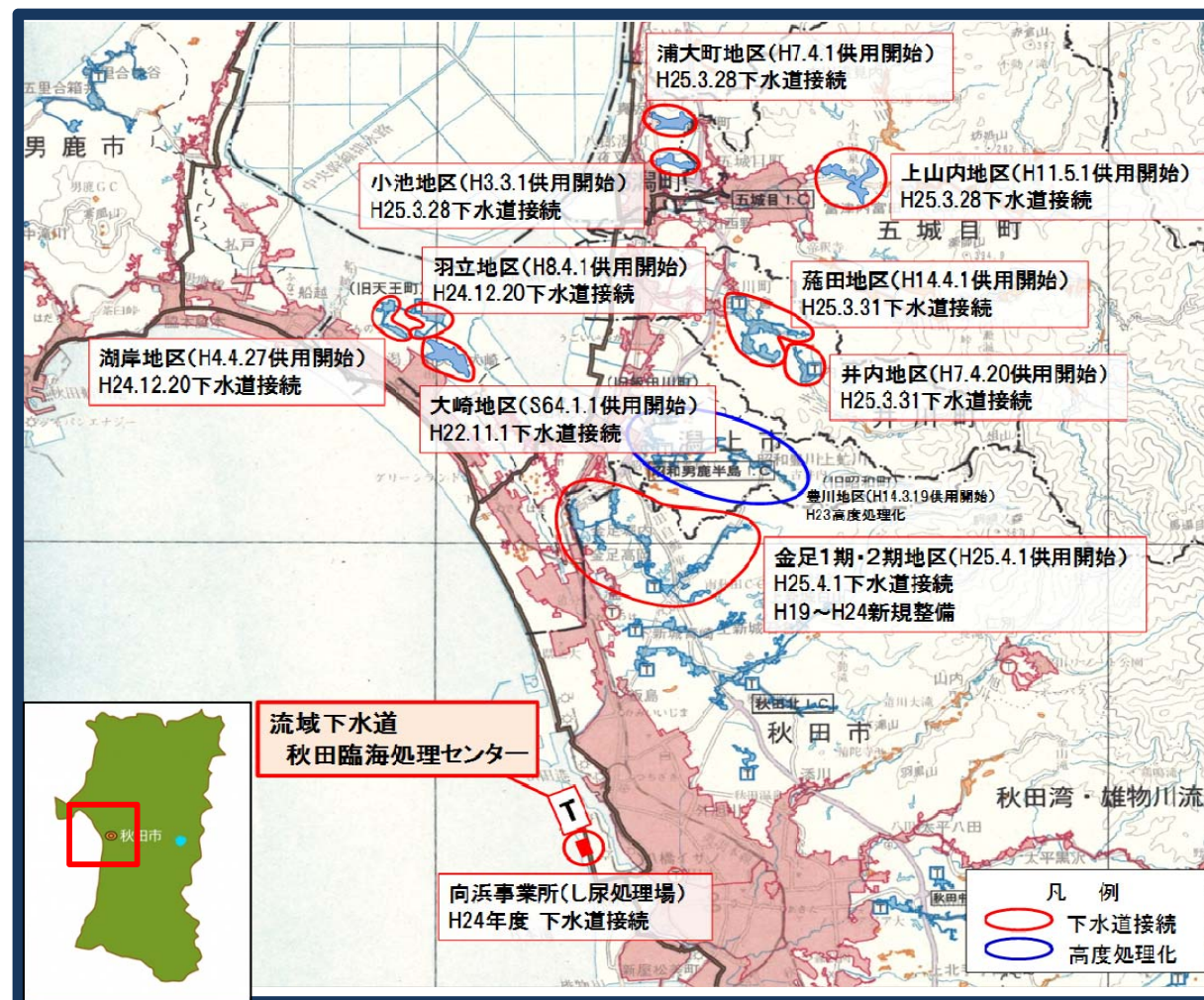
改築費は八郎湖の指定湖沼化に伴う高度処理対策費と接続費との差

集落排水処理施設建屋は防災備品保管庫等として活用

◇秋田市のし尿処理施設を接続流域関連公共下水道に接続

〔コスト効果〕

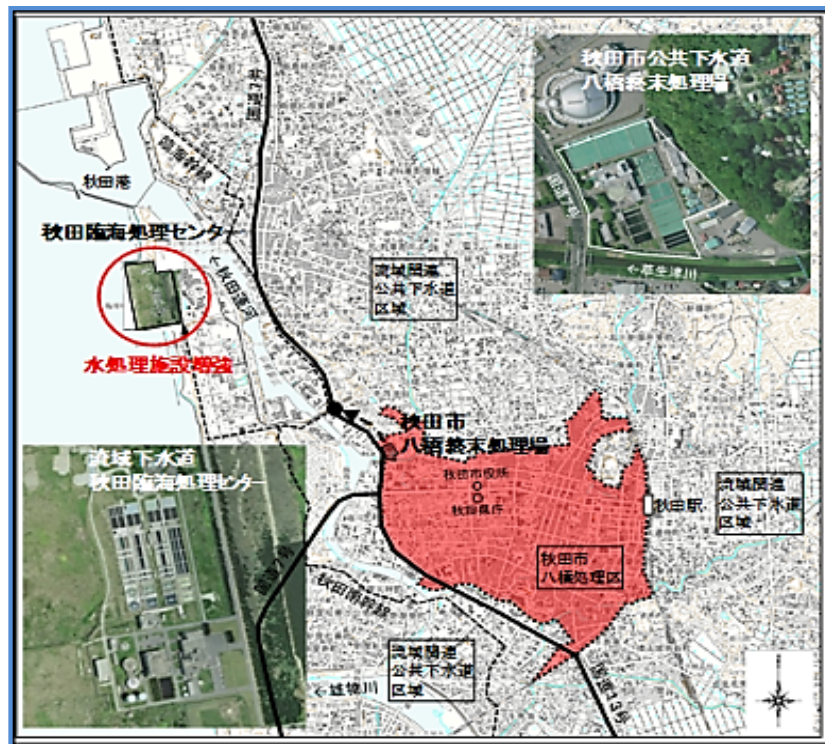
- ・改築更新費6割減
- ・維持管理費3割減



■流域下水道と単独公共下水道との統合

◇秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に計画変更し、流域下水道と統合

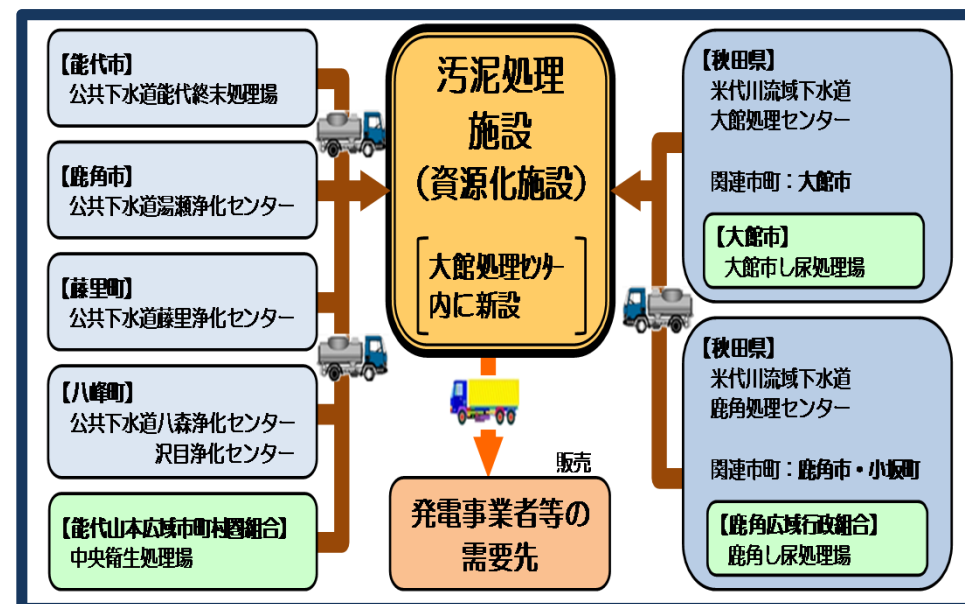
- ・統合により、秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能は停止、雨水処理機能は継続



■県北地区広域汚泥処理事業

◇県北3市3町1組合の下水道終末処理場7施設、し尿処理場3施設から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターに設置する汚泥処理施設で集約処理、資源化

汚泥処理は乾燥又は炭化による資源化



※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

維持管理・事務の共同化(山形県新庄市と周辺町村)

事業の概要

- 地方自治法に基づく法定協議会を設置(H12)し、山形県新庄市と周辺6町村(金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村)による処理場の維持管理・水質試験の共同管理を実施
 - ・新庄市浄化センターを中核処理場として、6町村の処理場を遠方監視(集中管理監視)
 - ・中核処理場の水質試験室を共同で利用(水質試験を一括して実施)
 - ・中核処理場に巡回点検班を設置し、定期的な巡回・保守点検を実施

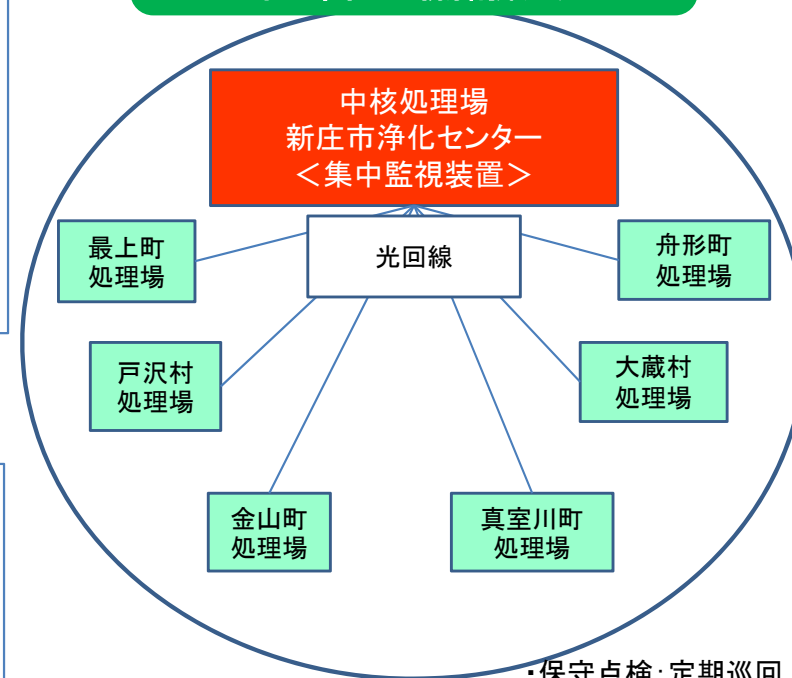
背景等

- 新庄市が浄化センターを建設(供用開始:H元年度)
- 処理場の建設が進んでいなかった周辺町村(最上町村会)から、圏域一体での整備について要望
- 7市町村による「最上圏域下水道共同管理協議会」設置(H12年度)
- 管内市町村の7浄化センターで共同管理開始(H16年度)
- 下水道事業団の助言を受けながら事業実施

効果

- 周辺浄化センターの無人化による管理人員の減
- 監視設備等のスケールメリットによるコストダウン
- 共同での下水道の一体整備・事業推進の円滑化(参考)効果額:約3千万円(単年度)

最上圏流域下水道共同管理協議会



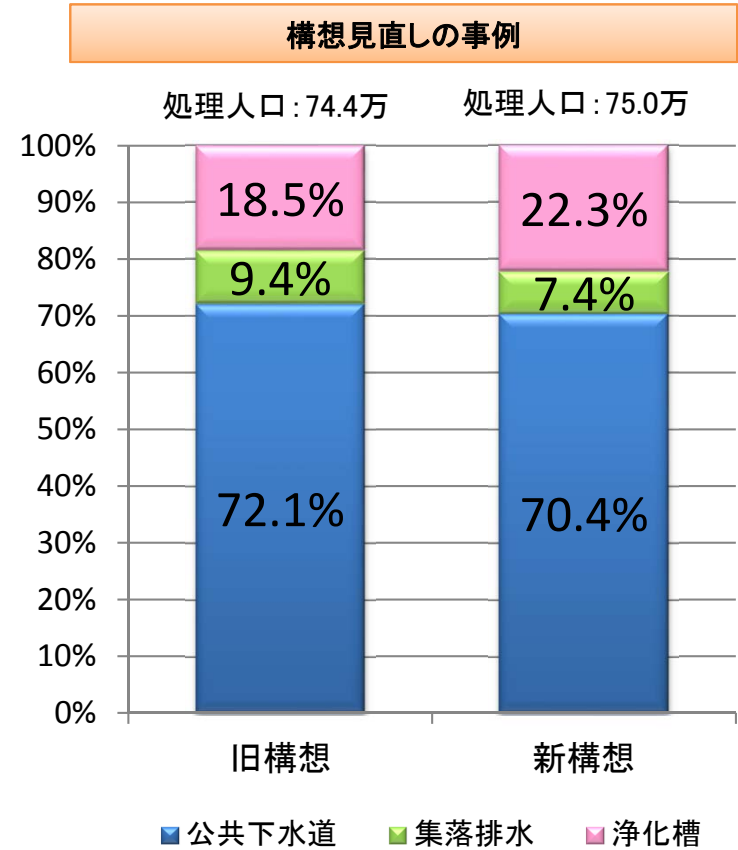
・保守点検:定期巡回
・水質試験:保守点検
要員が巡回採取

最適な污水处理施設の選択(最適化)(佐賀県)

○持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月30日公表)に基づく
都道府県構想等の見直し事例

＜都道府県構想の見直し事例(佐賀県)＞

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ3.8ポイント増加。



※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む
※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む

＜市町村単位での見直し事例(佐賀市※)＞

- 污水处理に係る計画の見直しを実施
 - ・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
 - ・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換
- 平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域 (単位 : ha)			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額(計画)

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
建設改良費 △248億円
- ・浄化槽設置費用 +35億円

【ランニングコスト】

- ・維持管理費 △2.8億円(年間)

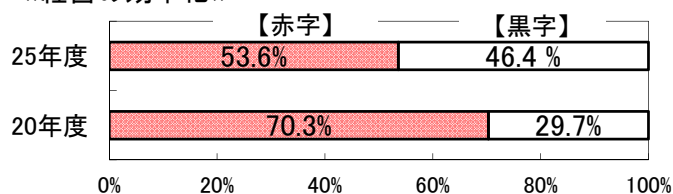
※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

医療提供体制の改革と連携した公立病院の経営効率化・再編等の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

《経営の効率化》



《再編・ネットワーク化》

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数 162病院
- ・再編等の結果、公立病院数は減少
H20: 943 ⇒ H25: 892 (△ 51病院)

《経営形態の見直し》

(予定含む数)

- ・地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
- ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
- ・民間譲渡・診療所化 50病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定

再編・ネットワーク化

- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営形態の見直し

- ・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備	 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	 40%地方交付税措置

- (2) 特別交付税措置の重点化(H28年度～)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

連携

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)

- 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数※と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27年度～)

※ イメージ

[構想区域単位で策定]

	2025年(推計)	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	〇〇〇 人/日	〇〇〇 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

再編・ネットワーク化について ①

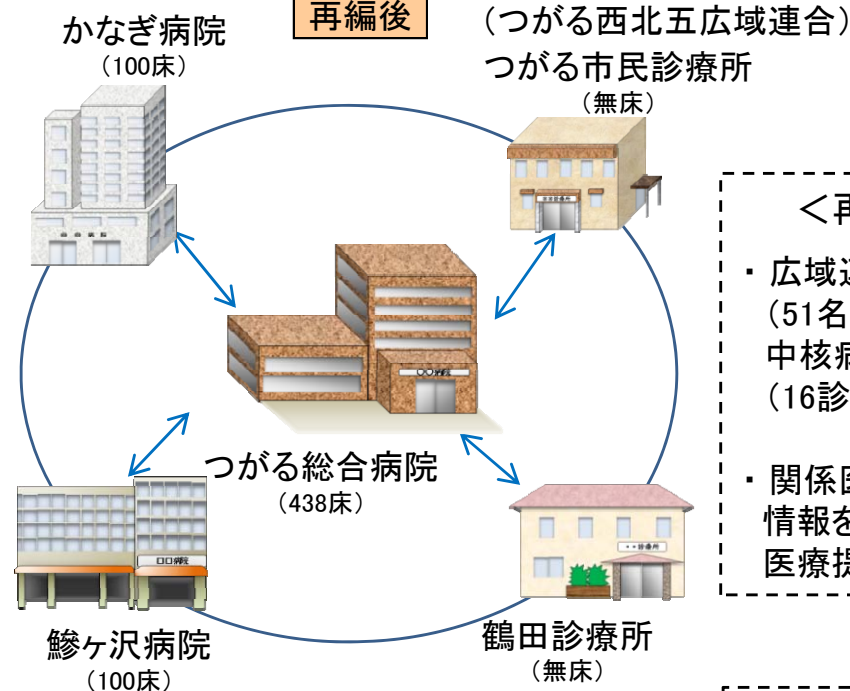
- 地域全体で必要な医療サービスを提供できるよう、医師派遣機能等を有する基幹病院と日常的な医療を提供する病院・診療所に再編し、これらをネットワーク化するなど、公立病院はじめ医療機関相互の機能分担と連携を推進。

基幹病院・サテライト型（青森県西北五医療圏の例）

再編前



再編後

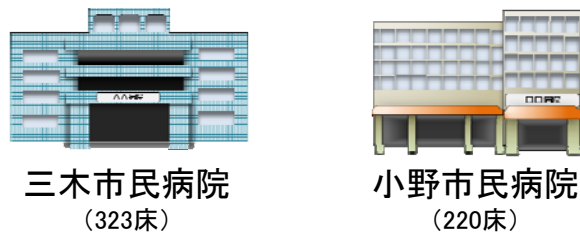


＜再編による主な効果＞

- ・ 広域連合内の医師数が増加(51名→61名)するとともに、中核病院の診療科が充実。(16診療科→21診療科)
- ・ 関係医療機関において患者情報を共有し、切れ目ない医療提供を実現。

統合型（兵庫県三木市・小野市の例）

再編前



再編後



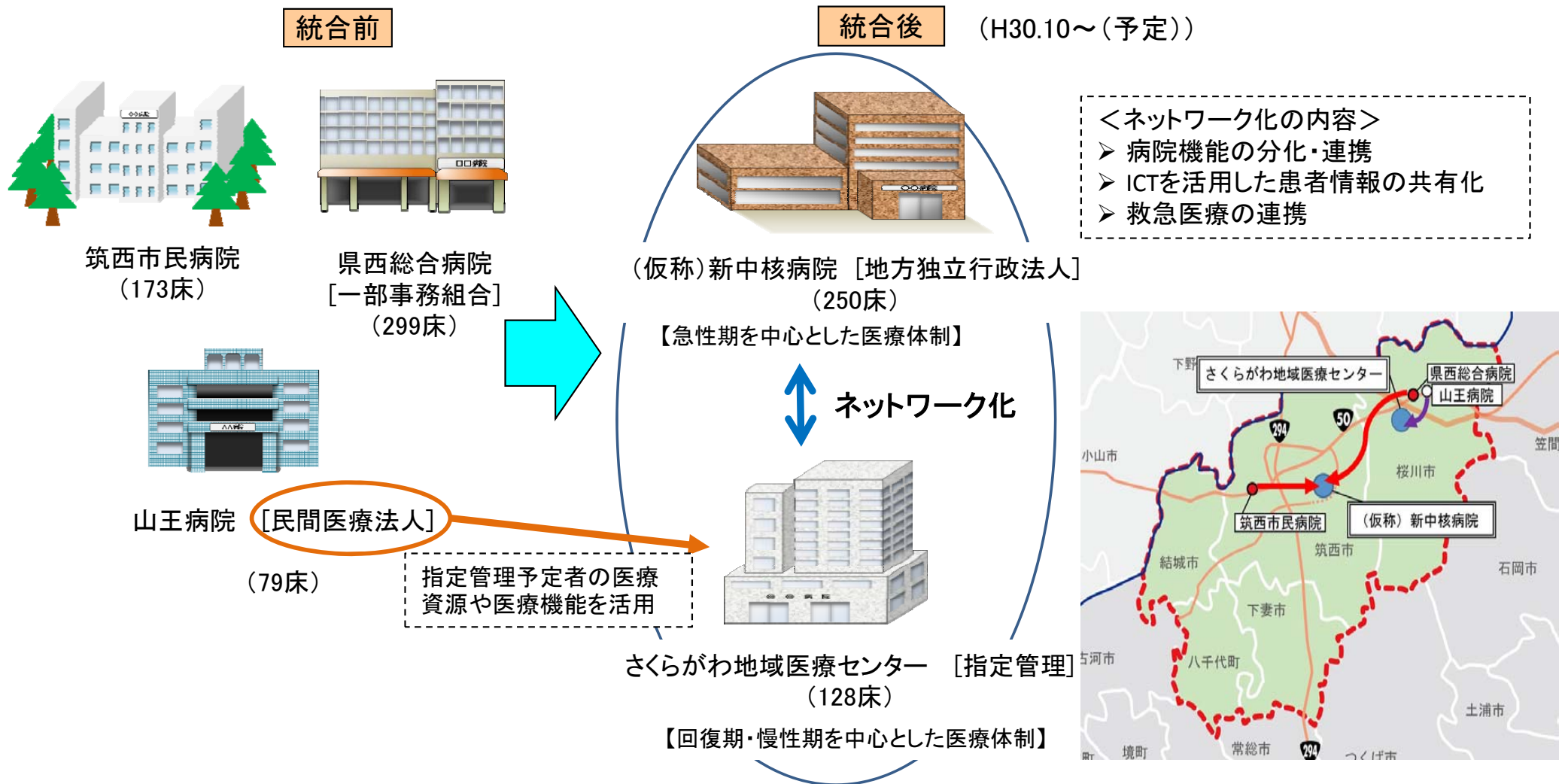
＜再編による主な効果＞

- ・ 医師数が増加(60名→80名)し、診療科が充実。(21診療科→33診療科)
- ・ 休止・縮小していた分娩や小児救急を開始・拡充するなど、必要とされる地域医療を確保。

再編・ネットワーク化について ②

茨城県筑西市・桜川市内公立2病院と民間病院の再編・ネットワーク化(3病院を2病院へ再編統合)

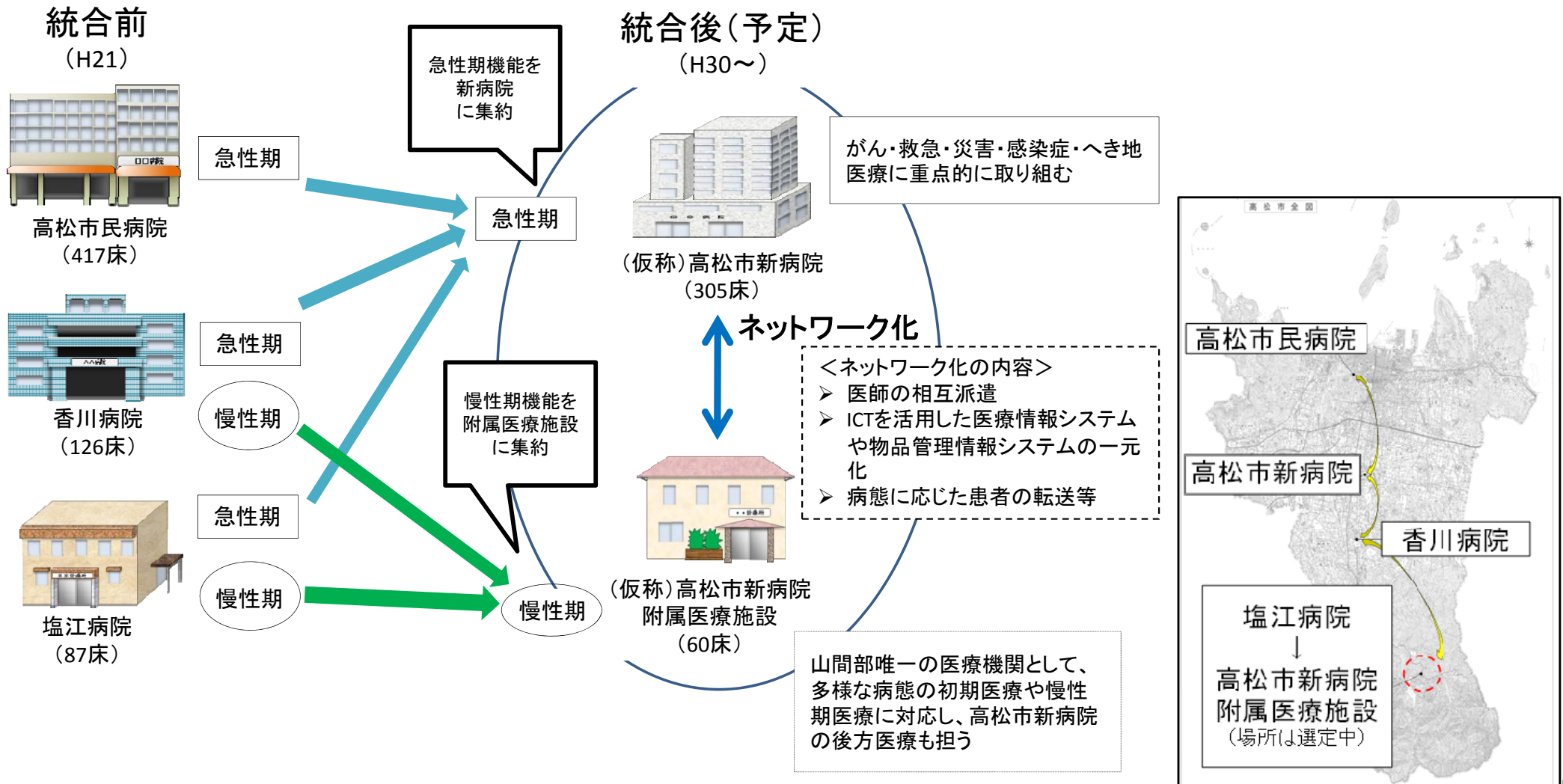
- 医師の分散等による急性期医療機能の低下という課題解決を目的として、筑西市民病院と県西総合病院を統合し、(仮称)「新中核病院」を整備
- 併せて県西総合病院の統合に伴う桜川市の医療機能低下に対応するため、新たに「さくらがわ地域医療センター」を整備
(山王病院(民間)による指定管理を想定)
- 機能を集約化することにより、地域内で二次救急医療まで完結できる体制を強化。



再編・ネットワーク化について ③

香川県高松市内の3公立病院の再編・ネットワーク化(3病院を2病院へ再編統合)

- 高松市民病院と香川病院を移転統合して高松市新病院を建設し、塩江病院をその附属医療施設とする再編
- 「高松市新病院」: 高松市医療全体の最適化を目指すリーディングホスピタルとして地域の医療水準の向上を図る
- 「附属医療施設」: 山間部唯一の医療機関として多様な病態の初期医療等に対応するとともに、高松市新病院の後方支援病院としての機能も担う



4－3. 民間的経営手法等の活用

民間的経営手法等の導入事例

PFI事業

- 横浜市水道事業「川井浄水場再整備事業」
- 岡崎市水道事業「男川浄水場更新事業」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」
- 埼玉県嵐山町下水道事業「町管理型合併処理浄化槽整備事業」
- 福井県鯖江市その他事業「鯖江駅周辺駐車場整備事業」

指定管理者制度

- 宮城県黒川地域行政事務組合「公立黒川病院」
- 山形県上山市下水道事業「上山市浄水センター」

独立行政法人制度

- 山形県・酒田市病院事業「経営統合と地方独立行政法人制度導入」

民間委託

- 福島県三春町上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 群馬県太田市上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 神奈川県箱根地区水道事業「水道施設等の包括的業務委託」
- 京都市バス事業「営業所業務委託」
- 福岡市地下鉄事業「駅業務委託」
- 茨城県守谷市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」
- 北海道旭川市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」

民間譲渡

- 広島県呉市バス事業
- 群馬県藤岡市・高崎市ガス事業
- 山梨県石和町国民健康保険峡東病院
- 名古屋市西部医療センター城西病院

民間企業との共同出資

- 広島県水道事業「水道三セク会社の設立」

広域化等の推進

- 北九州市水道事業「水巻町との水道事業統合」
- 岩手中部水道企業団「水道事業の垂直統合」
- 山形県置賜地域「医療機能の再編・ネットワーク整備」
- 北海道旭川市下水道事業ほか「下水道の広域処理」

先進的経営管理

- 北海道石狩市「持続可能な水道事業運営（管路更新）」
- 青森県八戸市バス事業ほか「圏域路線バス上限運賃化実証実験」
- 静岡市下水道事業「アセットマネジメント手法の導入」

法適化

- 宮城県宮崎市簡易水道事業
- 茨城県美浦村電気事業
- 岩手県紫波町下水道事業
- 山口県下松市下水道事業
- 北海道安平町簡易水道事業
- 埼玉県病院事業
- 富山県高岡市下水道事業

資産の有効活用等

- 北海道函館市軌道事業「市電におけるネーミングライツの売却」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」（再掲）
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」（再掲）

新技術の活用

- 高知県梼原町電気事業「売電収入を財源とした循環型まちづくり」
- 新潟県電気事業「発電事業用メガソーラーの設置」
- 横浜市電気事業「風力発電の取組」
- 富山県黒部市下水道事業「バイオマスエネルギー利活用施設」

防災対策の充実、国際交流・海外展開

- 東京都、埼玉県、川崎市水道事業「非常時における水の相互融通」
- 名古屋市上下水道事業「事業継続計画（地震対策編）の策定」
- 東京都水道事業ほか「水道事業体の国際展開」

水道・下水道事業における民間活用の類型等

○ 水道事業

類型	最近の事例	主な効果
PPP/PFI	- 北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためPFI方式を導入。 - 愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入。	建設投資及び維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。
DBO	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用。	
コンセッション	大阪市等で検討中。	
包括的民間委託	- 福井県坂井市が、水道メーター検針、料金収納業務等の総務経理部門の業務及び、水質検査、施設の維持管理業務等の維持管理部門の業務あわせて21業務を包括的に委託。大手の民間事業者が代表となり、地元企業2者を含めた共同企業体を組織し、地域に根ざした業務を実施。 - 石川県かほく市が、水道事業に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括的民間委託を実施。 - 宮城県山元町が、民間事業者へ浄水場等の包括的民間委託を行う際に、横浜ウォーター（株）にアドバイザリー業務を委託し、最適な経営手法の導入に向けて支援を受けた。	- 維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。 - 大手の技術力と地元のノウハウの結合 3セクの公共性・信頼性と技術ノウハウの活用
指定管理者制度	- 岐阜県高山市が、市町村合併に伴い増加した施設の効率的な管理と職員数削減を図るため、指定管理者制度での浄水施設等の運営を行った。地域の実情をよく知る地元管工事組合と、技術力が期待される大手の民間事業者などの共同出資により設立された会社が業務を実施。 - 広島県と民間企業が共同出資して「（株）水みらい広島」を設立。同社は県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、県内の市町下水道事業から委託を受けて施設の管理業務等を実施。	- 維持管理費用の削減。 - 大手の技術力と地元のノウハウの結合

○ 下水道事業

(1) 秋田県 類型①「指定管理者制度導入」の例	
概要	流域下水道及び県管理の公共下水道の一部の維持管理業務について「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な事業運営を実施。
取組内容	- 民間のコスト意識、事業運営ノウハウを活用した効率的・効果的な事業運営を目指す。 1件160万円未満の修繕、自家発・通信設備等の点検等を移行。 - 以前から民間委託を実施していた業務（管渠点検、薬品等の購入）も移行。
効果	移行により経費を削減。
(2) 大阪府堺市 類型②「包括的民間委託」の例	
概要	- 下水処理場施設及び管路施設に係る維持管理業務について「包括的民間委託」を実施。 - 人材育成や技術継承の観点から、直営による維持管理業務も継続実施。
取組内容	- 市の行財政改革プログラムの歳入・歳出改革の一環として、経常経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的として実施。 - 総合評価落札方式を採用し、業務要求水準書を提示し、入札金額と技術提案書の内容を総合的に評価。 - 処理場施設の運転操作、監視制御、保守点検、修繕、水質管理、電力・薬品以外のユーティリティ調達等について包括的民間委託を実施。 - 管路施設の点検・清掃等業務、住民対応業務、布設後40年経過した施設設備を対象にテレビカメラ・目視調査を実施し、管路長寿命化計画策定業務について包括的民間委託を実施。
効果	処理場施設及び管路施設について、委託期間中の経費を削減。
(3) 静岡県浜松市 類型③「PPP/PFI（コンセッション方式）」の例	
概要	処理場及びポンプ場について「PFI（コンセッション方式）」の導入に向けて準備中（平成30年より実施予定）。
取組内容	- 合併に伴い流域下水道が平成28年4月より静岡県から移管。 - 市内下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区処理場及びポンプ場について、「PFI（コンセッション方式）」の導入を検討。 - 処理場及びポンプ場の維持管理、一部の改築、料金収受などを運営権者が実施予定。 - 事業期間は20年を予定。
効果	建設改良及び維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。

背景

- 行財政改革プログラムの歳入・歳出改革として、民間委託や事務処理の効率化等により、スリムで合理的な組織づくりを進めるため、経常的経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的に下水処理場施設及び下水道管路施設に係る維持管理等業務の民間委託を実施

概要

- 下水処理場施設(泉北・石津)に係る維持管理業務(施設の運転操作及び監視制御、保守点検、少額修繕、水質管理、電力・薬品以外のユーティリティ調達等)について民間委託を実施
- 下水道管路施設(美原下水道管理事務所管轄エリア)に係る維持管理業務(管路施設点検・清掃等業務、住民対応業務等)に加えて、布設後40年を経過した管路を対象にテレビカメラ・目視調査を実施し、管路長寿命化計画策定業務について民間委託を実施
- 一方で、人材育成やノウハウ維持の観点から、直営による維持管理業務を継続して実施

効果

区分		期間	委託費	効果額	備考
処理場	泉北	H24～26年度	291百万円	185百万円	効果額はH19年度(直営最終年度)との比較
	石津	H25～26年度	330百万円		効果額はH20年度(直営最終年度)との比較
管路	美原	H26～27年度	327百万円	73百万円	効果額はH25年度(直営最終年度)との比較

※公共下水道事業

- 委託にあたり、入札参加業者に業務要求水準書を提示し、入札金額と本業務に関する技術提案書等の内容を総合的に評価する総合評価方式を採用

概要

- ・平成24年7月～平成25年7月:実施方針公表、入札公告、事業者選定審査会
- ・平成25年9月:事業開始
- ・事業期間 平成25年9月～平成38年3月
- ・総事業費 約12億円
- ・駅前第一駐車場・自転車駐車場の建替え(駐車場・商業施設合築による複合施設):BTO方式
- ・駅前第二駐車場の大規模修繕:RO方式
- ・複合施設及び第二駐車場の維持管理運営業務

背景

- ・建替え及び大規模修繕の必要性:築30年が経過し、老朽化が進んでいるだけでなく、景観面においても課題を抱えていた
- ・事業手法、事業収支の検討結果で最も有利となり、民間事業者のヒアリング結果で参加意欲と事業性を確認できた「PFI形式」を採択

効果

- ・営業時間延長(年中無休の24時間営業に)、駐車台数増
- ・良好な景観の形成及び回遊性創出による地域の活性化



(写真)第一駐車場:上は建替前、下は建替後



※国土交通省資料等より総務省作成

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ**(優先的検討の更なる推進等)
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設**を追加

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進

- コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
- 独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

公的不動産における官民連携の推進

- 地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
 - ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充
 - ・遊休文教施設の利活用
 - ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備

実効性のある優先的検討の推進

- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
 - ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における確な運用、優良事例の横展開の具体的推進
 - ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施
 - ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
- 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
 - ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ
 - ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援
- 民間提案の積極的活用
 - ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定
 - ・民間提案支援を平成29年度から実施
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】
道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】
クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円〕

PDCAサイクル

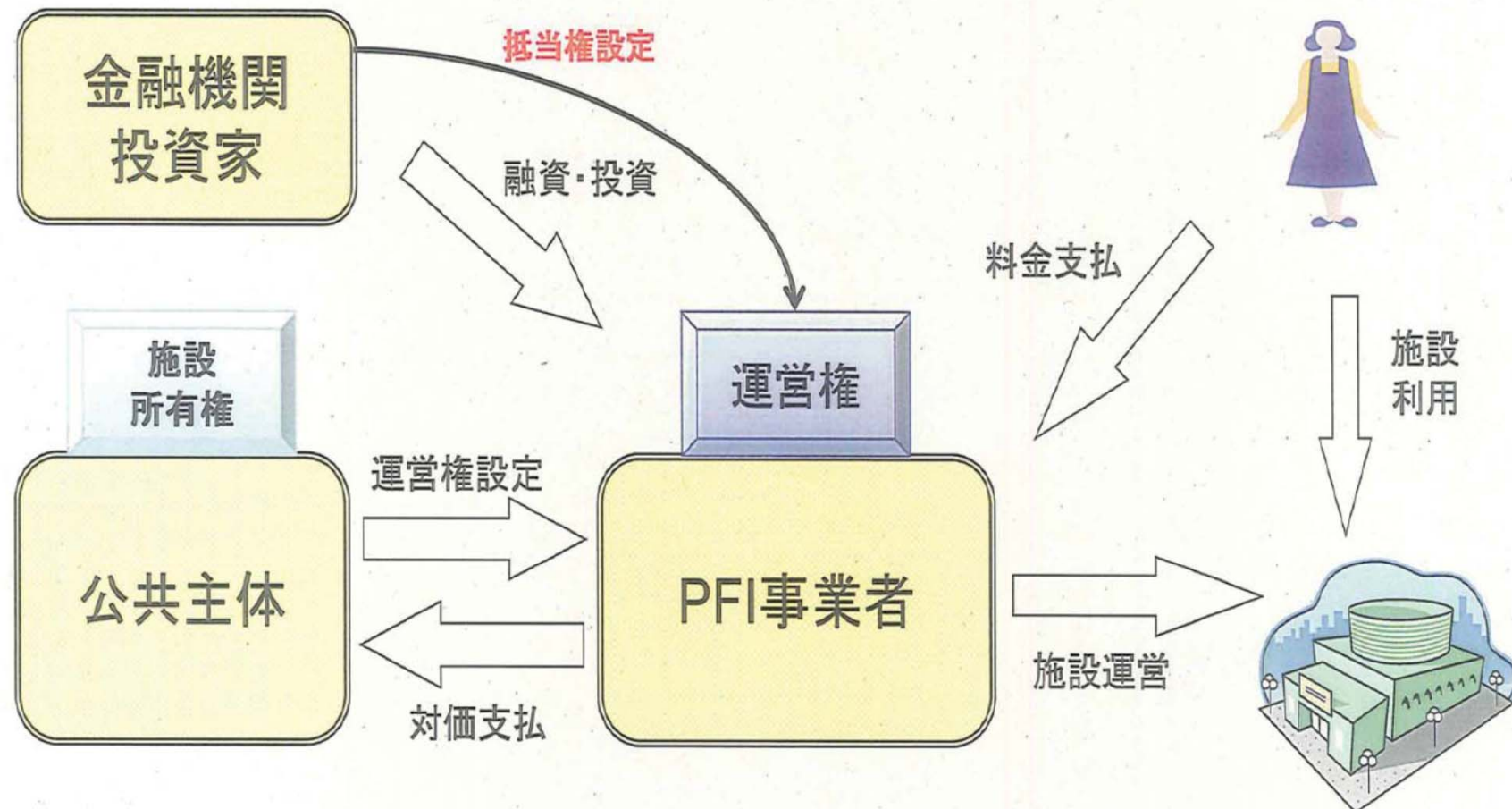
毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

改定版概要

公共施設等運営権(コンセッション方式)

公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



浜松市におけるコンセッション(PFI)導入について①

浜松市

<事業概要>

浜松市内最大処理区である西遠処理区において、
処理場・ポンプ場に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、
 対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新**等を実施。

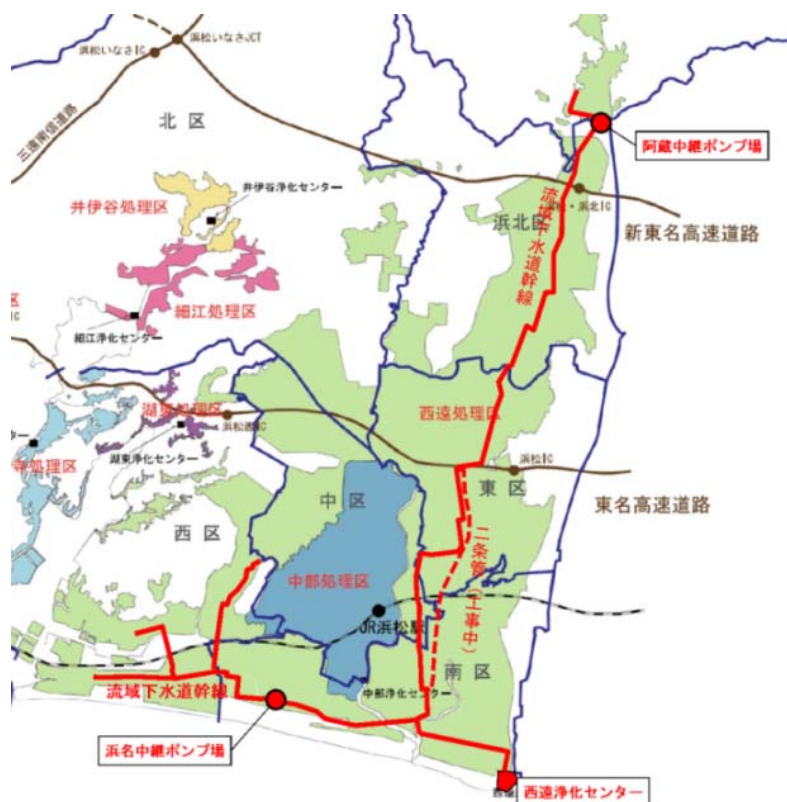
<優先交渉権者>

代表企業：ヴェオリア・ジャパン株式会社

構成員：ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社
 オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価:25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	包括的民間委託
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

※優先交渉権者の契約締結に至らなかった場合は、次点の日立・ウォーターエージェンシーグループと交渉を行う。 ※国交省資料より

運営権者

【対象施設】
処理場・2ポンプ場
(改築は土木・建築は除く)

経営
利用料金(10/10)

維持管理
利用料金(10/10)

改築
市負担分(9/10)

利用料金(1/10)

運営権者
任意事業
(独立採算)

西遠処理区
使用者

使用料

モニタリング

運営権設定

運営権実施契約

運営権対価

利用料金

利用料金収受委託

改築費(市負担分)

財源：国補助金(5.5/10)
市起債(3.5/10)
※補助率が高率の場合

浜松市

【対象施設】
管路
処理場・2ポンプ場の
土木・建築

改築費国補助金
(5.5/10) ※補助率が高率の場合

国

- 運営権者が支払った改築費1/10のうち事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は、事業期間終了時に市が支払う

5. 見える化の推進

- 地方公営企業会計基準の見直し
- 公営企業会計の適用拡大
- 「経営比較分析表」の策定・公表

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産の見直し
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

平成26年8月ロードマップを提示。
平成27年1月要請。

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金（＝借入資本金）を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。



地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【（参考）新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

固定資産 92,000	固定負債 5,000
	流動負債 20,000
	資本金 35,000
	資本剰余金 30,000
	利益剰余金 10,000
流動資産 8,000	



固定資産 82,000	固定負債 42,000
	流動負債 25,000
	資本金 5,000
	利益剰余金 18,000
流動資産 8,000	

【変化の主な要因】
・借入資本金を負債に計上
・退職給付引当金を負債に計上
・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。平成25年度公営企業決算では、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用)。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取り扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される
(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%**

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%)

※下水道事業はH27.1.27付総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%。

【3万人未満の地方公共団体】

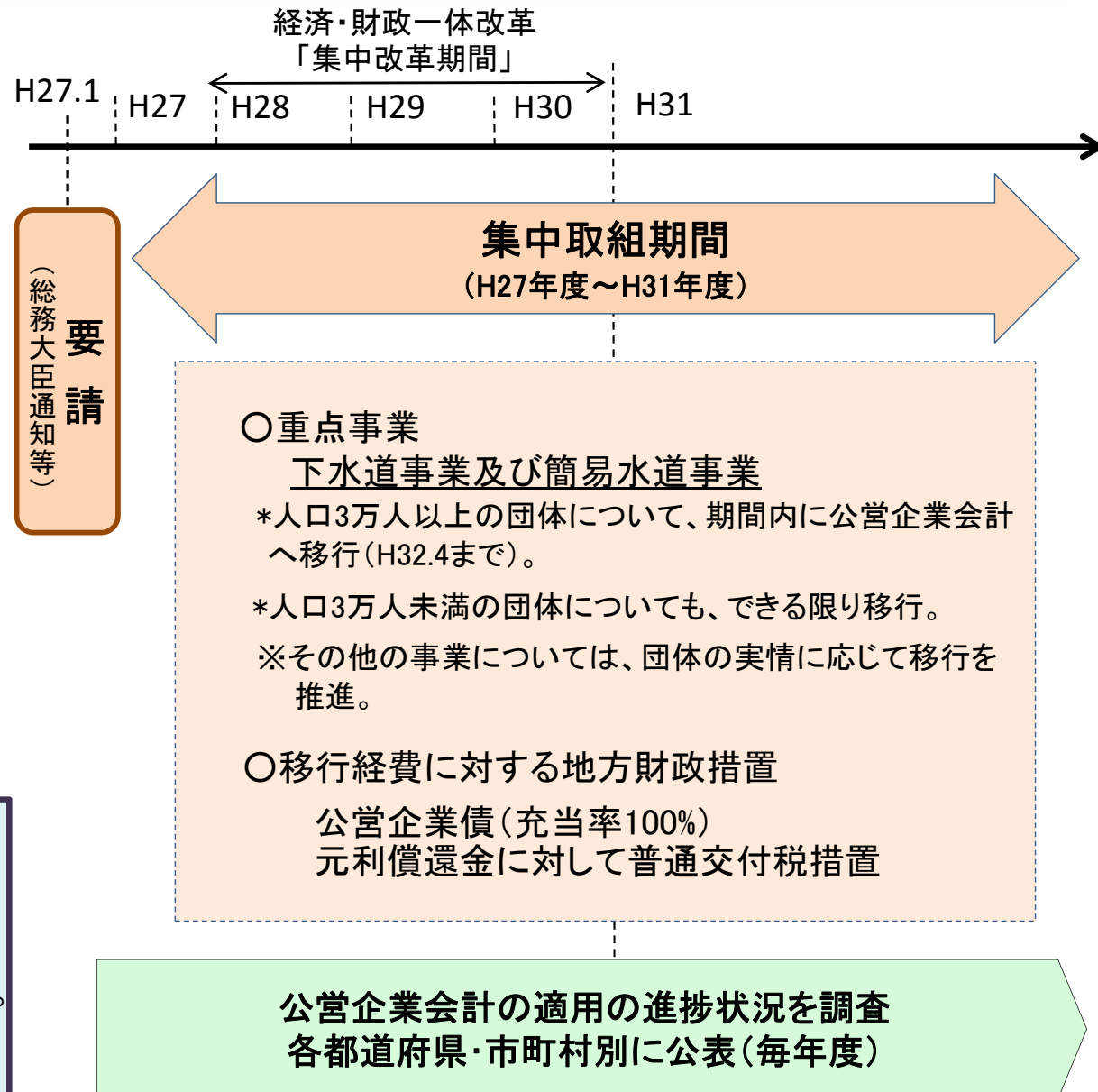
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%**

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%)

【公営企業会計適用の推進体制等】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(H27.11)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(H28.1)。
- ・ 引き続き、各団体における取組状況をフォローアップするなど、**適用拡大の取組を促進**。



公営企業会計適用による経営上の効果①(整備手法見直し)

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能なことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒ <u>283.8円</u>	251.3円⇒ <u>258.1円</u>

(注) 公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5～10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

公営企業会計適用による経営上の効果②(更新投資推計)

○更新投資の合理的な推計を行うことが可能となり、「経営戦略」策定の必要性を認識することができた。

概要・背景

- 長い管路延長を有するが、公営企業会計適用前は適切に減価償却費を算定できないため、今後の更新投資の実施時期、金額等を合理的に把握することができなかったが、適用後は取得価額等をベースに更新見込額の試算が可能となった。

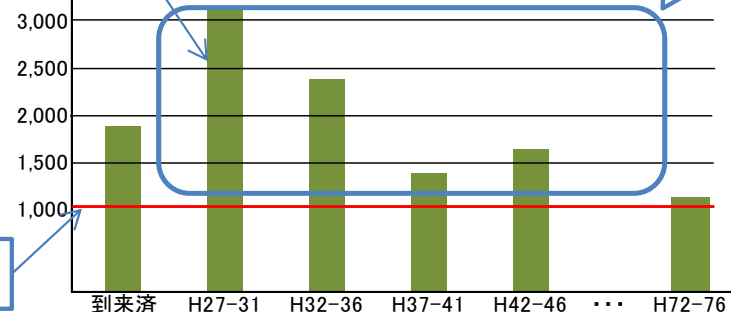
事例

- 固定資産台帳情報を基礎に、仮に耐用年数到来時に、すべて同口径で更新するとした場合の更新予定時期及び更新見込額を試算した。

取得年度	取得価額	デフレーター	更新見込額	更新予定
S35	600	23%	2,609	到来済
S36	700	25%	2,800	到来済
⋮				
H25	1,200	100%	1,200	H75
H26	1,000	100%	1,000	H76

過去5年間の
更新投資の年平均額

当該5年間の
更新投資の年平均額



効果

- 法定耐用年数到来時に更新投資を行ったと仮定した場合の金額を試算したところ、過去5年間の更新投資の年平均額を大幅に上回ることが判明した。
- 想定どおりに更新投資を行う財源を確保することが困難であるため、管路の劣化診断、水需要の変化に対応した更新時のダウンサイジングの必要性をより客観的に認識できた。
- より一層精緻で合理的な投資試算と、それを賄うため財源試算を行うことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果③(原価算定)

○給水原価の適切な把握により、適正な使用料の設定と経営健全化につなげることができた。

概要・背景

- 簡易水道事業において、公営企業会計適用前は企業債元金償還額を「減価償却費」とみなして原価に反映させ、料金を算定していたが、適用後は「減価償却費」を正確に把握することが可能となり、より精緻な料金算定が可能となった。

事例

【企業会計適用前の給水原価】

100	元金償還額
30	利息
80	維持管理費
210	

元金償還額を「減価償却額」とみなす
↓
○償還期間に限り原価に反映
○起債額の多寡で原価への反映額異なる等

【企業会計適用後の給水原価】

120	減価償却費
30	利息
80	維持管理費
230	

「減価償却額」を把握可能
↓

- より精度の高い原価の期間配分が可能(適正な期間、コストを原価に反映)
- 起債額に関わらず、資産の経済的価値とその減耗分を原価に反映可能等

特有の事情として、自己資金を活用し、起債発行額を抑制したため、簡易水道事業会計の支出額(原価)は少なく済んでいた。

収支を概ね均衡させるため、原価にあわせて使用料水準を抑制。

公営企業会計適用により、減価償却費等のコストを精緻な水準で把握することが可能となったため、精緻なコスト情報を基に、より適切な使用料改定を行うことが可能となった。

(注1) 論点を単純化するため、建設時の国庫補助金や維持管理費等への一般会計繰入金はゼロとしている。

(注2) 投資の合理化、経費節減などの経営努力はすでに行っているものとする。

効果

- 公営企業会計の適用を行い、費用のより適正な期間配分が可能となったため、期間費用を使用料で負担いただくという、明確な根拠を持った説明を行うことができ、適正な水準への使用料改定に向けて動き出すことが可能となった。
- 原価を反映した料金算定が行われないことにより、経営が悪化していたが、健全化に取り組むことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果④(セグメント分類)

○セグメントごとの経営実態を把握することで、事業の負担のあり方の検討につなげることができた。

概要・背景

- 全体として赤字となっている下水道事業会計について、公営企業会計適用後にセグメント情報を作成したところ、雨水処理事業の収支は均衡しているが、汚水処理事業で赤字が発生していることが明らかとなった。

事例

- 下水道事業に公営企業会計を適用し、決算書の注記で求められている「セグメント情報」について、右表のように「汚水処理事業」と「雨水処理事業」とに分け、経営実態の把握、一般会計繰入金の金額等について把握した。
- その結果、損益ベースにおいて、汚水処理事業で赤字が発生していることが判明した。

	汚水処理事業	雨水処理事業	合計
営業収益	15,000	5,000	20,000
営業費用	20,000	4,000	24,000
営業損益	△5,000	1,000	△4,000
営業外収益	9,000	0	9,000
営業外費用	4,500	1,000	5,500
経常損益	△500	0	△500
<内訳(一部)>			
他会計繰入金	4,000	5,000	9,000
減価償却費	10,000	2,500	12,500

効果

- 公営企業会計を適用し、料金による経費負担を原則とする汚水処理事業と、公費を経費の財源とすることが原則の雨水処理事業とに分けてセグメント情報を把握することにより、両事業の経営実態を明らかにすることが可能となった。
- 赤字が生じている汚水処理事業について、中長期的視点で赤字解消を図る必要があることから、それをどのように実現していくか、「経営戦略」策定等による経営基盤強化の必要性を強く認識するに至った。

公営企業会計適用による経営上の効果⑤(投資規模の見直し)

○老朽化施設更新後の損益状況を把握することで、施設規模のダウンサイジングが可能となった。

概要・背景

- 老朽化した污水处理施設の更新にあたり、投資を実施した場合のシミュレーション(当初案)を実施したところ、大幅な損益悪化が見込まれた。このため、改めて必要な処理能力を精査し、施設規模(投資額)の縮小を検討することとした。

事例

- 老朽化した処理施設の更新に当たり、現行処理施設の規模をほぼ維持する形で投資を実施した場合(当初案)、更新後の損益は赤字に転じることが明らかとなった。
- 再検討を行った結果、污水处理量が減少傾向にあり、処理能力を縮小しても大きな影響がないと評価されたことも踏まえ、損益が赤字とならないよう、施設のダウンサイジング(投資の縮小)を決定した(ダウンサイジング案)。

【処理施設の現状】

	平成25年度
処理能力	25,000m ³ /日
施設利用率	50.3%
最大稼働率	72.6%

【処理施設の更新投資案の比較】

	当初案	ダウンサイズ案
処理能力	25,000m ³ /日	20,000m ³ /日
N年度投資額	30億円	25億円
N+1年度減価償却費	1億2,000万円	1億円
N+1年度損益	△1,000万円	1,000万円

効果

- 大規模投資の与える影響を損益ベースで把握することで、投資規模の適正性を判断する際の参考とすることができた。
- ダウンサイジング(投資の縮小)に取り組んだ結果、損益赤字の発生を回避することができたため、使用料等の負担増加を回避することにつながった。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。
適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
 - ・ 発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
 - ・ 発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)
※ 公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
 - ・ 充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
 - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
 - 簡易水道事業 : 50%
 - ※ 従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にとっては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. 人的支援制度 ※

地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業

- 公営企業等の経営改善（公営企業会計の適用を含む。）等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。

公営企業経営支援人材ネット事業

- 総務省が公表する「公営企業支援人材ネット」リストの登録者の中から、地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、個別具体的な助言を得られるように支援。

※経営戦略の策定支援においても活用可能

5. 研修等の実施

- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施。 例：全国市町村国際文化研修所（JIAM）において研修を実施。
- 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣。

上記のほか、

- ・ 公営企業会計の適用に係る取組状況（移行予定時期等）を調査、公表。
- ・ 「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」の更新。

地方公営企業会計の体系

地方公営企業法

法 § 20において、企業会計の基本原則である「損益計算書原則」および「貸借対照表原則」が定められている。

第1項…その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。(損益計算書原則)

第2項…その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。(貸借対照表原則)

地方公営企業法 施行令

令 § 9において、損益計算書原則および貸借対照表原則のベースとなる「一般原則」が定められている。

第1項…真実性の原則

第2項…正規の簿記の原則

第3項…資本取引・損益取引区分の原則

第4項…明瞭性の原則

第5項…継続性の原則

第6項…保守主義の原則

※ 企業会計原則にある「単一性の原則」は、地方公営企業会計の一般原則の枠組みには含まれない。

地方公営企業法 施行規則

地方公営企業会計を適用するにあたっての具体的手法等が定められている。

第1章…総則

第2章…勘定科目の区分

第3章…資産等の評価等

第4章…減価償却

第5章…消費税及び地方消費税の整理等

第6章…長期前受金

第7章…引当金

第8章…表示

第9章…注記

第10章…予算等の様式

第11章…雑則

よるべき指針 (※)

地方公営企業法施行規則で定めた手法をより具体的に定めたもの。

(則 § 54により、「総務大臣は、法第三章、令及びこの省令の規定に基づき地方公営企業が会計を整理にするに当たりよるべき指針を定めるものとする。」とされている。)

※ 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針

企業会計原則と地方公営企業会計の体系比較

企業会計原則の体系

第二 損益計算書原則
第三 貸借対照表原則

第一 一般原則



損益計算書原則、貸借対照表原則

企業会計原則の「第二 損益計算書原則」及び「第三 貸借対照表原則」内で損益計算書(P/L)の区分、貸借対照表(B/S)の区分、配列等のB/S・P/Lに関する基本事項を規定。

企業会計原則注解

企業会計原則注解により、より具体的な会計手法について規定。

※ 民間企業はこれらをベースにして財務諸表等規則、金融商品会計基準、退職給付会計基準等が規定されている。

地方公営企業会計の体系

損益計算書原則(法 § 20①)
貸借対照表原則(法 § 20②)

一般原則(令 § 9)



地方公営企業法施行令

令 § 10～16により収益・費用の年度所属区分、資産等の増減又は異動の年度所属区分、未収・未払の計理、勘定の区分等のB/S・P/Lに関する基本事項を規定。

地方公営企業法施行規則 および よるべき指針

則及び指針により、より具体的な会計手法について規定。

※ 則及び指針では、地方公営企業特有の会計処理や、特例処理について規定(長期前受金、リース会計の特例 等)

一般原則を土台として損益計算書原則、貸借対照表原則があり、より具体的な会計手法等を別に定める体系は企業会計原則と同様

地方公営企業法に基づく予算・決算

地方公営企業の会計原則に従って、地方公営企業法、同施行令に定める予算・決算関係書類が作成される。

損益計算書原則(法 § 20①)
貸借対照表原則(法 § 20②)

一般原則(令 § 9)



地方公営企業法施行令

令 § 10～16により収益・費用の年度所属区分、資産等の増減又は異動の年度所属区分、未収・未払の計理、勘定の区分等のB/S・P/Lに関する基本事項を規定。

地方公営企業法施行規則およびよるべき指針

則及び指針により、より具体的な会計手法について規定。

※ 則及び指針では、地方公営企業特有の会計処理や、特例処理について規定(長期前受金、リース会計の特例 等)

予 算

法 § 24に基づき予算の調製が行われ、**令 § 17及び17の2に規定する予算書及び予算に関する説明書は発生主義に基づいて作成**される。

法 § 24

地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

令 § 17(予算書に掲げる事項)

- ①業務の予定量
- ②予定収入及び予定支出の額・・・収益的収支と資本的収支に区分して記載
- ③継続費
- ④債務負担行為 等

令 § 17の2(予算に関する説明書)

- ①予算の実施計画
- ②予定キャッシュ・フロー計算書
- ③給与費明細書
- ④継続費に関する調書
- ⑤債務負担行為に関する調書
- ⑥当該事業年度の予定B/S並びに前事業年度の予定P/L及び予定B/S

決 算

法 § 30に基づき決算の調製が行われ、**法 § 30⑦及び令 § 23に規定する決算関係書類は発生主義に基づいて作成**される。

法 § 30①

管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を合わせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

法 § 30⑦決算書類

- ①決算報告書
- ②損益計算書
- ③剰余金計算書又は欠損金計算書
- ④剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- ⑤貸借対照表

令 § 23(決算附属書類)

- ①キャッシュ・フロー計算書
- ②収益費用明細書
- ③固定資産明細書
- ④企業債明細書

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

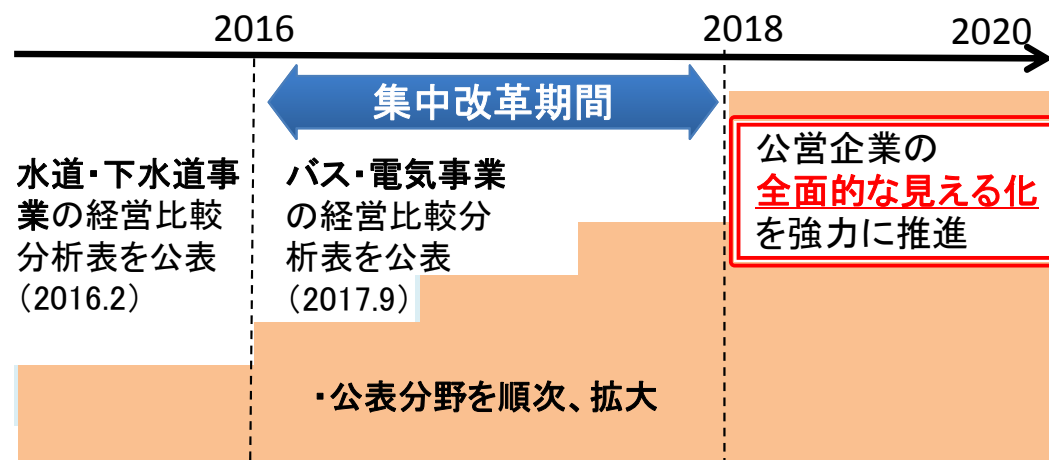
○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

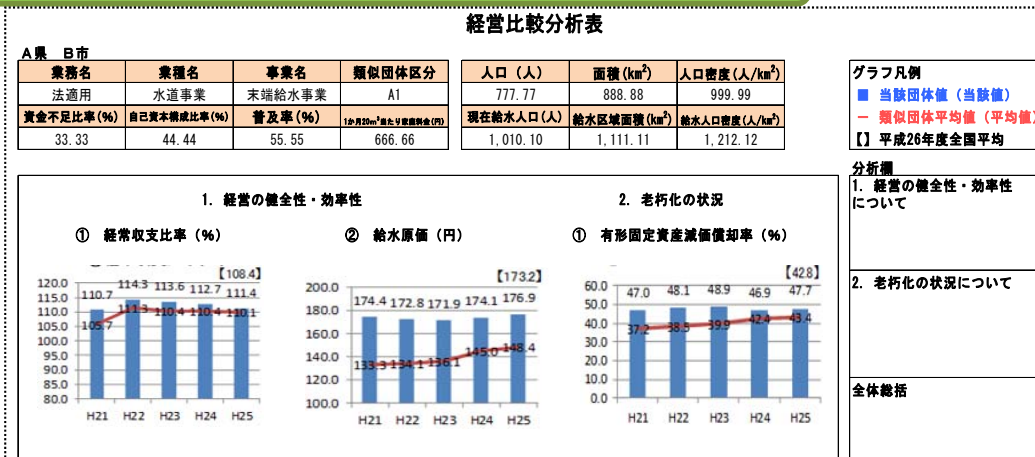
見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



誰もが比較検討しやすいイメージで公表



「経営比較分析表」の事例 ①

宮崎県宮崎市

水道事業

経営比較分析表

宮崎県 宮崎市

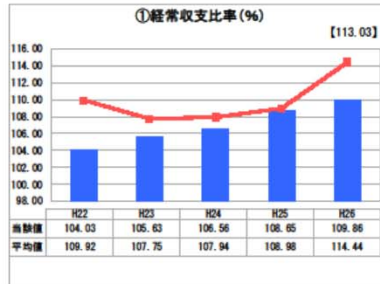
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	45.71	98.95	2,462

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
405,750	643.67	630.37
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
399,998	324.14	1,234.03

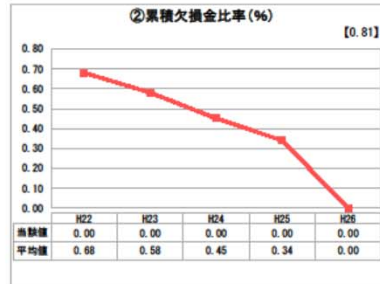
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



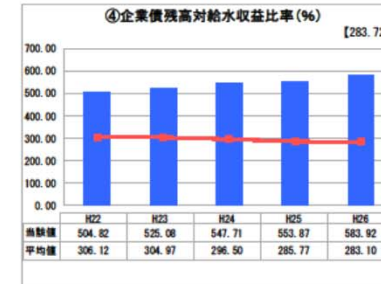
「経常損益」



「累積欠損」



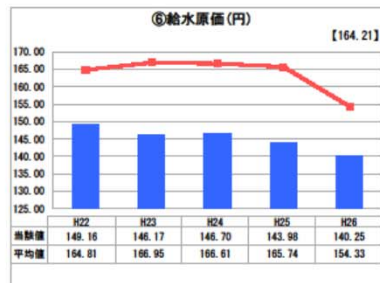
「支払能力」



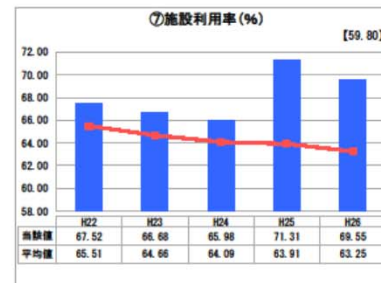
「債務残高」



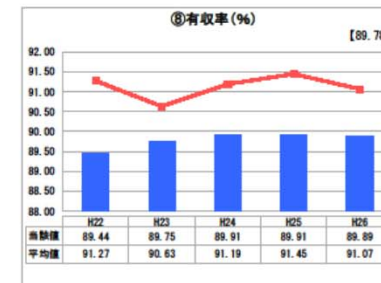
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

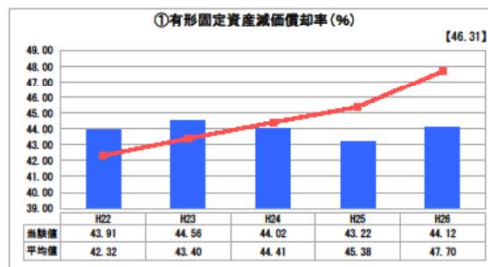


「施設の効率性」

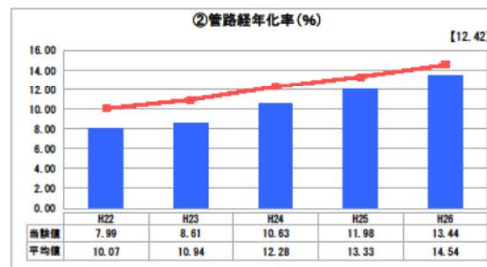


「供給した配水量の効率性」

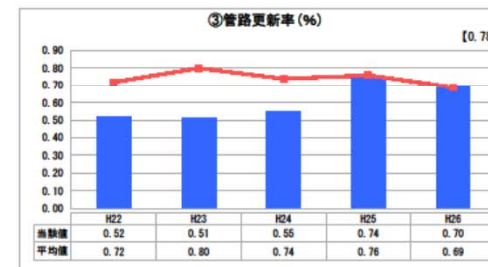
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

● 経営の健全性について
「経常収支比率」は100%以上を維持し、累積欠損もなく、「流動比率」も年次により上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。
一方、「料金回収率」が100%を下回っているため、現状としては、給水に係る費用を料金で賄えていません。
また、老朽化した施設の更新や耐震化に係る費用の財源を企業債に依存しているため、「企業債残高対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなっております。
これらのことから、早期に料金水準の見直しが必要な状況であります。

● 効率性について
「給水原価」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均より高いことから、費用と施設の効率性は高いと考えます。
「有収率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いことから、今後さらに充実した維持管理を実施し、供給した配水量の効率性を高める必要があります。

注) 「経常収支比率」、「流動比率」、「料金回収率」、「給水原価」のH26年度の数値については、会計制度見直しによる影響も含まれております。

2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を進めているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなっております。
「管路経年率」は、全国平均よりも高いものの、類似団体平均より低い状況であり、「管路更新率」が低いため、今後「管路経年率」は悪化していくと見込まれます。

全体総括

料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、投資の財源として借金への依存度が高いことから、経営の健全性や施設の健全性を図るためには、早期に料金水準の見直しが必要であると考えられます。
また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮のうえ優先度の高いものから実施していく必要があります。

【参考】

このような状況であることから、以前より検討を進めておりました料金水準の見直しについては、H27年12月議会において、H28年10月より水道料金を改定することが決定しております。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

「経営比較分析表」の事例 ②

島根県松江市

経営比較分析表

島根県 松江市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	下水道事業	公共下水道	Ad
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	48.51	74.33	92.25

1か月20㎡当たり家庭料金(円)
3,024

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
205,725	572.99	359.04
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
152,213	43.39	3,508.02

下水道事業

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当事業は、一般会計からの繰入れや長期前受金戻入など、使用料以外の収入を前提としたうえで、経営の健全性・効率性が保たれている状況である。

①経常収支比率が100%以上で、②累積欠損金も発生していないが、総収益のうち下水道使用料の占める割合は45%であり、一般会計からの繰入金など使用料以外の収入を含めて費用を賄っている状況である。

③流動比率は、20%台と低い値で推移しているが、これは流動負債に建設改良等に充てた企業債を含んでいるためであり、その財源は次年度の使用料や一般会計からの繰入金による収入を予定している。

④企業債残高対事業規模比率は、企業債残高の減少に伴って前年度に比べ低下している。

⑤経費回収率・⑥汚水処理原価は、減価償却費や支払利息等の費用のうち、一般会計からの繰入金などで賄った費用を除いて算定したものである。今後は、更なる経費削減とともに一般会計への依存度を徐々に下げること検討する必要がある。

⑦施設利用率については、処理場を有していないため算定できない。

⑧水洗化率は、類似団体との比較してほぼ同水準となっている。今後、大幅な上昇は見込めない状況であるが、近年供用開始した区域も含めた接続勧奨等で未接続世帯の接続促進を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

当事業は、平成26年度に面整備事業が完了したところであり、償却資産の大半を占める管渠は現時点で老朽化の割合は低いが、ポンプ場の機器等については、法定耐用年数を超えるものもある。

①有形固定資産減価償却率は、類似団体と比べ低い状況であるが、今後は年々上昇するものと見込んでいる。

②管渠老朽化率は、法定耐用年数に達したものが少ないことから0%となっているが、過去、一定期間に集中的に事業を実施した期間もあり、将来その当時の施設が一斉に耐用年数に達する状況となるため、事業の平準化も考慮した計画的な更新計画を策定する必要がある。

なお、当事業の汚水は、すべて島根県管理の流域下水道に接続して処理しており、処理場は有していない。

全体総括

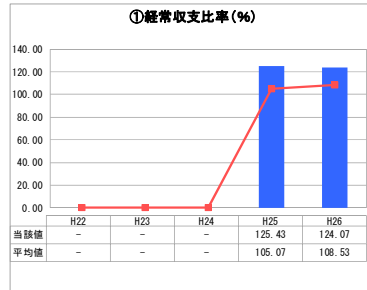
当市の下水道は、平成25年度から公営企業会計に移行するとともに、汚水処理人口普及率も97.3%に達し、平成26年度で面整備事業の完了宣言を行った。また、将来にわたり安定的な経営に向けて、平成27年1月に策定した「第一次松江市下水道事業経営戦略プラン」に基づき、公共下水道のほか集落排水や公設浄化槽などの事業も含めた下水道一体での経営健全化に取り組む。

【経営の健全化・効率化】
下水道未接続世帯への接続勧奨の実施や、地域の下水道事業実施時に事情により公共樹や下水管が未設置となった箇所等、下水道への接続を可能とするための工事(公共施設等)を実施し、接続の促進を図り、使用料収入の確保に努める。

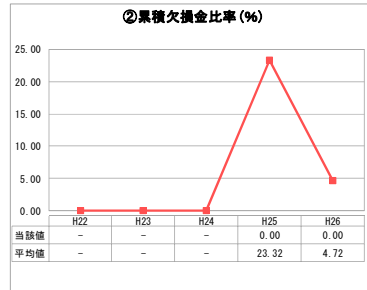
将来の更新費用と維持管理費用の縮減を図るため、集落ごとに設置した農業集落排水施設等の統廃合を推進する。

【老朽化対策】
ポンプ場施設等の設備・機器の更新期が近づいており、今後の更新を効率的に実施するため、機器等の劣化状況等を調査するとともに、施設ごとの更新計画を策定する。

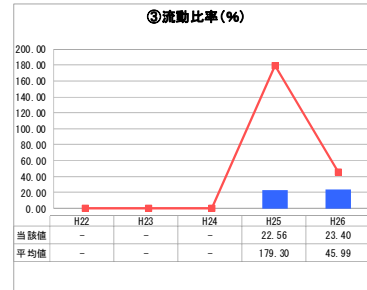
1. 経営の健全性・効率性



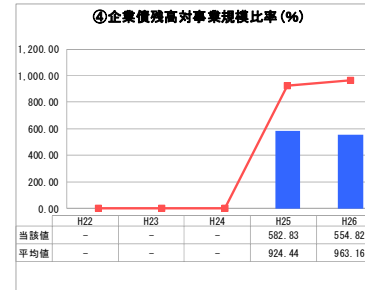
「経常損益」



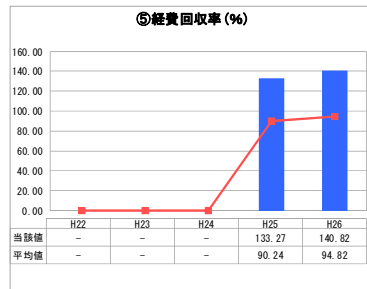
「累積欠損」



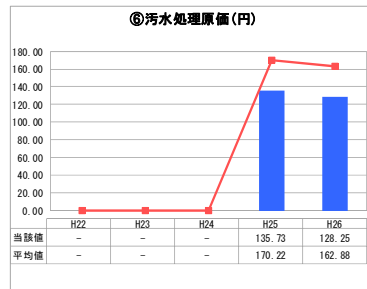
「支払能力」



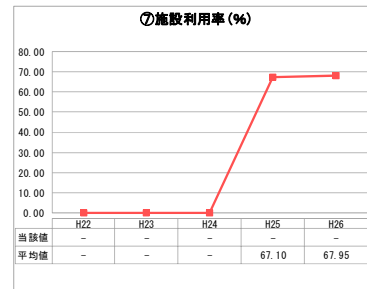
「債務残高」



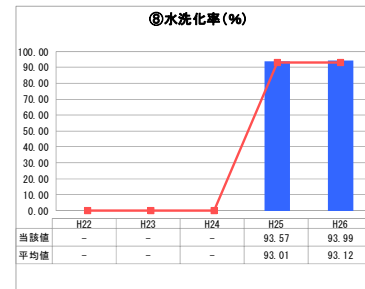
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

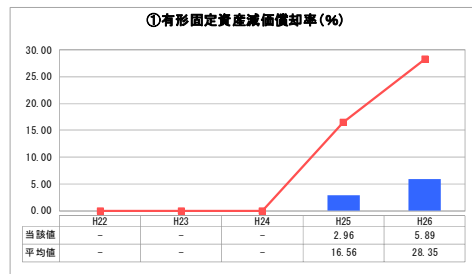


「施設の効率性」

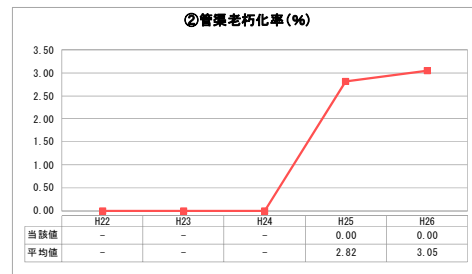


「使用料対象の捕捉」

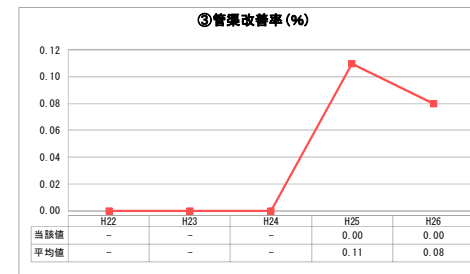
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

「経営比較分析表」の事例 ③

東京都

経営比較分析表

バス事業

東京都

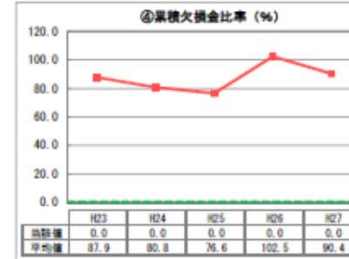
業種名	業種名	事業名	資金不足比率 (%)
法適用	交通事業	自動車運送事業	-
営業路線 (km)	年間走行キロ (千km)	在籍車両数 (両)	職員数 (人)
737.7	43,655	1,458	2,575
営業の委託割合 (%)	民間事業者の有無	地域公共交通網形成計画策定の有無	
17.1	有	無	

※民間事業者の有無とは、行政区域内で民間バス事業者が運行しているかどうかを指す。

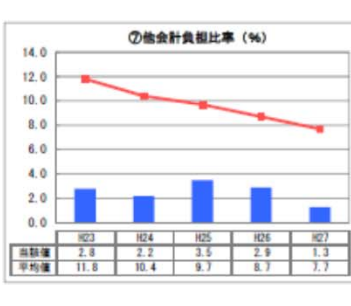
	H23	H24	H25	H26	H27
年間輸送人員 (千人)	203,716	212,246	212,563	214,099	217,889
総合計画総額 (千円)	1,059,254	822,171	1,311,884	1,134,077	504,217

1. 経営の健全性

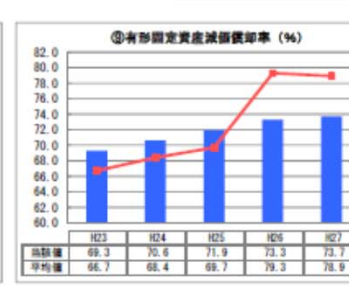
○事業の状況



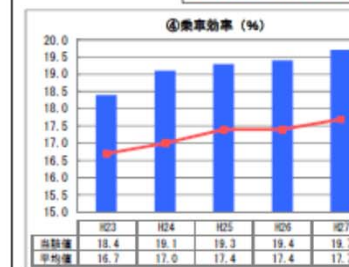
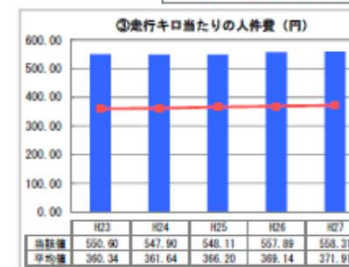
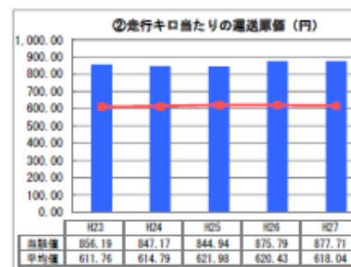
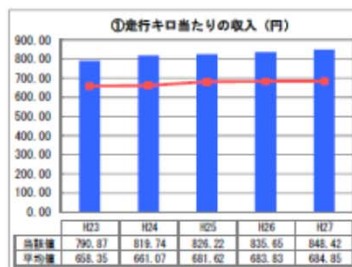
○独立採算の状況



○資産及び負債の状況



2. 経営の効率性



※民間事業者平均値は当該団体が所属する標準路線ブロックの民間平均値

分析欄

1. 経営の健全性について

- ・「経常収支比率」、「営業収支比率」は採算性の低い路線を維持していることなどから、100%を下回る厳しい状況にあります。
- ・「営業収支比率」は平均より高いにも関わらず、「経常収支比率」が平均より低いのは、他会計負担比率が低い(他会計からの負担金や補助金が少ない)ためと考えられます。
- ・「流動比率」は100%を上回っており、支払能力に問題はありません。
- ・累積欠損金はありません。
- ・「利用者1回当たり他会計負担額」と「利用者1回当たり運行経費」は輸送人員の増加傾向もあり、低減傾向にあります。
- ・「他会計負担比率」は公営企業平均値より低い水準にあり、繰上基準内の人件費に対する補助金のみです。
- ・「企業債務高対料金収入比率」は企業債務高が減少する一方で料金収入が増加しているため、減少傾向にあります。
- ・「有形固定資産減価償却率」はバス車両の実際の耐用年数が法定耐用年数を上回っていることなどから、数値が大きくなっています。また、近年車両の使用期間を延長したことに伴い、数値が増加傾向にあります。

2. 経営の効率性について

- ・「走行キロ当たりの収入」、「走行キロ当たりの運送原価」、「走行キロ当たりの人件費」は都内区部における平均時速が低いことなどから、民間事業者平均値を上回っています。
- ・「乗車効率」は公営企業平均値を上回るとともに、輸送人員の増加を反映して、増加傾向にあります。

全体総括

- ・都営バスは、東京の都市活動や都市生活に欠かせない公共交通機関として重要な役割を担っています。また、採算性が低く民間企業では運行が難しい路線であっても、地域に必要な路線については、公営企業として維持しています。
- ・平成27年度に策定した「東京都交通局経営計画2016」(平成28年度～平成33年度)に基づき、開発が進み急増する臨海地域等の輸送需要に対応するため、路線やダイヤの拡充に必要な乗務員や車両の増備を先行して実施します。このため当面赤字が見込まれますが、早期の黒字化を目指し、乗車収入の増加や経費の削減などに努めていきます。

④

東京都

電気事業

經營比較分析表

[illegible]

※1 行政区域内の調査地にのみ見られたことが数割に明らかであるものを対象。なお、この基準情報をもって全ての地震防災レベルへの取り組みを評価するものではない。

年間発電電力量 (kWh)	H23	H24	H25	H26	H27
火力発電	112,106	122,804	76,238	127,589	86,670
水力発電	—	—	—	—	—
風力発電	—	—	—	—	—
太陽光発電	—	—	—	—	—
合計	112,106	122,804	76,238	127,589	86,670

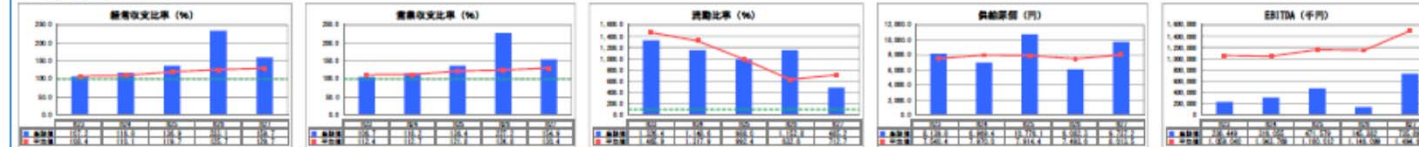
	第11号留保	第11号	合計
中間電力収入(平均)	1,508,418	-	1,508,418

利益剰余金の使途について（具体的な使用実績事業を記入してください）

●新卒奨励金の使途
事業費への繰入れ 546, 570千円
繰前投資株式会の繰立 586, 764千円
●繰立金増減
利益繰立金 305, 318千円
中小法人増資開始金繰立金 803, 747千円
繰前投資株式会 1, 636, 872千円

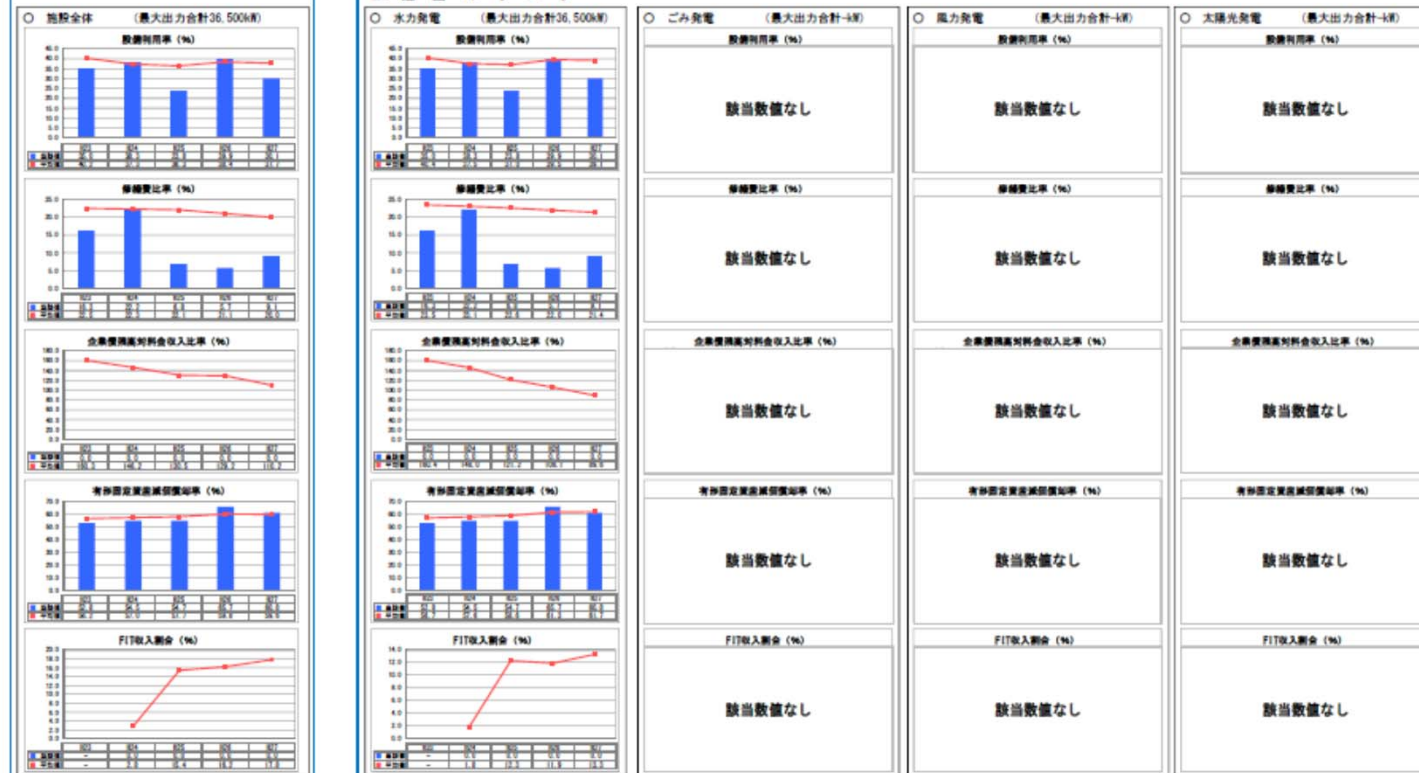
●電気事業全体

1. 経営の状況



● 発電型式別

2. 経営のリスク



※ 平成22年度から平成23年度における各指標の全量平均値は、南緯の地域数に基づいて算出していますが、貯蓄利率及び総償還比率、全量償還率及び社会収入比率、貸付国定貸付償還比率、貸付収入割合については、平成22年度の借付数に基づいて平均値を算出しています。

分析题

①、経営の状況について
 ・「経常収支比率」、「営業収支比率」、「流動比率」は安定して100%を上回って推移しており、経営状況は安定しています。
 ・「当座比率」は「流動比率」の増減等により無常動が認められることから、年度ごとの水準が安定していません。
 ・「B1114」は増減傾向にありますが、平成26年度は特別損失を計上したため、平成27年度から大幅な減少傾向に転じたことが要因と見られます。
 ・流動比率から公算により算定した事業所に帰属するの借入を考慮しており、流動比率により「経常収支比率」、「営業収支比率」とも平成24年度以前と比較値が上昇しています。

2. 経営のリスクについて

・「税制調査会」は、ダム建設費の増減等により発電量が定むられることから、増減などの上下が大幅に、平均と比べて値が小さくなっています。
 ・「新幹線工事」は、土名建設工事の費増減などにより、近年は急ぐ推移しています。
 ・企業関係費は、新幹線工事に必要な資金は、積立定期預金貸付金等により確保されています。
 ・「高規格定資産増価率」は、平成27年度の施設更新により急低下しています。
 ・ β による収入はあまりません。

金佛龍標

・東京都の電気事業は、多摩川の流水を利用した水力発電により、地域の安定的な電気の供給に貢献している。平成27年度に策定した「東京交通・エネルギー計画2018」（平成28年度～平成33年度）に基づき、今後とも、環境に優しいクリーンエネルギーである水力発電による電力を安定的に供給するため、施設・設備の計画的な更新を行うとともに、電気事業を取り巻く環境の変化などに的確に対応し、恒常的なかつ安定的な給電を行っている。